

令和5年 第1回定例会

# 浦 白 町 議 会 会 議 録

令和5年3月 3日 開会

令和5年3月16日 閉会

浦 白 町 議 会

# 浦臼町議会第1回定例会 第1号

令和5年3月3日（金曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第2号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第3号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第4号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第5号 浦臼町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第6号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第7号 浦臼町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第8号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第9号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例について
- 13 令和5年度町政執行方針
- 14 令和5年度教育行政執行方針
- 15 議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について（内容説明まで）
- 16 議案第11号 令和5年度浦臼町一般会計予算（概要説明まで）
- 17 議案第12号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計予算（概要説明まで）
- 18 議案第13号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算（概要説明まで）
- 19 議案第14号 令和5年度浦臼町下水道事業会計予算（概要説明まで）

○出席議員(9名)

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	課	明	日	将	幸	君
総	務	課	早	坂	隆	広	君
住	民	課	中	田	帯	刀	君
福	祉	課	齊	藤	淑	恵	君
福	祉	課	城	宝	睦	己	君
産	業	課	馬	狩	範	一	君
建	設	課	上	嶋	俊	文	君
教	育	委	横	井	正	樹	君
事	務	局					
農	業	委	畑	山		証	君
代	表	監	笹	木	政	廣	君
		査					
		委					
		員					
		会					
		長					

○出席事務局職員

局		長	國	田	朋	子	君
書		記	三	部		航	君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第1回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番牧島議員、8番中川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの14日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をします。

初めに、令和4年第4回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

令和5年2月2日、沼田町ほろしん温泉ほたる館において、令和5年第1回空知町村議会議長会定期総会に出席してまいりました。令和4年度歳入歳出補正予算、令和5年度事業計画並びに令和5年度歳入歳出予算案を原案どおり可決し、協議事項としては令和5年6月15日札幌市ホテルポールスター札幌で開催予定の北海道町村議会議長会の定期総会に空知町村議会議長会から提出する議題及び提案説明者が

南幌町議会議長と決定をいたしました。

協議事項の2番目には、役員改正に伴い第1回臨時会を5月19日と決定し、総会を終了いたしました。

以上、報告といたします。

次に、監査委員より令和4年12月から令和5年2月に実施した例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので報告済みといたします。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

#### ◎日程第4 行政報告

##### ○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

##### ○町長（川畑智昭君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第1回定例会では、議案13件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第4回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告をいたします。

まず、新型コロナウイルスに関しまして、年明けに全国で1日の感染者数が24万人を超えてからは一貫して減少を続け、現在では全国で1万人前後、北海道でも数百人規模にまで激減しています。

政府は今後の対応方針を明らかにし、今月13日からマスクの着用を個人の判断にゆだねるとし、また5月8日からは感染症の区分を2類から5類へ引き下げを決定しています。3年以上にわたり全世界を混乱させ続けてきたコロナ禍がようやく大きな区切りを迎えようとしています。

政府の発表や今後の動向に注視しながら、町内的にもウイズコロナに向けた対応を進めてまいります。

3年ほど前から地元との協議を進めてきておりました晩生内第2町内会の再編につきましては、昨年第3町内会との統合という協議が整い、実質的に本年1月1日より新体制での運営が開始されています。

なお、1月29日に開催された町内会統合設立総会において、町内会として正式に承認され、46年ぶりの行政区の見直しとなりましたが、今後におきましても地域の意向や課題に留意し対応してまいりたいと思います。

長年要望しておりました防災マネージャーの採用につきましては、新年度に向けて

応募をいただき、2月6日に面接を行い適任と判断し、採用を決定させていただいております。

現在、陸上自衛隊滝川駐屯地に所属しており、4月からの採用となります。待望の専任職員の配置となり、本町の防災行政全般のレベルアップにつなげてまいりたいと考えてございます。

以上、行政報告といたします。

○議長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第4回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、2点につき報告をさせていただきます。

従来の新成人の集いの名称を改め、1月8日に開催いたしました浦臼町二十を祝う会につきましては、学齢簿等から案内をいたしましたところ、10名の出席をいただき、門出を祝福しております。

次に、2月26日に農村センターで開催をいたしました第27回B & G財団会長杯争奪剣道大会につきましては、平成31年2月開催の第26回大会以来4年ぶりの開催となりました。4市4町から63名の選手の参加をいただき、小学4年生以下の部、小学五、六年生の部、中学生の部の団体戦による熱戦が繰り広げられたところでございます。

競技運営につきましては、浦臼剣道連盟と連盟少年部父母の会の全面的なご協力をいただいております。感謝申し上げます。

すべてをコロナ前に戻すことが正しいとは思いませんが、今後さまざまな活動の再開が期待されるところでございます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長

これで、行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長

日程第5、議案第2号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案第2号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,042万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,052万2,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債の補正」による。

令和5年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

1、追加でございます。5款農林水産業費、1項農業費、事業名、肥料高騰対策支援金事業、金額1,469万4,000円でございます。こちらは令和4年第4回定例会におきまして議決賜りました一般会計補正予算(第5号)並びに本補正予算に追加計上しております肥料の価格高騰に対し助成する事業であり、繰越事業として令和5年度に実施するため設定するものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。9ページをごらんください。

1、追加でございます。令和4年度から令和7年度の期間で設定する事項と限度額につきましては、し尿収集運搬業務委託料、限度額1,017万9,000円でございます。設定開始年度より複数年度にわたり業務の履行を可能とするため必要があるため追加するものでございます。

次に、令和4年度から令和5年度の期間で設定する事項と限度額について、順に読み上げます。

ホームページ保守業務委託料、限度額59万4,000円、ネットワーク機器等保守業務委託料、限度額189万7,000円、セキュリティークラウド保守業務委託料、限度額44万5,000円、戸籍電算システム保守業務委託料、限度額16万円、番号制度関連保守業務委託料、限度額203万5,000円、全国町字ファイル保守業務委託料、限度額14万3,000円、行政手続きオンライン化関連保守業務委託料、限度額88万6,000円、地理情報システム保守業務委託料、限度額70万円、ごみ収集運搬業務委託料、限度額1,413万8,000円、一般廃棄物最終処分場水処理施設維持管理業務委託料、限度額316万5,000円、町立診療所超音波診断装置保守点検業務委託料、限度額14万6,000円、町立診療所デジタル画像診断システム保守点検業務委託料、限度額58万1,000円、町立診療所X線透視撮影システム保守点検業務委託料、限度額124万1,000円、減量化施設管理業務委託料、限度額192万1,000円。

続きまして、10ページをお開きください。鶴沼公園等管理業務委託料、限度額1,274万円、町道等維持補修業務委託料、限度額1,650万円、Jアラート受信機保守業務委託料、限度額8万8,000円、防災行政無線保守点検業務委託料、限度額48万8,000円、外国語指導助手業務委託料、限度額532万7,000円、学校情報機器保守業務委託料、限度額462万円、以上、20の事項でございます。

これらの業務につきましては、令和5年度当初から業務の履行を可能とする必要があるため追加するものでございます。

次に、第4表、地方債の補正についてご説明いたします。11ページをごらんください。

1、追加でございます。起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業、限度額6,170万円でございます。本事業は過疎対策事業債のうちいわゆるソフト対策事業に充当する地方債として借り入れるものであります。

次に、同じく追加でございます。起債の目的、郷土史料館空調設備設置事業、限度額210万円でございます。令和4年第2回定例会におきまして議決賜りました一般会計補正予算（第1号）に計上いたしました本事業に充当する地方債として借り入れるものであります。

今回の地方債の補正における起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、両起債共通の内容となっております。起債の方法につきましては証書借り入れ、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法でございますが、政府資金についてはその融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるものとするものでございます。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものといたします。

次に、歳入歳出予算の補正について、まず歳出よりご説明申し上げます。26ページをお開きください。

なお、今回の補正予算の主な内容につきましては、不用額及び各事業の決算見込みに基づく精査、事業費の確定に伴うものでございます。

主なものについてご説明申し上げます。

1款議会費、1項1目議会費、補正額97万9,000円の減でございます。3節職員手当等におきまして、当初予算計上時と比較し期末手当の支給月数が0.05月分減となったことに伴う減額でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額1,548万4,000円の減でございます。1節報酬におきまして、会計年度任用職員の任用減による減額するとともに、4節共済費におきましても報酬の減額に伴い生ずる負担金を不用額とし減額するものでございます。

2目財政管理費、補正額4,323万6,000円の追加でございます。24節積立金におきまして、過疎地域自立促進特別事業基金へ4,100万円、公共施設建設



基金へ5,000万円を追加するとともにふるさと納税の決算見込み額によりますふるさと浦臼応援基金への積立金4,750万円の減額を計上するものでございます。

3目企画費、補正額418万円の減でございます。コロナ禍に伴う東京浦臼会総会の中止、地域おこし協力隊事業及び町民まちづくり活動応援補助金の減のほか29ページの18節負担金補助及び交付金におきまして、定住促進住宅取得応援成金を追加計上するものでございます。

28ページをごらんください。

7目生活交通対策費、補正額1,167万8,000円の減でございます。14節工事請負費におきましてはJR軌道などの撤去工事に係る執行残を減額し、17節備品購入費におきましては町営バス浦臼滝川線におけるバス停を他の路線バスとの強化対応とし、専用バス停の箇所数が減少したことに伴う減額、18節負担金補助及び交付金におきましてタクシー等乗車負担金、一般営業タクシー運行事業助成金につきましては決算見込みに基づき減額するとともに乗り合いタクシー運行事業補助金につきましては決算見込みに基づき追加計上するものでございます。

8目諸費、補正額2,765万円の減でございます。7節報償費におきまして、ふるさと納税記念品、いわゆる返礼品に係る不用額を減額するとともに11節役務費におきまして、ふるさと納税事業に係る口座振替手数料などを減額するものでございます。2月末現在の申し込み件数は2,592件となっており、昨年度の申し込み件数より2,396件の減となっております。

2項1目職員給与費、補正額2,330万8,000円の減でございます。2節給料におきまして、特別職に係る独自削減実施分の減額、一般職の昨年度末退職に伴う不用額をそれぞれ減額するとともに、31ページの4節共済品につきましては給料の減額に伴い生ずる各組合への負担金を不用額として減額するものでございます。

30ページをごらんください。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額134万2,000円の減でございます。12節委託料におきまして、システム改修業務委託等の完了に伴い執行残を減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、32ページをお開きください、1目社会福祉総務費、補正額12万7,000円の減でございます。19節扶助費におきまして、高齢者世帯等除雪費助成事業における1申請当たりの見込み単価が増となったことに伴い追加計上するものであります。27節操出金におきまして、国民健康保険特別会計に対する操出金を当該特別会計の決算見込みに基づき減額するものでございます。

5目障がい者福祉費、補正額778万7,000円の減でございます。19節扶助費におきまして、障がい児施設措置費、障がい者医療費、障がい福祉サービス給付費、日常生活用具給付費に係る給付実績がそれぞれ減少したことに伴い減額するものでございます。

7目住民税非課税世帯等給付事業費、補正額220万円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、住民税非課税世帯等給付金に係る実績による減となっております。申請件数は180世帯でございます。

8目電気ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費、補正額190万円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、電気ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る実績見込みによる減となっております。

2項児童福祉費、34ページをお開きください、5目児童福祉施設費、補正額1,041万3,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園運営事業者に対する運営助成金及び認定こども園運営事業者に対し交付しております施設型給付費の決算見込みに基づき追加計上するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額1,074万2,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、介護予防地域生活支援総合事業費負担金につきましては、サービス利用者数の見込み精査に伴い減額するものでございます。また空知中部広域連合負担金につきましては、介護保険事業における介護保険給付費減に伴い減額するものでございます。

2目後期高齢者医療費、補正額138万7,000円の減でございます。27節操出金におきまして、後期高齢者医療特別会計に対する操出金を当該特別会計の決算見込みに基づき減額するものでございます。

4款衛生費、36ページをお開きください、1項2目予防費、補正額835万2,000円の減でございます。7節報償費におきましては認知症健診事業の中止に伴う減額でございます。12節委託料におきまして、各種健診に係る受診者の減や任意接種などを初めとする予防接種者の減に伴い不用額をそれぞれ減額するものでございます。22節償還金利子及び割引料におきましては、感染症予防事業につきまして令和3年度受け入れ済みの国庫補助金の一部について確定額に合わせ歳出予算より返還するものでございます。

2項2目し尿処理費、補正額211万5,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、合併処理浄化槽の設置申請がなかったため減額するものでございます。

38ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額1,640万8,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、ニンニク産地化支援事業及び農業活性化支援事業補助金につきましては、事業実績見込みに伴い減額するとともに、令和4年第4回臨時会におきまして議決賜りました一般会計補正予算（第2号）に計上いたしました経営承認発展支援事業補助金につきましては不採択となったことに伴い減額するものでございます。

8目水利施設管理費、補正額1,615万2,000円の減でございます。10節需用費におきましては執行見込みに基づく精査による不用額の減、14節工事費におきましては工事完了に伴う不用額の減、18節負担金補助及び交付金におきましてはとともに事業費精査に伴う減となっております。

40ページをお開きください。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額1,550万4,000円の減ござい

ます。18節負担金補助及び交付金におきまして、中小企業振興助成金につきましてもは助成実績に伴う減額、企業立地促進事業助成金につきましてもは申請実績がなかったことに伴う減額でございます。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額165万1,000円の減でございます。14節工事費におきまして、道路補修工事に係る執行残を減額するものでございます。

42ページをお開きください。

3目橋梁維持費、補正額232万3,000円の減でございます。12節委託料におきまして、橋梁点検近接目視業務委託ほか2業務委託に係る執行残を減額するものでございます。

4目除雪対策費、補正額342万4,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、燃料費の高騰などの要因により所要額を追加計上するとともに17節備品購入費におきましては雪寒機械車両の購入額が確定したことに伴い減額するものでございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額190万3,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、高等学校通学等支援助成金、学校給食費助成金につきましても、執行見込み及び実績に基づき精査の上それぞれ減額するものでございます。

46ページをお開きください。

歳出合計1億3,042万円の減でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12ページをお開きください。

1款町税、1項1目町民税個人分、補正額670万4,000円の追加でございます。均等割につきましてもは、賦課実績におきまして納税義務者数が当初見込みを上回ったことに伴い追加するものであり、所得割につきましてもは、予算計上時見込み収納率からの収納率向上分に係る追加計上となっております。

2目町民税法人分、補正額366万1,000円の追加でございます。法人からの申告納付額の増加に伴う法人税割362万円の追加が主な内容となっております。

2項1目固定資産税、補正額802万2,000円の追加でございます。事業用資産が増となったことが主な追加要因でございます。

3項1目軽自動車税、補正額124万5,000円の追加でございます。登録後13年経過の車両に課されます重課税率分の増が主な増額要因でございます。

2款地方譲与税、2項1目地方揮発油譲与税、3項1目森林環境譲与税及び3款利子割交付金、1項1目利子割交付金につきましてもは、3月交付分の交付見込み額を考慮し減額するものでございます。

7款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金、補正額800万円の減でございます。今年度の交付見込みを考慮し減額するものでございます。

14ページをお開きください。

10款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額2,960万4,000円の追加

でございます。地方交付税の一部改正する法律に基づく再算定による追加計上でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、16ページをお開きください、4目土木使用料、補正額153万4,000円の減でございます。2節住宅使用料におきまして入居者数の減に伴い減額となったことが主な要因となっております。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、補正額121万円の減額でございます。1節社会福祉費負担金におきまして、障がい者自立支援給付費、障がい者医療費、障がい児施設措置費に係る給付費が減額となったことから、国庫負担分319万円を減額するとともに、道費負担分につきましても同様の理由により後段の15款道支出金にて補正計上するものでございます。2節児童福祉費負担金におきましては、認定こども園の在園児童数の増に伴い施設型給付費が増額となることから、国庫負担分152万7,000円を追加計上するものでございます。

2項1目総務費国庫補助金、補正額615万円の追加でございます。1節総務費、総務管理費補助金につきましては、地域内フィーダー系統確保維持補助金におきまして、交付見込み額に基づき追加計上するものでございます。また地方創生臨時交付金におきましては、国の追加配分に基づき今年度実施しております新型コロナウイルス感染症対策交付対象事業の財源として追加計上するものでございます。2節戸籍住民基本台帳費補助金におきましては、戸籍事務のマイナンバー制度導入に対応するため、社会保障番号制度システム整備費補助金として501万6,000円を追加計上するものでございます。

18ページをお開きください。

2目民生費国庫補助金、補正額592万8,000円の減でございます。1節社会福祉費補助金におきましては、住民税非課税世帯等給付事業及び電気ガス食料品等価格高騰緊急支援給付事業につきましては、給付実績及び給付実績見込みに伴う減でございます。

5目土木費国庫補助金、補正額239万8,000円の追加でございます。1節道路橋梁費補助金におきまして、雪寒機械購入事業等の交付額の確定に伴い減額するとともに2節住宅費補助金におきましては、公的賃貸住宅家賃低廉化事業交付見込み額に基づき追加計上するものでございます。

15款道支出金、2項道補助金、20ページをお開きください、4目農林水産業費道補助金、補正額224万9,000円の追加でございます。各種農業関係補助事業の事業費確定に伴う追加と減額の精査となっております。

17款寄付金、1項寄付金、22ページをお開きください、2目ふるさと応援寄付金、補正額5,350万円の減でございます。申し込み件数の減に伴い減額するものでございます。

20款町債、1項2目総務債、補正額5,970万円の追加でございます。本補正予算において追加いたします地方債過疎地域持続的発展特別事業を計上するものでございます。

24ページをお開きください。

4目土木費、補正額2,850万円の減でございます。雪寒機械購入事業、橋梁長寿命化事業、緊急自然災害防止対策事業などに係る事業費の確定に伴いそれぞれ起債額を精査するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額1億3,463万4,000円の減でございます。財源調整に伴う財政調整基金への繰り戻し9,018万4,000円、街路灯維持に関する事業費の確定に伴う基金への繰り戻し40万円、ふるさと浦臼応援基金充当事業の事業費確定に伴う基金への繰り戻し3,935万円、札沼線代替交通関連事業費の確定に伴う基金への繰り戻し470万円をそれぞれ計上するものでございます。

歳入合計、歳出と同額1億3,042万円の減でございます。

以上が、議案第2号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○議長

これより、質疑を行います。議事の進行上、歳出から進めたいと思います。予算書の26ページをお開きください。1款議会費から39ページ4款衛生費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

ふるさと納税の減額についてなんですけれども、ページ数でいえば26ページでは基金積立金にマイナスの4,700万円という数字、それから次のページのふるさと納税記念品のところで説明を受けたのは、件数がマイナスの2,396件ということで半分になっているというこの現状、今までも減っていたけれども、今年の減り方はちょっと残念な減り方になっているのですけれども、このことについて原因というのを分析されておりますか。

今後ここを増やしていくというところで、各自治体しのぎを削っていらっしゃって、工夫を凝らしていらっしゃるところで、自治体によって差があるわけです。すごく増やしているところと減らしているところと。

浦臼町においては、素材というものはワインがあり、ジビエ肉があり、そして神内さんの牛肉もあり、農産物もありと、素材がこれだけ揃っているのになぜこういう状態に陥っていくのかというところは研究しなければならないということは、昨年も申し上げたはずなんですけれども、それでこの状態ということで、これをどのように分析していらっしゃいますかというところをお聞かせください。

#### ○議長

明日見課長。

#### ○総務課長（明日見将幸君）

折坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、減った品目について報告させていただきたいと思います。

まず、令和3年度と4年度を比較いたしまして、本町の納税で一番減ったものが神

内和牛のハンバーグでございます。令和3年度につきましては1,877件申し込みがありまして、令和4年度、予定でございますが、今のところ586件ということで、約1,300件の減少となっております。

また、お米についてなんですけれども、10キロのお米が令和3年度は1,316件、令和4年度については828件ということで、これも約500件、3番目にトウモロコシ、コーンなんですけれども、令和3年度は611件、令和4年度は244件で、これも400件相当の減となっているところでございます。

次に、メロンも令和3年度、771件、令和4年度につきましては599件ということで約200件近い数字が減となっております。

お米についてなんですけれども、ほかの町の情報とかを見ると、お米をミックスとかブレンドとかをして結構20キロ 1万円だとか、12キロから15キロ1万2,000円ということで、本町より10キロなんですけれどももっと多いキロ数でお米をどうしてもやっておりますと、その辺が差がついているのかなと思います。

あとメロンについては、やっぱり夕張メロンとか三笠メロンとかブランドが強いので、ちょっとその辺が知名度が低いのかなと思ってございます。

あと神内さんのハンバーグが一番減ってはいるんですけれども、サイトを見ますと、やっぱりうちでいうと10個で1万円ちょっとなんですけれども、今見ると大体20個で販売しているものが多いので、どうしても個数の差によってちょっと低いのかなと思っているところでございます。

今後、令和4年度から一応町の方針としてはサイトの数をふやしたいなと思ってございます。一応楽天のサイトを増やして、何とか増につなげたいなと考えております。

以上でございます。

#### ○議 長

質疑ありませんか。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

今の件ですけれども、いろいろ工夫はしていくということでございますが、ぜひ販売戦略のプロとか見せ方ですね、デザイナーさんのアドバイスを受けるとか、そういう専門的な外部からの知識、知見をいただきながら、販売の仕方を変えていかないと、同じことをやっても減るばかりではないかなと私は思うのですけれども、そういう点に関してはどうですか。専門家のアドバイスを受ける、そういう研究の仕方はどうですか。

#### ○議 長

早坂主幹。

#### ○総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまの折坂議員のご質問にお答えさせていただきます。

専門家のご意見等を伺うことも重要だとは思いますが、そちらについても予算等の関係もございまして、専門家のご意見をいただくということになれば専門家に報酬なり委託なりという形になるかと思っております。その辺の予算計上等の関係もござい

ますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかにございせんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

除雪対策費の関係でお伺いしたいんですけれども、ことしは例年になく雪が多かった印象があり、各市町村も追加補正しているところがあるんですけれども、うちの町の補正、燃料高騰によるということで574万3,000円という計上があるんですけれども、正直な話、これで済んだという判断でいいんですか。

○議 長

何ページ。

○3番（柴田典男君）

行き過ぎた。ごめん。また後で。

○議 長

ほかにありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

27ページですが、総務費、一般管理費の中での1報酬、会計年度任用職員の報酬1,100万円からの減額ということであります。当初予定されていた人数ないし部署がそうならなかったことの減額幅と理解しますが、これはどこの部分の減額幅になりますか。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

報酬についてなんですけれども、当初予算で組んでいました防災マネージャー1名約500万円、地域おこし協力隊1名約300万円、あと教育委員会社会教育系の会計年度任用職員250万円、この3名で約1,000万円ちょっととなっております。それにつきましてあと執行残という形でご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議 長

ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

ないようですので、では次に40ページ、5款農林水産業費から最後までを質疑を受けます。

質疑ありませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

先ほど質問したとおりなんですけれど、道の方からも今回除雪対策費で各市町村に補助金、補正したような報道があったんですけれど、うちの町の補正が燃料高騰の五百幾らということなんですけれども、これで済んだという判断でいいのかなと。今回の除雪対策費ですけれど、うちの本町のね。その質問です。

○議長

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

柴田議員の質問にお答えいたします。

今回の補正につきましては、補正といいますか雪の降り方につきましては12月にうちの町の例年の年間降雪量が8メートルちょっとのところ4メートルを超えるような大雪、また1月になって降雪量は落ちついたのですが、毎日のように出勤基準をぎりぎり超えるような降雪が続いたおかげで、どうしても出勤回数がふえてしまったという結果で、現状につきましては降雪、積雪量ともに平年並みというより若干多いぐらいの部分でおさまってはいるのですけれども、それによりまして年間7万リットル程度の燃料費がこの補正予算の中身ですと10万8,000リットル程度まで増額しております。

それに燃料費の高騰を加えた中での積算となっておりまして、ちょっとことしについては降り方が異常だったというような認識はしておりますが、一応これでおさまったという認識でございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

45ページですが、高等学校通学生徒情報通信機器なんですけど、恐らくこれ今新たに昨年からは始まっている多分高校でのタブレットの使用だと思うのですが、この辺の申請された方、何名ぐらいなのか、ちょっと中身を教えていただければ。

○議長

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

高等学校通学生徒の情報通信機器の導入助成の関係でございますが、対象者14名でございますが、制度利用者につきましては11名でございます。残り3名の方についてでございますが、1名の方は申請をしないということになってございます。またもう1名の方については学校の方で準備しているということになってございます。1名の方は申請が来ていないという状況になってございます。

以上でございます。

○議長



ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

もう一点、43ページですが、前も1回、聞いたことがあるんですけども、ちょっと度忘れしたので改めてお聞きしたいのですが、低濃度PCBの処分業務委託料なんですけど、減額になってはいますが、この中身、どのPCBの処分だったのかと、それとこの低濃度PCBの処分が今後まだあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

静川議員の質問にお答えいたします。

今回の低濃度PCB処分委託料につきましては、千代久橋の橋高欄の塗料に含まれているPCB成分の処分に係る部分でございます。

今後につきましては、調査してみないとわからないんですけども、古い塗料には含まれている可能性が非常に高いということで、今後調査しながら、設計、施工時にこういったものが出てくる可能性は大いにございます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

それでは、歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

それでは、次に歳入に入ります。歳入全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

それでは、歳入歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ちょっと両方関連するのであれだったんですけど、認定こども園の関係で質問させていただきたいと思います。35ページになります。

先日も政務調査をしたわけで、内容的にはお伺いしたんですけども、この最後、認定こども園運営助成金の637万3,000円の追加による総額の金額、それから施設型給付費等の404万円追加による総額を教えてください。

○議長

城宝主幹。

○福祉課主幹（城宝睦己君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

まず、認定こども園運営助成金の補正後の金額でございますが1,337万3,000円でございます。

次に、施設型給付費等の補正後の総額でございますが5,780万円でございます。以上でございます。

○議長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

先日、その内容の説明はちょっと受けなかったんですけど、その施設型給付費の方は国であったり道であったりが割合をもって補助されてくるものだと思うんですけども、その例えば申請するための基礎数字は子供の数であったり、面積であったり、先生の数だったりなのかなと思うのですけれども、国、道の割合があると思うのですけれども、国の支出金の方がふえてきているのですけれども、道の支出金の方は減ってきているのですよね。どうしてですか。

○議長

城宝主幹。

○福祉課主幹（城宝睦己君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

基本的な部分につきましては、国費の方の補助金につきましては2分の1、道費の方につきましては4分の1となっておるところなんです。満3歳未満の認定こどもの負担率が若干違っております。国費の部分ですが令和3年度が100分の57.72から令和4年度、100分の58.16に変更となっておりますことから、国の方の負担がふえていると。

次に、道費の部分ですが、満3歳未満の認定こどもの負担率が変更となっております。令和3年度、100分の21.14から令和4年度100分の20.92に下がっております。要は国と道の負担割合が変更となり国費の方に寄ったというイメージとなっております。

以上でございます。

○議長

ありますか。いいですか。

○3番（柴田典男君）

要は3歳児以下の負担割合が国と道で変わったという、単純に。

○議長

城宝主幹。

○福祉課主幹（城宝睦己君）

そのとおりでございます。

○議長

それでは、歳入歳出全款にわたって質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

7ページに債務負担行為の補正が提案されております。細かくは新年度予算の中の範疇と理解をしますが、総じて人件費、今言う燃料等が上がる中でこの部分にかかわってはそれぞれの委託料の負担行為の補正でもって大きく見直した数字として置いた部分で、今言う人件費、燃料費かと思うのですが、この数字で昨年度より1割以上ここのホームページ保守業務委託料で上がりましたとかと、そういう説明のしようではどの項目あたりになりますでしょうか。大きく見直したところ。例年どおりなんでしょうか。

あわせてだけれども、結局住民も減っていく中で、そのサービスが基本的に実需の部分で減っているから予算を落とした、あるいは係る所管が変わったから減った、あわせて今言う人件費、あるいは燃料費のというところがあるのかなのかということなので。全く同じなんですか。

であれば、今すぐとは言いませんが、予算審議の中でさらに細かな説明をお願いしたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第2号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

ただいまから、休憩といたします。

11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時07分

○議 長

会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第3号

○議長

日程第6 議案第3号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

議案第3号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ272万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,037万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございますので、主なもののみ説明申し上げます。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費19万5,000円の減額でございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費2万円の減額でございます。

2 款1 項1 目空知中部広域連合納付金247万円の減額でございます。

4 款保健医療費、1 項1 目特定健診事業費4万円の減額でございます。

歳出合計272万5,000円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開きください。

1 款1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税1,579万9,000円の減額でございます。算定基礎となる所得額が減少したことによる減額でございます。

2 目退職被保険者国民健康保険税10万7,000円の追加でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金1万9,000円の減額でございます。

3 款1 項1 目繰越金987万2,000円の追加でございます。

4 款2 項3 目雑入977万2,000円の追加でございます。令和3年度の空知中部広域連合分賦金の確定に伴う返還金でございます。

5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金117万9,000円の減額でございます。分賦金確定に伴う減額でございます。

2 項1 目基金繰入金547万9,000円の減額でございます。令和3年度分に分賦金の返還金等がございましたので、基金からの繰り入れを減ずるものでございま

す。

歳入合計、歳出と同じ272万5,000円の減額となっております。

以上が、議案第3号の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立全員です。

したがって、議案第3号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第4号

○議長

日程第7、議案第4号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

議案第4号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ503万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,264万3,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算の見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1款総務費、1項1目一般管理費1,000円の減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金503万3,000円の減額でございます。

歳出合計503万4,000円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料112万3,000円の減額でございます。

2目普通徴収保険料299万3,000円の減額でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金138万7,000円の減額でございます。

5款1項1目繰越金46万9,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ503万4,000円の減額となっております。

以上が、議案第4号の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第4号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第5号

○議長

日程第8、議案第5号 浦臼町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の5ページをお開き願います。

議案第5号 浦臼町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例について。  
浦臼町選挙ポスター掲示場設置条例（昭和58年浦臼町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、晩生内地区の町内会であります晩生内第2町内会と晩生内第3町内会が統合されたことによります町内会数の減、また選挙人名簿登録者数の減によりまして、第1投票区ポスター掲示場の数を減らすため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

別表の改正前の第1投票区ポスター掲示場の数、6カ所が改正後5カ所に一つ減少されることに改めること。また第3投票区改正前所属区域町内会であります晩生内第2が改正後晩生内第3町内会と統合されたため、晩生内第2を削るものでございます。

議案書の6ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第5号 浦臼町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第5号 浦臼町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条

例については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長

日程第9、議案第6号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案書の6ページをお開き願います。

議案第6号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由は、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の一部の施行により民法（明治29年法律第89号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の2ページをお開きください。

懲戒に係る権限の乱用禁止として規定されていた第26条を削除するものでございます。

議案、8ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第6号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

この改正前の乱用の禁止という部分があるんですけど、これは今回この児童福祉法におけるこれが廃止されるということは、逆にこの部分が例えば今の新しい子ども・子育て支援法という部分との兼ね合いがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○議長

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

失礼いたしました。



今回の関係につきましては、児童福祉法ではなくて民法等の一部を改正する法律の施行が施行することに伴っての児童福祉法の施行規則等の厚生労働省の省令の改正があったためにこのような条例が削除されるということになってございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第6号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第7号

○議 長

日程第10、議案第7号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案第7号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に伴う省令（令和4年厚生労働省令第167号）の施行に伴い家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたため、改正内容に準じて本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の3ページをお開き願います。

第7条の次に次の2条を加えます。第7条の2は安全計画の策定についての項目で、現行の条例において安全計画の策定に係る規定が存在しないため安全計画の策定に係る規定を加えるもので、第2号は職員に対する周知、研修、訓練について、第3号は保護者への内容周知について、第4項は定期的見直しに関する内容となっております。

続きまして、第7条の3は自動車を運行する場合の所在の確認についての項目で、事業所外での活動の移動のために自動車を運行するときの乗車、降車の際の点呼などによる児童の所在確認を行うことを義務づけた規定の新設となっております。

第2項については、専ら児童の送迎を目的とした自動車を運行する際は安全装置を整備しなくても確実に児童の所在確認が行われると考えられる2列以下の自動車等を除き、ブザーなどを利用し車内の児童の所在の見落としを防止する装置の使用を義務づける規定を設置しています。

第10条は、ほかの社会福祉施設等をあわせて設置するときの設備及び職員の基準についての条文の文言訂正でございます。

4ページをお開き願います。

続きまして、第13条は懲戒権に関する項目の削除でございます。

第14条は、衛生管理に関する規定についての内容追加でございます。

議案11ページにお戻りください。

附則でございます。施行期日、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第7条の2、第7条の3、第10条、第14条の第2項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2項、経過措置では、第7条の3、第2項の規定の適用について、事情があるときは代用の措置を講じればブザー等の装置を令和6年3月31日までの間備えないことができるとしたものでございます。

以上が、議案第7号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第7号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議 長

日程第11、議案第8号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長(齊藤淑恵君)

議案第8号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年浦臼町条例第21号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)が改正されたため、改正内容に準じて本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の5ページをお開き願います。

第6条の次に第6条の2と第6条の3を加えるもので、第6条の2は安全計画の策定等についての項目で、現行の条例において安全計画の策定における規定が存在しないため、安全計画の策定に係る規定を加えるもので、第6条の3では自動車を運行する場合の所在の確認を新設してございます。

第2条の次に第2条の2を加え、業務継続計画の策定等の規定を新設してございます。

次の6ページをお開き願います。

第13条は、第2項の衛生管理等に関する規定に内容を追加するものでございます。

議案14ページにお戻りください。

附則でございます。施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行する。

経過措置として、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第6条の2の規定の適用については努力義務とすることができるというものでございます。

以上が、議案第8号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきます

ようお願いいたします。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第8号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第9号

○議長

日程第12、議案第9号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長(馬狩範一君)

議案第9号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例について。

浦臼町公園条例の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由をご説明いたします。

未利用公園敷地の有効利用及び実用に即した使用料区分の改正により、鶴沼公園キャンプ場の利便性向上を図るため所要の改正を行うとともに、規定の整理をしたく改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料7ページをお開き願います。

初めに、第6条第1項関係の別表中、施設、設備の名称欄、バンガロー、カーサイトの摘要欄に本来は規則で定めることになっている利用時間が条例でも重複されていることから削除するものでございます。

次に、テントサイト以外の緑地帯にもテント設営を可能にするため、同別表中、同欄のテントサイトに設営可能な公園内緑地帯を含むの文言を追加し、基本使用料等单位でテント1張りのサイズを明確にするため、長辺5メートル以内と超えるもので単位を分け、使用料も600円と1,200円に改め、また摘要欄にテント等の種類や仕様が多様化しているため、使用料が必要とするタープ等を明記した表に改めるものでございます。

議案書16ページにお戻りください。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第9号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

テントサイトについてですが、設営可能な公園内緑地帯を含むというところが、緑地帯が増えたという認識でよろしいですか。どのくらい増えたのですか。

○議 長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

増えたというよりも、今ある既存の緑地帯を利用しまして、想定しているのは令和4年に設置しました遊具あたりと、それから新管理棟の駐車場の川を渡ったところ部分の緑地帯を利用するという事で想定しております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

すいません、すごい初歩的な問題なんですけれども、私、アウトドア派じゃないものですから、よくわからないんですけれども、タープ、シェルター、それからインターテント、カンガルースタイルテント、それからキャノピーというのは何かちょっと教えていただければと思います。

○議 長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

ちょっと口で説明するのは、私もなかなかあれなんですけど、できればインターネットのサイトとか、そういうところでちょっと目にさせていただければと思うのですが、よろしいですかね、こんな回答で。

○議 長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

先ほど説明を受けた令和4年度の遊具あたりとかいうところで、そこにもテントが張れるようにしたということですよ。その辺って、何かしけていたと思うんですけど、随分。その改善はなされるんですか。テント張れるんですか。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

遊具付近と答弁したんですけれども、条件のいいところでということでご理解いただければと思います。

しけたところを希望される方がいれば、そこでも構わないと思いますが、条件的にはその付近の乾いたところを想定しています。

以上です。

○議長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

より多くのテントを張っていただくためには、その湿地帯をきちんと処理して、緑地帯を広げるという方向に、そういう答弁がいただきたかったんですけれども、そういう検討はなされないですか。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

あくまでも、現状を利用してという形で当初は考えております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今ほどの質問なんですが、政務調査の折に遊具設置場を調査しているところなんだけれども、大きな車が入りしなから工事をしたと、その後、修復もして現状復帰に近づけているという内容でした。

川との落差も数十センチの範囲で、私も何回か行っています。雨降りだとかその後ね。

ここを現状のままテント設営でということでは、やっぱり問題が出ると思うんですね。設置した方から、例えば予期しない雨が降ったときに周辺びちゃびちゃ、あるいはテントのサイド側、それから敷地の部分に雨だまりがあって、それで納得するキャンパーはちょっといないと思うんですね。

これはやっぱり前提として、少なくとも砂利の溝で排水溝を設置するとか、そういう改良をして、それが利用するお客さんに提供していくという姿勢がないと、これは今のオートキャンプを含めて、アウトドア派の皆さん方が利用する上で後から絶対現

状の中では問題が出ると思うんですね。

これはやっぱり少なくとも、そのところの改良をした上で設置するとしていただかないと、利用する皆さんに迷惑かけるし、浦臼町何なのということだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

遊具の付近と、私の方で答弁したんですけれども、実際に想定しているところはそれよりちょっともう一段高くなったところでそういう緑地帯があるものですから、そのところをご利用いただくという想定でありますし、キャンプ場の湿ったところは、もし利用するのであればそういった状態ですよということもご説明しての利用だと考えております。

今想定しているところは、遊具のあるベチャベチャなところではなくて、川側の方に行ったところにもう一段ちょっと高くなったところがございますので、そのところのキャンプ利用と考えております。

以上です。

○議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ちょっと図面のないところでの議論で失礼なんだけれども、川側のところというのは遊歩道があって、川があって、それから遊具が置いてあると概略を拝見しますけれども、川と歩道の間という直線の歩道の中の緑地ということの理解なんでしょうか。

一段高いというのが、遊具を置いてあるところから下流側に向いたところの高いと理解するのか、上流部も傾斜がありますから、管理棟から通じる橋を渡るあそこら辺は多少高いといえは高いことになるけれども、雨水はたまりますよ。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

今お答えのあった遊具の下流側ということですか、そのところで間違いなく想定はしております。そのところについては雨水がたまるかということなんですが、こちらはたまらないような想定では考えております。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

それでは、討論がありますので、本案に対する反対討論の発言を許します。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

基本的には、やっぱり改良して、それで提供するという視点でないと、僕はならないと思うし、やっぱりそういう議論の進めようでいていただきたいと思いますね。

だから、そうした工事前でやると、そういう視点でないと理解されないと思うし、私は同意できないな。

○議長

次に、賛成討論の発言を許します。

中川議員。

○8番（中川清美君）

私は賛成の立場から討論いたしたいと思いますが、ただいま町側の説明によると、地盤の悪いところよりも高いところでの設置ということでもありますし、雨が降ればやはり水はたまるということは想定範囲内でありまして、そこはやっぱり自然の中でのキャンプということでは、そういうこともやはり理解した中での運営ではないかということでありまして、それらを含めた中で私は賛成といたしたいと思います。

○議長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立多数です。

したがって、議案第9号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

それでは、ただいまから昼食のための休憩といたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第13 令和5年度町政執行方針

○議長



日程第13、令和5年度町政執行方針を行います。

町政執行方針についての説明を求めます。

川畑町長。

#### ○町長（川畑智昭君）

令和5年第1回浦臼町議会定例会に当たり、新年度に向けた基本的な考え方と重点的な施策についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、3年以上にわたり私たちの日常生活や産業、経済活動に多大な影響を与え続けてきたコロナ禍ですが、第8波の感染拡大期を経て、ようやく落ちつきを見せ、5月からは感染症の区分も見直され、終息への道筋が見えてきました。

本町におきましては、感染が確認されてから約2年間、1人の感染者も出さない状態が続き、町民の皆様には大変なご努力をいただいたところです。

その後、昨年2月に初の感染者が確認され、以後、施設においてクラスターの発生も経験しながら、今日に至っています。

まだ安心はできませんが、ウイズコロナに向かうコロナ禍に対し、今後とも十分に対応していくとともに、昨年発生したロシアによるウクライナ侵攻によるさまざまな影響に対してもできる限りの支援を続けてまいります。

令和2年5月の町長就任から約3年が経過し、この間、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をいただき、よりよい町民生活の確保に努めてまいりました。任期最終年となります新年度におきましても、引き続き課題解決に向け各施策に取り組んでまいります。

それでは、令和5年度における町政運営の基本姿勢について申し上げます。

世界を席卷し続けたコロナ禍もようやく終息の方向に向かいつつあり、ウイズコロナが進む中で世界経済も正常化されることを期待するところですが、他方で昨年2月にロシアのウクライナ侵攻が始まってから丸1年が経過し、甚大な被害を出しながらも膠着状態が続き、いまだに終息が見通せない情勢となっています。

日本においても影響は甚大で、すべてのもの、サービスが高騰し、国民生活を直撃しているのが現状です。

そんな中、政府は過去最大となる114兆3,812億円の新年度予算案を閣議決定し、最重要政策として子ども子育て政策を位置づけ、従来とは次元の異なる対策を実現したいと、岸田総理が施政方針演説で述べられています。

また、地方デジタル田園都市国家構想とカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みや安全保障関係を重点とした予算編成となっており、地方自治体に交付される地方交付税もわずかですが増額となっています。

しかし、税収も過去最大を見込むものの、国債発行で約3分の1が賄われる財源構成はこれまでと同様であり、非常事態への対応とはいえ厳しい財政運営に変わりはなく、将来的な地方への影響も危惧されるところです。

一方、地方においては、かねてから人口減少、少子高齢化の問題にコロナ禍に続く国際紛争の影響も加わり、地域経済は依然回復したとはいえず、諸物価の高騰により

地方での生活は厳しさを増しています。

さきの報道に全道市町村の令和3年度決算の結果をもって、地方財政は改善の方向にあるという意見も一部ありましたが、危機対応への臨時交付金等の一時的な支出によるものであり、地方財政は引き続き厳しい状況にあります。本町においても物価高騰の影響は町民生活はもとより農業、商工業等すべての産業に及んでいます。

また、町が実施する事業やさまざまな支援策にも大きな影響を受けており、経費負担の増大は避けられず、今後とも国の動向を注視しながら慎重な財政運営、事業実施の選択に努めなくてはなりません。

新年度に臨むに当たり、町民がこの町で暮らしていく上で、基礎となる公共交通や医療、教育など社会インフラの確保を前提とし、市街地の活性化、にぎわい創出を目的とした多世代交流施設の着工、農業施策として高収益作物への支援に加え、移住定住対策としても期待する新規就農者の受け入れに新年度から具体的な行動を開始します。

また、世界的に脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、地球温暖化の問題に地域レベルで役割を果たすため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指し、省エネルギー施策や町民事業者、行政の協働など長期的な視点に立ち、新年度より取り組んでまいります。

令和5年度の町政に臨むに当たり、持続可能な財政運営を基本としながら、地域及び産業の振興に努めてまいります。

詳細な施策につきましては、基本政策の6本の柱でご説明申し上げます。事務事業の優先順位を見きわめながら予算を編成いたしましたので、ご理解、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、基本政策の6本の柱につきまして申し上げます。

1番といたしまして、防災対策について申し上げます。

昨年度においても、道内では大規模な災害は発生しませんでしたでしたが、全国的には台風や豪雨による災害が多発しています。近年の線状降水帯に見られるように、局所的な被害はあらゆる地域で起こり得るものであり、災害に対する備えは極めて重要です。

新年度より、かねてから要望しておりました防災マネージャーの採用を予定しており、改めて現在の防災体制全体の検証を行い、より強固な体制づくりに努めてまいります。

また、町民参加の避難訓練を早い段階で実施できるよう検討してまいります。

町の固定系の防災行政無線の更新は終わっているところですが、新年度におきましては移動系の更新に着手し、デジタル化への移行を進めてまいります。

また、新年度におきましても、国の防災、減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策を有効に活用して、町内の老朽化したインフラの整備を計画的に進めてまいります。

次に、持続可能な農業の推進について申し上げます。

昨年は水稻に関しては天候にも恵まれ、作況指数は北空知で106の良となり、本

町におきましても胴割れや腹白米が少なく、これまでにない低たんぱくな高品質米が出荷された年となりました。

その一方で、米価はわずかな上昇にとどまり、ウクライナ侵攻による燃料、肥料、飼料等資機材の高騰は営農活動全般に影響を及ぼしています。

今回のこの事態がいつまで続くものか想定できませんが、国、道、農業団体と協調して可能な支援を続けてまいります。

また、水田活用の直接支払交付金の大幅な見直しは、今後の農業経営に対し難しい判断を迫られている状況にあります。十分な情報を提供した上で個々に協議を進めることとなりますが、米どころ空知の一角を担う本町としては、水稻を中心とした経営形態は維持しつつ、高収益作物への取り組みをあわせて推し進める必要があると考えます。

昨年からニンニクの奨励策を実施しておりますが、作付拡大に一定の効果が出ており、新年度におきましても特産品化を目指し、引き続き推進してまいります。

新年度から若手農業者向けチャレンジ応援事業を農業活性化支援事業に統合し、ドローン等を用いたスマート農業や新たな取り組みへの利用を促してまいります。

また、水稻栽培の効率化、省力化を図るため、新年度において播種機利用の乾田直播とドローンを活用した湛水直播の実証試験を営農対策協議会の事業として取り組んでまいります。

新規就農者対策につきましては、これまで条件整備に努めてまいりましたが、新年度より実際の受け入れに向けて動き始めます。

昨年末からミニトマト、メロンの各部会、またJA青年部との会議を持たせていただき、詳細はこれからですが、基本的な協力をいただくことができました。

新年度においては、受け入れ農地の選定、サポート体制、就農体験プログラム、提供住宅などを明確にし、東京都あるいは札幌市で行われている新規就農フェアに積極的に参加してまいります。先行する自治体が多い中、後発組として厳しい面はありますが、早期の受け入れ実現に向け粘り強く進めてまいります。

当初より公約として掲げてまいりました国営農地再編事業につきましては、引き続き関係団体と連携して、国、道への働きかけ、情報収集を継続してまいります。

また、あわせて国営かん排の取水口施設の更新につきましても強く要望してまいります。

続きまして、魅力アップ商工観光の推進です。

4年目を迎えたコロナ禍ですが、一時期の感染力、危険性とも大幅に弱まり、政府は5月8日から感染症の区分を2類から5類へ変更することを決定し、マスク着用等の規制も順次緩和されていくこととなりました。

本格的なウィズコロナに向けた新たな進展に期待したいと思っておりますが、他方で長期化する国際紛争による影響も町民の生活全般に広く及んでおり、商工会とも連携してプレミアム商品券等の支援事業を行ってまいります。

開始以来3年半を経過したジビエ事業につきましては、例年1,500頭前後が安定的に搬入されており、町内からは現時点でこれまでで最高の96頭が駆除され、獺

友会浦臼部会の皆様、また近隣市町村のハンターの皆様のご協力に感謝申し上げますところ です。

コロナ禍によって低迷していた販売は全国的に需要が回復してきており、町内においても小売り、飲食店とも好調です。今後におきましても町内での消費拡大を継続してまいります。

また、昨年から開始しているジビエの販売、利用促進を図る国費事業を新年度においても継続して取り組んでまいります。

次に観光面ですが、懸案となっている産業観光推進グランドデザイン整備事業につきましては、平成29年度から3カ年に及ぶ構想策定、2カ年の修正案の検討を経て本年度改めて内容の精査を行う期間とさせていただき、事業開始から6年が経過しました。

ここまで長期間を要した理由につきましては、当初から示されている総事業費が本町が単独で進めるには余りにも過大であると判断したこと、またその検討の基礎となる数値があくまでも概算であり、決して精度の高いものではないこと、さらに建築単価の上昇が続いていることなど、町として取り組むには事業費の面で余りにも不確定要素が多く、この状態で次の段階に進めることはできないと判断したものです。

以後、実現の可能性を探ってきたところですが、検討を進める中で近年利用がふえている民間資金やノウハウを活用するPPP、PFI等の事業手法を検討すべきではとの意見が出され、昨年11月試行的に国土交通省主催のサウンディング事業に登録し、8社の参加をいただき実施したところです。この事業ですぐに業者が決まるというものではありませんが、今後進めていく上でのさまざまな意見、アドバイスをいただくことができました。

道の駅事業を初め多くの公営事業が赤字を抱え、多額の支援を行う実態が伝え聞かれる昨今、民間事業者に対し改めてグランドデザインをベースとした事業プランを提示し、専門家の視点による鶴沼公園一帯の事業化を目指してまいりたいと思います。新年度につきましては、独自のサウンディング実施のための事業プランの作成を実施してまいります。

次に、本町の農産物や加工品の魅力や価値を向上させ、地域力、商品力を高めるブランド化事業を総務省が行う地域力想像アドバイザー制度を活用して実施します。

外部からの専門家として、昨年本町でブランド化セミナーを開催いただいた、ここで1点、訂正がございます。株式会社プブリクスと記載されておりますけれど、ローマ字読みを誤っておりますして、プブリクスとご訂正をお願いいたします。

株式会社プブリクスの代表取締役金澤氏を招聘して、農業者や商工業者の皆さんに参加していただき、ブランド化に向けての基礎調査やワークショップ、セミナー等を行ってまいります。

昨年度から行っています地域の活性化や商業、観光面の振興を目指し、目的とした札幌市立大学との歴史的建造物の共同研究事業を引き続き実施してまいります。昨年はハードの調査が主でしたが、新年度では利活用の可能性を探るソフト面を重点に実施してまいります。

次に、温かな住民生活の推進についてです。

地域公共交通に関しましては、昨年9月末をもって中央バスが撤退し、以後、浦臼滝川線を町営バスが、また浦臼砂川線を株式会社ビジコー自動車学校が事業者として新たな体系で運行を開始したところです。5カ月が経過し、何件か改善要望をいただいておりますが、おおむね好評をいただいております。

新年度におきましては、老朽化の進んでいる浦臼滝川線のマイクロバスを更新し、安全運行に努めてまいります。

一般タクシーの運行については、利便性の高い交通機関として存続希望も多く、新年度につきましても町の負担による運行を継続します。

民間事業者の相次ぐ撤退により、すべての路線を町が担うこととなり、これまで以上の経費負担を要することになりましたが、今後とも支援策を継続し、町民の活発な利用を促してまいります。

JR札沼線廃線後の駅前の人の流れやにぎわいづくりを目的に計画を進めてきました多世代交流施設につきましては、新年度から建設に着手します。

旧浦臼農協の石づくり倉庫も施設の一部に活用した特徴ある施設として多くの皆様にご利用いただき親しまれる施設となるよう愛称の公募も実施しながら、令和6年度の開業を目指します。

また、札沼線の跡地全般につきましては、昨年より線路、駅舎等の撤去を開始しましたが、新年度も引き続き路線及び鉄橋2橋の撤去を進めてまいります。

浦臼、鶴沼の両市街地の国道沿いの街灯につきましては、昨年鶴沼地区の全灯、浦臼地区の約半数のLED化を完了しており、継続して実施してまいります。

公営住宅につきましては、昨年と同じく繰越予算となりましたが、計画どおり公営住宅1棟4戸、地域優良賃貸住宅1棟4戸を建設し、多様なニーズにこたえ得る住環境を提供してまいります。

また、解体せずに残した旧ひばり団地のセラミックづくり1棟4戸につきましては新年度で改修し、将来の新規就農者向けの用途も含め有効に活用してまいります。

今後の情報ネットワークにつきましては、令和7年度までに地方自治体の情報システムの標準化が推進されており、オンラインによる各種届出、申請や電子決済サービスなど町民の利便性の向上のため具体的な検討を開始します。

近年、短期間に集中的に大雪が降る傾向が強まっていますが、除排雪作業に支障が生じないように雪寒建設機械の更新について、国庫補助の状況を適宜判断しながら、新年度導入に向け進めてまいります。

続いて、医療保険、介護関係になります。

浦臼町立診療所につきましては、町立診療所建設基本計画策定検討委員会において、基本的な配置、規模、設備等に関して協議いただいているところです。コンパクトで効率的な管理が可能な新たな診療所建設に向け、新年度は検討結果に基づいた実施設計に着手してまいります。

国民健康保険特別会計については、令和3年度から税の区分を4方式から3方式に変更したところですが、新年度におきましても昨年の税率を踏襲し、適正賦課に努め

ます。

また、医療費適正化対策として、予防のための健診を積極的に押し進めるため、引き続き特定健診や各種健診の受診勧奨や高齢者インフルエンザ予防接種助成事業の継続など病気の早期発見、早期治療により増加する医療費の抑制に努めます。

保健分野については、ようやく落ちつきを見せてきたコロナ禍を初め、社会環境や生活の変化によるさまざまな健康課題の解消に向け、町民一人一人が主体的に健康づくりができるよう、特に糖尿病の重症化予防対策と健診未受診者へのアプローチに重点を置き、個人の生活に応じた生活や訪問など本人に寄り添った支援を展開してまいります。

高齢者福祉につきましては、コロナ禍において影響を受けてきた介護予防、フレイル予防事業について、人生100年時代を見据えた健康増進を図るため高齢者が主体的に取り組めるよう引き続き支援してまいります。

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、認知症高齢者の増加が予想されることから、これからも住みなれた地域で生活を続けられることができるよう関係機関、団体や医療機関等と連携し、地域共生社会の実現を見据えた事業に努めてまいります。

続きまして、健やかな子育てと教育の推進です。

子育て支援につきましては、岸田首相が最重要政策に位置づけ、経済的支援の強化や幼児教育、保育など子育てサービスの拡充、働き方改革を3本の柱としており、出生率の改善に向けたこれまでにない対策が打ち出されるものと期待するところです。

本町におきましては、既にさまざまな経済的支援や伴走型支援など充実した子育て支援策を実施しているところですが、4月から新たに出産後、心身の不調や育児不安がある産婦に対し産後ケア事業を実施するよう砂川市立病院と連携してまいります。

教育分野につきましては、教育行政執行方針において、学校教育、社会教育とも詳細に示されておりますので、今後とも教育委員会と連携し、教育環境の充実に努めてまいります。

1点のみ重複することになりますが、想定されていた小学校二、三年生の複式化が現実の事態となる見込みです。複式学級にはメリットもあると言われていますが、昨年も申し上げたように、当分の間は回避したいと考えており、負担を伴うこととなりますが、現体制の維持に努めてまいります。

次に、住民対話の推進についてです。

町政懇談会につきましては、少し感染の落ちついた時期を選んでの開催でしたが、極めて少数の来場者にとどまりました。ご指摘にもありましたが、今後は町民が関心の持てるテーマや情報をもって開催できるように努めてまいります。

また、これからはウイズコロナが通常の状態になっていくと思われるので、改めて私が現地に出向く出張トークの周知を図ってまいります。

また、昨年4月からSNSを開始しました。今後とも発信を続け、多くの町民や町外の皆様にも情報を届け共有してまいります。

最後に、この項目とは少し性格が異なりますが、役場職員の副業について、全道の自治体でも地域貢献を目的とした解禁の動きが活発化しています。本町においても職

員の積極的な地域貢献活動と町民との交流対話を促進するため制度化を進めてまいります。

以上、令和5年第1回浦臼町議会定例会に臨むに当たり、基本姿勢と推進すべき主要施策を述べさせていただきました。

コロナ禍と重なるように国際紛争が勃発し、世界じゅうを混乱に巻き込む異常事態が続いていますが、どのような状況にあっても、行政の使命は町民の皆様の安心で安全な暮らしを守り、よりよいものにしていくことであり、このことはいつの時代においても変わるものではありません。

今後とも山積する課題に向き合い、今この町に住む方々にとって住みよいまちづくりを、そして将来にわたり持続可能なまちづくりを目指し取り組んでまいります。

町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、本年度の町政執行方針といたします。

#### ◎日程第14 令和5年度教育行政執行方針

##### ○議長

日程第14 令和5年度教育行政執行方針を行います。

教育行政執行方針についての説明を求めます。

河本教育長。

##### ○教育長（河本浩昭君）

令和5年第1回浦臼町定例会に当たり、浦臼町教育委員会が所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今、社会は人口減少社会、並びにSociety 5.0の到来、グローバル化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など急速な変化が現実化する中、SDGs達成やゼロカーボン社会、デジタル社会の実現のための取り組みなどすべての子供たちの持続可能な社会のづくり手として、複雑で予想困難な時代をたくましく生き抜く力の育成が必要となってきます。

一方、生まれ育ったふるさとへの誇りと愛着を持ち、多様性、公正や個人の尊厳、多様な幸せ等の価値に重きを置き、思いやりの心を持って、ともに支え合いながら持続可能な地域づくりを支える人をはぐくむことが肝要であり、令和5年度から令和9年度を計画期間として、北海道が目指す教育の基本理念や教育施策の方向性、主な取り組みを示し、北海道教育委員会が策定する北海道教育推進計画と整合性を図り、教育の充実、発展に努めてまいります。

まず、教育行政の執行に当たり、浦臼町教育理念、知・徳・体に調和のとれた人間形成並びに浦臼町教育大綱に掲げる明日を担う人をはぐくむ教育、文化の町の理念を踏まえ、一人一人が輝いて生き抜く力、笑顔で生き生き学ぶ教育の推進を引き続き基本方針といたします。

次に、令和5年度の重点施策につきまして、学校教育の充実及び社会教育の推進の大きく二つに分けて申し上げます。

学校教育の充実の一つ目は、社会に立ち向かっていける力の育成、確かな学力の定

着であります。

学校運営につきましては、コミュニティースクール導入6年目となり、地域の力を活用し、学校と地域が相互にパートナーとして子供たちの成長を支え、改善、充実に努め、ICTを活用した取り組み等により小規模校のメリットを最大化し、確かなる力と心優しい人づくりを推進します。

また、就学援助制度、高等学校通学等支援助成、昨年度創設の高等学校通学生徒学習用情報通信端末導入支援助成、給食費の無料化等の支援を継続し、各種検定料の助成により学びの意欲と基礎学力の向上に努めます。

ふるさと教育では、地域の施設や人材等の教育資源を活用した体験的な学習活動の促進、中学校の修学旅行を初めとした姉妹校、高知県本山町の嶺北中学校とのさまざまな交流によりふるさと意識をはぐくむ取り組みの推進に努めます。

教育課程につきましては、生きる力を支える、知・徳・体の調和を重視し、伝統文化を尊重、ふるさとを大切に作る心をはぐくみ、学習意義、何ができるようになるかをより明確にしながら、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を地域と共有し、教科等横断的な視点に立った教育課程の編成を図り、各学校におけるカリキュラムマネジメントの充実に努めます。

学習指導につきましては、令和の日本型学校教育、すべての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進し、基礎知識、技能の定着に向け、一斉一律授業からの脱却を目指し、主体的、対話的で深い学びの指導方法の確立、授業改善の定着を目指します。

小学校においては、学びの基礎、基本が重要であることから、さらに複式学級編成を回避するため、町独自に教諭を配置し、指導の個別化を推進し、個別最適な学びの支援を続けます。

また、学習指導要領において、学習の基盤となる資質能力の一つに位置づけられた情報活用能力の育成に向けて、タブレット端末を有効活用し、ICT支援員の配置により教職員を支援し、指導体制の充実、少人数によるきめ細かな指導体制の整備、個に応じた指導の実現に努めます。

さらに、SDGsの視点に立った環境教育の推進などESD、持続可能な開発のための教育の推進、各教科や総合的な学習の時間における教科等横断的な学習等の実践などSTEAM教育の推進に努めます。

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援に努めます。

連携教育につきましては、目指す姿を共有し、園児の小学校訪問や小学生の中学校登校など、こども園、小中学校の連携強化、接続の推進に努めます。

また、小1プロブレム、中1ギャップの未然防止、小中学校間の乗り入れ授業の実践や教職員の情報共有を深め、小学校における教科担任制の導入など義務教育9年間を見通した教育課程を支える効果的な指導体制の構築を進めます。

外国語教育につきましては、引き続き外国語指導助手を中学校に通年配置し、中学校英語教育の充実、小学校においては子供たちが英語で日常的なコミュニケーション



ができる力を身につけられるよう、グローバル化による急速な情報化社会で生き抜く力の育成に努めます。

学校教育の充実の二つ目は、健やかで人の優しさ、痛みのわかる教育、豊かな心と健やかな体であります。

道徳教育につきましては、答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向かい合い、考え、議論する道徳教育の転換により、物事を多面的、多角的にとらえ、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育の推進に努めます。

いじめ、不登校につきましては、望ましい人間関係を醸成し、楽しい学校生活を送るため、学級集団に関する情報を分析し、児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート、hyper-QUによるスクリーニングを全学年で継続的に実施し、児童生徒の支援ニーズの早期把握を進め、浦臼町いじめ防止基本方針の周知徹底を図り、関係者やスクールカウンセラーとの連携を密にし、未然防止と早期発見、組織的な支援に努めます。

また、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する姿勢が大切であり、ICTの活用力の育成と同時に発達段階に応じた情報モラルの指導推進に努めます。

有害情報から子供を守るために、学校、家庭、地域と連携し、有害情報に対する啓発を行い、携帯電話やネットトラブルの根絶に向けた取り組みを充実してまいります。

学校保健につきましては、早寝、早起き、朝御飯を推奨し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図り、食育の推進に努めるとともに、十分な睡眠やバランスのとれた食事を心がけるなど、抵抗力を高めることの重要性の普及啓発を行い、児童生徒が感染予防対策を身につけるよう指導を行うなど生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための資質、能力の育成を図ります。

また、虫歯予防のため小学校を初め認定こども園にもフッ化物洗口の有効性をPRし、普及に取り組めます。

学校教育の充実の三つ目は、安全・安心な学校、信頼される学校づくりであります。

教育の成果は、直接指導する教職員の資質、能力によるところが大きいことから、校内研修の充実、各種研修、研究会等への参加支援を図り、資質、能力の向上を図る一方、個人の能力のみに頼ることなく、校長のリーダーシップのもと組織的に指導内容の改善に取り組めます。

また、教職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めます。

子供の安全確保につきましては、地震や台風などの自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向け、校内対策マニュアルの確認、避難訓練や1日防災学校の実施などの防災教育の推進や事件、事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育を進めます。

また、登下校時及び校内の安全確保に努めるとともに、一斉メール配信システムにより緊急時等の保護者との連絡体制を確保いたします。

学校における働き方改革につきましては、教職員が健康で働ける環境、子供と向き合う時間の確保に向けて、浦臼町立学校における働き方改革アクションプラン、部活動のあり方に関する方針等に基づき、持続可能な学校運営体制の整備に努めるとともに、校務支援システムによる学習評価や成績処理の事務作業の負担軽減を初めとするICTの一層の有効活用により取り組みの推進を図ります。

中学校の休日部活動の地域移行の目標が令和8年4月からとなっており、移行に向けた調査、検討を進めてまいります。

また、労働安全衛生法に基づくストレスチェックにつきましても継続してまいります。

学習環境の整備につきましては、施設の適切な維持管理に加え、学びをとめない学習環境を推進してまいります。

社会教育の推進の一つ目は、地域社会における連携と見守り、地域における体制づくりであります。

地域の体制づくりにつきましては、小学生の安全・安心な触れ合い、学びの場所として、浦臼町子ども広場を通年開設し、保護者のニーズに応じた運営体制の充実を図ります。

また、地域、町内会等が次代を担う子供たちの健全育成を推進するための事業支援に加え、道立青少年体験活動支援施設ネイパルを活用するなど、地域の特色を生かした多様な体験活動を推進し、これからの活動の中核となるリーダーの育成に努めてまいります。

幼児教育について、乳児にはブックスタート事業を継続し、読み聞かせボランティア活動への支援など子供の読書に親しむ機会の推進に努めます。

読書環境の充実につきましては、読書活動推進計画に基づき、だれもが気軽に利用できる環境改善に努め、読書離れが懸念されていることから、保護者に対しての啓発にも取り組んでまいります。

社会教育の推進の二つ目は、笑顔で生き生き学べる社会の実現であり、人生100年時代と言われる時代にあって、充実した人生を送るには地域における多様な学びの機会や個々の資質や能力を更新できる学びの場を充実させることが大切です。

文化、芸術につきましては、文化協会と共同し、活動の振興に努めます。

また、町民だれもが本格的な施設環境で行われているミュージカル等を鑑賞できるよう町民移動芸術鑑賞会を継続するなど、芸術に触れることにより町民の感性を高め、心豊かで潤いの持てる香高い文化の町を目指します。

社会教育関係団体の多くは、高齢化などにより活動する機会の減少が進んでおりますが、自主的、かつ自発的な活動の支援と幼児、少年、青年等の各世代を対象とし、生涯学習につながるような多様な社会教育事業の実施に努めます。

また、ALTによる小学校1年生から4年生を対象とした英語触れ合い教室を今年度も継続いたします。

文化財につきましては、浦臼町文化財保存会の協力をいただきながら、地域における人々の生活や地域の風土によりはぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた財産の保

護、保存を行うとともに、郷土の歴史、自然、文化遺跡、資源の発信に努めます。

本年度、郷土史料館にモニターを設置し、高知県立坂本龍馬記念館所蔵のデジタルコンテンツをお借りし、情報発信するサービスに取り組んでまいります。

また、アイヌ遺跡や歴史的資料の保全、維持管理を適正に行ってまいります。

スポーツ振興のため、少子化、人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、だれもが参加できる楽しいスポーツのPRと場所の提供を推進し、子供から高齢者までのどなたでも笑顔で汗を流せる環境を目指し、施設の適正管理、利用率の向上に努めます。

また、近年、児童生徒の体力、運動能力の低下や運動習慣の低減が進んでいることから、子供たちの体力向上教室を継続し、運動習慣定着の推進を図ります。

以上、令和5年度に取り組む重点施策について申し上げます。

まちづくりは人づくりにあることを基本姿勢として、次代を担う子供たちが主体的によりよい社会と人生をみずからつくり出せる力の育成とすべての町民が笑顔で生き生き楽しく暮らすことのできる教育環境が重要であります。そのため引き続き環境整備、各種教育施策の実施に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます、令和5年度の教育行政執行方針といたします。

○議長

以上で、執行方針を終わります。

#### ◎日程第15 議案第10号～日程第19 認定第14号（一括議題）

○議長

お諮りします。

次に提案されます日程第15、議案第10号から日程第19、議案第14号までの案件につきましては、関連がございますので一括提案したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第11号 令和5年度浦臼町一般会計予算、日程第17、議案第12号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第18、議案第13号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第19、議案第14号 令和5年度浦臼町下水道事業会計予算につきましては、一括議題とすることに決定いたしました。

これより、日程第15より順次提案内容の説明を求めます。

日程第15、議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の17ページをお開き願います。

議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例（平成12年浦臼町条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行財政改革の一環として、平成12年度を初年度として開始しました町長、副町長及び教育長の給料月額を抑制措置を継続するため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の8ページをお開き願います。

第2条で定めております町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制期間をそれぞれ令和5年4月から令和6年3月までに改めるものでございます。

給料月額につきましては、現行と同額となっております。

また、附則第2条で定めております条例の有効期限を令和6年3月31日としております。

議案書の18ページにお戻りください。

附則、本条例につきましては、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

また、附則第2項の改正規定につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特定措置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

それでは、ただいまから休憩と、10分間したいと思います。

再開時間を14時25分といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時23分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、日程第16、議案第11号 令和5年度浦臼町一般会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては、配付してあります令和5年度一般会計予算大綱を

ごらんいただきたいと存じます。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいま議題となっております令和5年度浦臼町一般会計予算の概要についてご説明申し上げたいと思います。

お手元に配付をいたしております令和5年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の1ページをお開き願います。

議案第11号 令和5年度浦臼町一般会計予算。

令和5年度浦臼町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億6,490万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は5億円と定める。

令和5年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第1条第2項に定めております歳入歳出予算につきまして、お手元に配付してございます横版の各会計予算案説明資料によりご説明させていただきたいと思っております。

令和5年度の予算につきましては、ウイズコロナ、さらにはポストコロナを見据えて、町民の皆さんが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向け、6本の基本政策を柱として、公共交通や医療など社会インフラを確保しつつ基幹産業である農業の活性化に向けた支援や新規就農者の受け入れに向け新たな事業展開をするとともに、地域商工業への支援やにぎわいを創設させるため多世代交流施設の建設、町民の生命、財産を守るため河川の護岸改修事業などについて組み込んだ予算編成としてございます。

それでは、令和5年度各会計予算案説明資料1ページをお開き願います。

ここには、令和5年度浦臼町各会計予算の一覧表を掲示してございます。一般会計、特別会計及び企業会計4会計のものを令和5年度、令和4年度を比較いたしまして掲載しております。

4会計合わせますと、令和5年度は45億58万1,000円ということで、前年度対比5億7,725万5,000円の増額でございます。率にいたしまして14.7%の増でございます。

各会計ごとでは、一般会計におきまして前年度比15.7%の増、国保会計では4.

1%の増、後期高齢者医療会計では1.7%の減、また下水道事業会計につきましては5.4%の増となっております。

それでは、2ページ目をお開き願います。

令和5年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということでご説明申し上げます。

まず、上段の括弧書きにつきましては、令和4年度の当初予算を記載しております。下段の部分につきましては今回予算提案している内容でございます。

それでは、右側の歳出の方から説明申し上げます。

1款の議会費です。3,702万8,000円の計上でございます。対前年度比8.1%の減でございます。金額で325万7,000円の減額となっております。主な減額要因につきましては、議員定数減によるものでございます。

次に、2款の総務費につきましては16億1,919万円、対前年度比55.1%の増となっております。金額にいたしまして5億7,547万9,000円の増額でございます。主な増額要因につきましては、旧JR浦臼駅周辺の再開発事業として建設着手いたします多世代交流施設の建設及び昨年度から実施してございます旧JR札沼線軌道等の撤去工事の事業費の増加、また昨年10月から見直し運行しております公共交通の運行経費が1年分計上したことや町営バス車両の更新に伴い増加するものでございます。

3款民生費につきましては4億3,153万6,000円でございます。対前年度比5.0%の増、金額で2,069万8,000円の増でございます。主な増額要因につきましては、対象者の増加により広域保育入所委託料や認定こども園に支払う運営助成金の増額によるものでございます。

次に、4款衛生費につきましては1億9,442万2,000円、対前年度比16.6%の増でございます。金額で2,765万8,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、新型コロナウイルスワクチンの接種関連の事業が大幅に減額となっておりますが、町立診療所建てかえに関する設計業務の計上により全体予算としては増額となるものでございます。

5款農林水産業費につきましては3億4,843万7,000円の計上でございます。対前年度比0.8%の増、金額で291万2,000円の増額となっております。主な内容といたしましては、今年度新たに新規就農総合対策事業として地域おこし協力隊制度を活用し、農業体験インターン事業に係る費用及び新規就農する協力隊への報酬並びに活動経費として722万1,000円、昨年に続きニク産地化支援事業として1,057万8,000円を計上し、一方減額要因といたしましては、米価下落支援として実施いたしました水稻種もみ購入助成事業や農村センターの屋上防水改修工事の完了に伴うものが主なものでございます。

6款商工費につきましては1億7,186万5,000円の計上でございます。対前年度比6.9%の増、金額にいたしまして1,102万2,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、自然休養村センターの指定管理料の増額、新規事業として本町の農産品等のブランド化を進めるための支援業務や道の駅リニュー

アルに向けて民間活用の導入を視野に官民連携手法を検討する業務、また昨年に続き浦臼市街の街路灯LED化工事に係る費用を計上したことが主な増額の要因となっております。一方減額の要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の経済対策として2度にわたり全世帯へ商品金等を配付いたしました事業を終えたことによるものが主なものでございます。

続きまして、7款土木費4億8,371万1,000円の計上でございます。前年度対比13.1%の減、金額で7,314万6,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、町道山25号線ほか道路改良工事として3,070万円、橋梁長寿命化補修工事として1,410万円、支浦臼内川護岸改修工事及びトレシップタウシナイ川河床整備工事として1億1,070万円を計上、また雪寒機械2台の更新に係る予算を計上してございます。一方、減額の主な要因といたしましては、建設車庫外部改修工事の完了や橋梁長寿命化補修工事の事業費の減となっております。

次に、8款消防費でございます。1億4,821万6,000円の計上でございます。対前年度比9.5%の増、金額で1,288万2,000円の増額となっております。主な要因としましては、移動系防災行政無線の更新業務及び消火栓新設工事に係る予算の計上によるものでございます。

9款教育費につきましては1億1,030万円、対前年度比5.5%の減でございます。金額で637万3,000円の減額となっております。主な減額の要因につきましては、小中学校の保健室へのエアコン設置工事やふるさと運動公園野球場のスタンド手すりの修繕完了に伴うもの、また砂川市学校給食センターの屋外外壁等の工事完了に伴い負担金を減額するものでございます。

10款の災害復旧費につきましては、小規模災害復旧費として昨年と同額の100万円を計上してございます。

11款公債費につきましては6億1,419万5,000円、対前年度比0.5%の減でございます。金額で297万5,000円の減額でございます。内訳といたしましては、通常の長期償還元金が5億4,000万3,000円で、対前年度比2,197万5,000円の増、繰上償還元金が6,270万円で、対前年度比2,420万7,000円の減、利子が1,149万2,000円で、対前年度比74万3,000円の減となっております。増額の要因につきましては、令和元年に食肉加工施設建設事業及び町立診療所医療機器購入事業等の財源として借り入れました過疎対策事業債や本年度実施いたしました支浦臼内川護岸改修事業の財源として借り入れを予定しております起債の元利償還金が始まることが要因でございます。

12款の予備費につきましては、昨年同様500万円の計上でございます。

以上、歳出全款合計41億6,490万円でございます。

次に、3ページをお開き願います。

こちらのページでは、令和5年の一般会計の歳出予算の性質別一覧となっております。ここでは増減幅の大きな部分や特徴的な部分のみご説明申し上げます。

最初に、表の2段目です。物件費につきましては5億4,403万5,000円の計上でございます。対前年度比12.9%の増、金額で6,222万1,000円の

増額でございます。主な増額要因は、公共施設の維持に係る燃料費や電気料の高騰に伴う影響並びに人件費の上昇により施設管理経費の増大を見込むものでございます。

その下、3段目、維持補修費につきましては7,573万9,000円の計上でございます。対前年度比13.3%の増、金額で891万4,000円の増額となっております。主な要因としましては、役場庁舎のエレベーター改修や特公賃さくら団地屋根塗装改修等に要する費用の増加によるものでございます。

表の5段目、扶助費につきましては8億1,114万5,000円の計上でございます。対前年度比2.1%の減、金額で1,771万8,000円の減額となっております。主な要因はコロナ禍で燃料高騰の影響を受けた家計や事業者への支援のため商品券発行や農業者への種もみ購入補助事業等が終了によるものでございます。

表の6段目、建設事業費につきましては11億9,330万7,000円の計上でございます。対前年度比70%の増、金額で4億9,154万1,000円の増額となっております。

主な内容としましては、多世代交流施設建設事業、支浦臼内川護岸改修及びトレップタウンシナイ川河床整備事業、旧札沼線JR軌道等撤去工事の実施によるものでございます。

表の9段目、公債費につきましては6億1,419万5,000円の計上でございます。対前年度比0.5%の減、金額で297万5,000円の減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページにお戻り願います。

まず、1款町税でございます。1億8,488万1,000円、前年度比3.7%の増、金額で658万6,000円の増額となっております。内訳といたしまして、個人住民税で587万5,000円の増、法人住民税で2万7,000円の増、固定資産税で67万1,000円の増、軽自動車で4万4,000円の増、町たばこ税で7万円の減、入湯税で3万9,000円の増を見込んでございます。大きな増額の要因としましては、個人住民税におきまして、令和4年度産米が良質であり、作況指数も106と豊作であった状況を勘案し、課税所得の増加を見込むものでございます。

2款の地方譲与税につきましては4,085万円の計上でございます。10.9%の減で金額で500万円の減額でございます。

3款の利子割交付金につきましては10万円の計上です。

4款の配当割交付金につきましては30万円の計上でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては30万円の計上でございます。

6款の法人事業税交付金につきましては180万円の計上でございます。

7款の地方消費税交付金につきましては5,100万円の計上でございます。

8款環境性能割交付金については300万円を計上してございます。

9款の地方特例交付金については25万円の計上でございます。

10款の地方交付税につきましては15億円の計上でございます。前年と同額計上で普通交付税といたしまして13億5,000万円、特別交付税として1億5,000万円を見込むものでございます。



11 款の安全交通対策特別交付金については1,000万円の計上でございます。

12 款の分担金及び負担金につきましては4,677万8,000円の計上でございます。対前年度比60.9%の増、金額で1,769万8,000円の増額計上でございます。こちらにつきましては基幹水利施設の管理運営費の上昇に伴い受益者負担金が増加となるものでございます。

13 款の使用料及び手数料につきましては6,695万3,000円の計上でございます。

14 款の国庫支出金につきましては1億7,526万1,000円の計上でございます。18%の減、金額で3,834万7,000円の減額でございます。要因につきましては、橋梁長寿命化事業の事業量の減によるものでございます。

15 款の道支出金につきましては2億3,242万3,000円の計上です。前年度比5.2%の増、金額で1,147万9,000円の増額でございます。要因につきましては、基幹水利施設の管理運営費の上昇により道補助金が増額となるものでございます。

16 款の財産収入につきましては311万7,000円の計上です。

17 款の寄付金につきましては1億1,000円の計上で、ふるさと納税による寄付金を前年と同額で見込んでございます。

18 款の繰越金につきましては1,000円の計上でございます。

19 款の諸収入につきましては3億2,703万5,000円の計上でございます。増額の要因といたしましては、JR北海道からの鉄道施設撤去に係る受託事業収入を見込むものでございます。

20 款の町債につきましては7億5,000万円の計上でございます。率で135.2%の増、金額で4億3,110万円の増額計上でございます。こちらにつきましては、多世代交流施設等の建設事業、町営バス更新事業、町道山15号線改良舗装事業、橋梁長寿命化事業、河川改修事業、雪寒機械購入事業やデジタル行政無線更新事業など各種事業に充当する財源として、また財源補てん分の臨時財政対策債900万円を計上し、地方債の発行を予定するものでございます。

最後になりますが、21 款繰入金につきましては6億8,084万9,000円の計上でございます。対前年度比の増減はございませんが、金額にいたしまして13万1,000円の減額でございます。内訳といたしまして、街路灯維持基金から120万円、繰上償還の原資として減債基金から6,270万円、ふるさと納税の返礼品等にふるさと応援基金から1億1,655万円、札沼線代替輸送事業等基金から3,700万円、そして財政調整基金から4億6,339万9,000円を取り崩し繰り入れるものでございます。

以上が、歳入41億6,490万円に対する説明でございます。

続きまして、第2条の地方債について説明申し上げますので、予算書にお戻りいただき、9ページをお開き願います。

第2表、地方債の一覧でございます。

それでは、まず起債の目的でございます。上から臨時財政対策債といたしまして限

度額 900 万円、起債の方法につきましては証書借入れ、利率につきましては 6.5%、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件によるものでございますし、銀行その他の場合におきましては債権者との協定によるものでございます。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

1 段下に行っていただきまして、町営バス更新事業につきましては、町営バス浦臼滝川線の車両更新に係る財源として 1,600 万円を限度額として借り入れを予定するものでございます。

次に、多世代交流施設等建設事業につきましては、旧 JR 浦臼駅周辺の整備に係る財源として 4 億 5,330 万円を限度額とし借り入れを予定するものでございます。

次に、浦臼診療所医療機器購入事業といたしまして、心電計更新の財源として 80 万円を限度額として借り入れを予定するものでございます。

次に、町立診療所建てかえ事業につきましては、基本実施設計業務の財源として 1,690 万円を限度額とし借り入れを予定するものでございます。

次に、農業水路等長寿命化防災減災事業につきましては、国営幹線用水路のキナウスナイ川横断管渠改修工事の財源として 1,430 万円を限度とし借り入れを予定するものでございます。

次に、下徳富第 2 排水機場整備負担金事業につきましては、水利施設等保全高度化事業の除じん機分解整備等負担金の財源として 100 万円を限度額とし借り入れを予定するものです。

次に、雪寒機械購入につきましては、歩道用ロータリー除雪機 1 台と除雪ドーザ 1 台の購入財源として 5,670 万円を限度額とし借り入れを予定するものでございます。

次に、橋梁長寿命化事業につきましては、花江橋補修工事及び橋梁 3 橋の調査設計業務の財源として 1,850 万円を限度額とし借り入れを予定するものでございます。

次に、山 25 号線道路舗装事業につきましては 2,930 万円を限度額とし借り入れを予定してございます。

次に、緊急自然災害防止対策事業につきましては、支浦臼内川護岸改修工事とトレシップタウンシナイ川河床整備工事の財源として 1 億 1,370 万円を限度額とし借り入れを予定するものでございます。

次に、消防水利施設新設事業につきましては、町内 4 カ所に新たに設置する消火栓新設工事の財源として 520 万円を限度額とし借り入れを予定するものでございます。

次に、デジタル防災行政無線更新事業につきまして、移動系防災行政無線の更新の

財源として1,530万円を限度額とし借入れを予定するものでございます。

以上、13件の限度額の合計が7億5,000万円となっております。

以上が、令和5年度一般会計予算案の概要でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○議長

次に、日程第17、議案第12号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては配付してあります。令和5年度国民健康保険特別会計予算大綱をごらんいただきたく存じます。

中田課長。

#### ○住民課長（中田帯刀君）

予算書の137ページをお開きください。

議案第12号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,850万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第253条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は4,000万円と定める。

令和5年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

続いて、予算の概要について説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書にて歳出から説明いたしますので、139ページをお開きください。

1款総務費1,138万9,000円の計上です。前年度対比208万3,000円、15.5%の減となっております。

2款空知中部広域連合納付金1億1,795万4,000円の計上です。道への納付金が増加したことにより前年度対比767万8,000円、7%の増となっております。

3款諸支出金30万円の計上です。これは保険税還付金として計上しております。

4款保健医療費875万7,000円の計上です。これは特定健診事業に係る経費でございます。

5款予備費10万円の計上です。

次に、歳入について説明いたしますので、138ページをごらんください。

1款国民健康保険税8,418万2,000円の計上です。前年度対比678万7,000円、8.8%の増となっております。

2款財産収入6万円の計上です。内容は財政調整基金の預金利子でございます。

3 款繰越金 1, 0 0 0 円の計上です。これは科目設定として計上しております。

4 款諸収入 1 0 6 万 4, 0 0 0 円の計上でございます。前年度対比 7 2 万 6, 0 0 0 円、4 0. 6 %の減となっております。

5 款繰入金 5, 3 1 9 万 3, 0 0 0 円の計上です。前年度対比 6 6 万 1, 0 0 0 円、1. 2 %の減となっております。

以上が、議案第 1 2 号 令和 5 年度浦臼町国民健康保険特別会計、歳入歳出それぞれ 1 億 3, 8 5 0 万円の予算概要についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○議 長

次に、日程第 1 8、議案第 1 3 号 令和 5 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の提案並びに概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては配付してあります。令和 5 年度後期高齢者医療特別会計予算大綱をごらんいただきたくと存じます。

中田課長。

#### ○住民課長（中田帯刀君）

予算書 1 6 6 ページをお開きください。

議案第 1 3 号 令和 5 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

令和 5 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 6 3 0 万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 3 月 3 日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

続いて、予算の概要について説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書にて歳出から説明いたしますので、1 6 8 ページをお開きください。

1 款総務費 7 8 9 万 4, 0 0 0 円の計上です。前年度対比 9 7 万 5, 0 0 0 円、1 4. 1 %の増となっておりますが、人事異動による給与費の増が主な要因となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 3, 8 1 8 万 9, 0 0 0 円の計上です。前年度対比 1 8 2 万 8, 0 0 0 円、4. 6 %の減となっております。主な要因は医療保険料の負担減でございます。

3 款諸支出金 1 6 万 7, 0 0 0 円の計上です。これは保険料還付金として計上しております。

4 款予備費 5 万円の計上です。

次に、歳入について説明いたしますので、1 6 7 ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料 2, 4 3 8 万 3, 0 0 0 円の計上です。前年度対比で 2 1 5 万 9, 0 0 0 円の減となっております。

2 款使用料及び手数料 1, 0 0 0 円の計上です。これは科目設定として計上しております。

3 款繰入金 2, 1 7 4 万 8, 0 0 0 円の計上です。前年度対比 1 3 0 万 6, 0 0 0 円の増となっております。

4 款諸収入 1 6 万 7, 0 0 0 円の計上です。これは保険料還付金として計上しております。

5 款繰越金 1, 0 0 0 円の計上です。これは科目設定として計上しております。

以上が、議案第 1 3 号 令和 5 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計、歳入歳出それぞれ 4, 6 3 0 万円の予算概要についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○議 長

次に、日程第 1 9、議案第 1 4 号 令和 5 年度浦臼町下水道事業会計予算の提案説明及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては配付してあります。令和 5 年度下水道事業会計予算大綱をごらんいただきたいと存じます。

上嶋課長。

#### ○建設課長（上嶋俊文君）

それでは、令和 5 年度浦臼町下水道事業会計予算を説明いたします。令和 5 年度浦臼町下水道事業会計予算書をごらんください。1 ページでございます。

議案第 1 4 号 令和 5 年度浦臼町下水道事業会計予算。

第 1 条 令和 5 年度浦臼町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は次のとおりとする。接続戸数につきましては 4 3 4 戸、年間処理水量 7 万 2 6 0 0 立方メートル、1 日平均処理量につきましては 1 9 8 立方メートル。

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第 1 款下水道事業収益 1 億 2, 7 7 5 万 7, 0 0 0 円、内訳としまして第 1 項営業収益 1, 9 3 0 万円、第 2 項営業外収益 1 億 8 4 5 万 7, 0 0 0 円でございます。

支出、第 1 款下水道事業費用 8, 3 8 9 万円、内訳としまして第 1 項営業費用 7, 9 2 7 万 8, 0 0 0 円、第 2 項営業外費用 4 1 1 万 2, 0 0 0 円、第 3 項予備費 5 0 万円でございます。

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。括弧内は後で説明いたしますので、いったん飛ばしたいと思います。

収入、第 1 款資本的収入 6 4 0 万円、内訳としまして第 1 項企業債 2 2 0 万円、第 2 項一般会計補助金 1 7 0 万円、第 3 項国庫補助金 2 5 0 万円でございます。

支出、第 1 款資本的支出 6, 6 9 9 万 1, 0 0 0 円、内訳としまして第 1 項建設改良費 9 3 0 万 3, 0 0 0 円、第 2 項企業債償還金 5, 7 6 8 万 8, 0 0 0 円でございます。

上段の今飛ばした括弧内を説明いたしますが、今し方説明しました資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたします6,059万1,000円は当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額61万9,000円、当年度分の損益勘定留保資金1,331万円、減債基金積立金341万4,000円及び当年度分の利益剰余金処分数額4,324万8,000円で補てんするものといたします。

次のページをお開きください。

以下、第5条には債務負担行為に関する事、第6条には企業債に関する事、第7条には予定支出各項の経費の金額の流用に関する事、第8条には議会の議決を経なければ流用することのできない経費に関する事をそれぞれ定めております。

次に、第9条、下水道事業に助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,070万円でございます。

次に、利益剰余金の処分の追加としまして、第10条におきまして当年度分の利益剰余金のうち4,352万円を減債積立金として処分することを定めるものでございます。

令和5年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

以上が、議案第14号 令和5年度浦臼町下水道事業会計予算の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

以上をもって、一括議題の提案及び説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第15、議案第10号から日程第19、議案第14号までの5件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第10号から日程第19、議案第14号までの5件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中にただいま設置されました予算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時15分

○議長

会議を再開いたします。

諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に中川清美議員、副委員長に高田英利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

○議長

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

したがって、本日はこれにて散会いたします。

なお、9日は午前10時から予算審査特別委員会を開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時17分

## 浦臼町議会第1回定例会 第2号

令和5年3月16日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 一般質問
  
- 2 議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第11号 令和5年度浦臼町一般会計予算
- 4 議案第12号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第13号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算  
令和5年度浦臼町下水道事業会計予算
- 6 議案第14号 専決処分した事件の報告について〔工事請負変更  
追1 報告第1号 契約の締結について〕
- 7 議案第15号 浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 8 議案第16号 浦臼町個人情報保護審査会条例の制定について
- 9 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 10 同意第1号 監査委員の選任の同意を求めることについて
- 11 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて
- 12 発議第1号 浦臼町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
  
- 13 所管事務調査について（総務産業常任委員会・議会運営委員会）

### ○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			



○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	長	明	見	将	幸	君
総	務	幹	早	坂	隆	広	君
住	民	長	中	田	帯	刀	君
福	社	課	長	齊	藤	淑	君
福	社	主	幹	城	宝	睦	君
産	業	課	長	馬	狩	範	君
産	業	主	幹	山	崎	一	君
建	設	課	長	上	嶋	俊	君
建	設	技	長	竹	田	圭	君
教	育	委	員	横	井	正	樹
教	育	務	局	小	田	修	司
教	育	委	員	畑	山	政	証
農	業	委	員	笹	木		廣
代	表	監	査				君
		委	員				君

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	三	部		航	君

◎開議の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は9名、全員でございます。

定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の2日目に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長

日程第1、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和5年第1回定例会一般質問、町長にお伺いしたいと思っております。

質問ですが、転作における町独自の政策ということでお伺いしたいと思っております。

国は、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する戦略作物の本作化とともに地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入、定着を支援し、進めるとして、水田活用の直接支払交付金の見直しを行いました。

そのことにより、交付対象水田において、水張りができない農地、畦畔や水路がない農地については交付対象外であるとし、また令和4年度より令和8年度までに一度も水張りが行われない農地は令和9年度以降交付対象水田とはしないとしております。

つまり、転作作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションの構築を図るとしております。

このことにより、農業生産者や農地の所有者は大きな課題を抱えることになっているのではないかと考えております。

また、農地法の改正により、農地の売買、賃借の主流である農用地利用集積計画が廃止され、農地中間管理事業、いわゆる農地バンクに統合されることとなっております。

さらに、人・農地プラン、要は地域計画ですが、の法定化であり、新たに10年後の担い手を想定した目標地図が令和5年4月から令和7年4月までに作成しなけ

ればならないこととなっております。

このことを踏まえ、今後、水田活用の直接支払交付金の改正、要は見直しに伴う農地の売買、賃貸を含め農業者並びに農地所有者にとってはさらなる頭の痛い問題だと思えます。

特に、地域計画、農地バンク事業において、今後、引き受け手のない農地が地域で発生した場合、対応に困る問題となる。

ここでちょっと訂正があるんですが、通告書には農村漁村と書いてあるんですが、これは農山漁村に訂正をお願いしたいと思えます。

そこで、町独自の政策で農山漁村活性化法に基づき策定する活性化計画を策定し、地域計画と並行し、区域を策定し、活性化計画のエリアにおける計画的な転換を図る農地、例えば沢地帯における引き受け手のない耕作不便地などのことをいいます。

そして、植林の転用を進める独自政策を打ち出してはと思えます。

政策内容としては、そらち森林組合と提携をして、市町村森林整備計画で定められている標準的な施業方法において植林を進め、町は植林に係る費用を農地所有者の負担が出ないような政策助成を行ってはと思えますが、いかがでしょうか。

また、浦臼町農業再生協議会のトップとして、今後の水田活用の直接支払交付金の見直しや国の畑地化推進の説明を農地所有者にどのように勧めていくのか質問をいたしたいと思えます。

以上です。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

今回の農業経営基盤強化促進法の改定により、農用地利用集積計画が廃止され、農地中間管理事業（農地バンク事業）に統合されます。

また、これまでの人・農地プランが法定化されることにより、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を作成し、新たに10年後の担い手を想定した目標地図も同時に作成が必要となることから、今回改正の大きなポイントとなっております。

令和6年度中までに地域計画及び目標地図が策定された時点で新制度へ移行されることとなります。

議員ご指摘のとおり、新制度に移行した際は、農山漁村活性化法に基づき沢地で農地の引き受け手のない地域を保全するため、計画的に林地に転換を図り、浦臼町森林経営計画に登載し経営することも有効な方策と考えます。

今現在、町として植林を積極的に推進していくという判断には至っておりませんので、助成措置について明確な回答はできかねますが、今後の畑地化の動向、農地所有者の意向等を把握した上で検討してまいります。

現時点で植林を希望される方には、道補助の豊かな森づくり推進事業を活用していただき、町の負担も含めた中で事業者の負担軽減を図っていく考えです。

地域計画作成までにそんなに時間的余裕はありませんが、農地所有者、農業者及び地域住民などと十分に協議を行い、農地を持続的に維持管理していくための体制を構築したいと考えております。

最後に、浦臼町農業再生協議会として水田活用の直接支払交付金制度や畑地化を希望される農地耕作者には、畑地化促進事業の説明を今週行った令和5年度の作付調査時に個別で事業説明しております。

農地を賃貸されている農地所有者への周知につきましては、生産者と十分に意思疎通を図るよう関係機関と連携して働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

一つ目は、まずこの目標地図を必ず作成しなければならないということが起きてきています。

町長の言うとおりの町ですと進めております人・農地プランがある程度基本的になっていくと思うのですが、ただこれに加え、どうしても今後10年間、ただの想定ではなくて完全に10年後、この農地はどこかの人の農地に行くかぐらいまでの、そういった目標地図が必要になってくるようになっていきます。

ここの部分を今のこの2年間でやらなければならないということなので、今この時点である程度、先を想定の部分を中心に重視した形でないと、これは10年後、もしその農地が目標のところに行かなかった場合、これはまた大変なことになるので、その部分をしっかりとやっぱりやっぺいいかない、今から2年間の間にその確実な方向性と、それから当然引き受け手のない農地が必ず出てきます。特に沢地帯はそうなると思います。

その部分がある程度もう今のうちに段階的につくっていかないと、計画に乗せていかないと、国の今ありました農山漁村活性化計画に基づいた部分、そして各町が指定しています森林経営計画がネックになっていまして、ここがないと農山漁村の活性化法の中で取り入れられないと。

実はこれ国の支援金あります。植林だとかそういったことに対しては国は補助金を出します。交付金として出します。ここは浦臼町森林経営計画をしっかりと立てていなければならない。

その森林計画の中に今回の目標計画、目標地図の中に示しているものと一緒に合併した形をつくっておかないと、国の交付金に該当しなくなるので、そこで今のうちにしっかりと計画を立てて、森林の経営計画もその中で進めていかないと、いざ何とかなしようと思ったけれど、国の支援金がもらえなくなりますので、そこを私はちょっと気をつけていただきたいと思っています。

今の段階で、その目標地図なんですが、今後どういう形で進めていくのかをもうちょっと具体的にお知らせをいただきたいと思っています。

それともう一つは、今回、私も農協で今受け付けやりましたね、水田の転作の関係の。そのときに担当と土地を借りている場合、相手方に今の5年間のうちに転作している場合は水張りをしなくてはならないという部分と、それからその部分の借りている人がそこのいろんな金銭のやりとりを含めて、それから畑地化の推進も含めて、その説明を生産者が借りている相手方に説明するのは大変だと思うんですよ。その説明が結局文書でも説明できるのかどうかも難しいと。

その5年間の間に水張りをしなければならない、その部分が借りている人が理解しても、貸している人がどう理解するかというのは大変大きな問題だと思っています。

結局、その解決をどうしていくかという部分が、ちょっと私も悩んでいますので、その辺、ちょっと進め方がわかればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議 長

答弁のほどお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

目標地図に関しましては、これから令和6年度中に策定ということで猶予期間があるんですけども、ある程度目標地図に関しましては、集積化が進んでいる地域については、特例措置ということが考えられていますので、そこら辺もちょっと私たちの方で十分読み込んで、これからその目標地図の作成については、地域とか生産者と十分に協議して進めたいと考えております。

それから、所有者についての説明なんですけれども、議員おっしゃったとおり、農業委員会とともにその説明は今町長が答弁したように、生産者と十分に意思疎通を図るとというのが一番の原則と考えておりますけれども、その方法についてもどの方法が有効的な方法かということこれから十分に関係者と考えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

ちょっと制度の仕組みとしてお聞きしたいんですけども、ただ転作の部分で5年間のうちに水張りをしなければならないという部分で、畑地化を含めて、今再生協議会の方でどう把握しているかちょっとわからないのですが、例えば畑地化をするとなっていくときに、いろんな条件ありますよね。

高収益作物をつくるような条件であれば17万5,000円だか一時金でもらえるよと。それ以下だったら14万円だよという部分が今回出ていて、その最終申請がことしの7月と国は言っていますね。

その中には最後の申請のもとになるのが各市町村の再生協議会が認めた部分だということになっています、たしか。

そこが許可出ないと、畑地化のその部分にならないということになっていますから、生産者自体はもう今そこで申請をして、土地改良区なりそこで水利費の問題なり、そういったことを協議の上やらないと、その今回時限立法みたいな形で一時的な国がことしだけですよと言っている14万円、17万円という部分のその説明といいますか、その考え方がどうなるかはわからないと。

国は来年度からは、もうこれはありませんよと言っています、確かに。来年度からは畑地化しても10万5,000円にしますとうたっているのですが、その辺、今例えば再生協議会の方で畑地化の部分とかその辺ちゃんとやりくりが理解した上で、どう進めていくかというのが、生産者に対して説明しているのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

先ほども説明したのですが、13、14、15日に行われた令和5年度の作付調査時に、そこについて畑地化を希望される方については十分にそのことについては説明してございます。

そこで理解をして、どうしても畑地化するんだということがあれば、申請いただくということになっておりますけれども、そこら辺についてはまたちょっと説明を今の段階で十分にしていると考えておりますけれども、それでも畑地化を希望されるという方は畑地化に向けて決裁するという形に向かっていくかと思えます。

以上です。

○議長

それでは、次に発言順位2番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

令和5年第1回定例会において、一般質問を町長に行います。

件名は、新規就農者予算についてとなっております。この問題については、私も7年間訴え続けてきております。

新規就農者は、5年、10年先の浦臼町農業の牽引をすることになる人たちだと思っております。その新規就農者を迎えるための予算化には一定の評価をするところであります。

しかし、専従職員を配置しないと、農政課の業務とかけ持ちは難しいのではないのでしょうか。新規就農者対策室など本格的な推進室など機構対策を行う必要があるのではないのでしょうか。

コンスタントに毎年就農していただければ、将来、浦臼町の戸数増・町民増

にはならないのではないかと。

ようやく町が予算化をし、この問題に対する町長の意思についても最近耳にしております。

将来の浦臼町農業や町の人口対策を見据えて、もっと詰めてほしいと思いますが、町長の覚悟を伺いたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

新規就農者対策につきまして、私が町長に就任して以来、町政執行方針の持続可能な農業の推進の中で取り上げ、これまで受け入れ体制や支援対策などの条件整備に時間を要しましたが、新年度より本格的に新規就農者の受け入れに向けた取り組みを開始いたします。

議員のご質問にありますとおり、新規就農者を受け入れるためには予算の確保も大切ですが、受け入れる側の体制も重要であると考えています。

しかし、ご指摘いただいた新規就農者対策室などの専門部署の設置につきましては、現在の役場全体の職員数、配置の状況を考慮いたしますと、早々の設置は難しいと判断いたしました。

そのため、現状の体制を補完する対応といたしまして、先行する北竜、雨竜両町で行われています総務省の集落支援員制度を活用した専任アドバイザーの採用を進めてまいります。

現状では、浦臼町の地域性を理解し、農業生産や経営などにも精通した人材が見つからず採用には至っておりませんが、今後とも継続的に人材確保に努め、適材と判断されれば速やかに採用してまいりたいと思います。

また、このほかにも研修農場の設置や充実した指導体制、助成制度など後発組として、先行する自治体に負けない、差別化できる対策に取り組んでまいります。

新規就農者対策は、浦臼町の農業を守るための重要な対策であり、人口減少対策でもありますので、今後とも積極的に新規就農フェア等さまざまな機会をとらえて参加し、早期の受け入れ実現に向け、根気強く取り組んでまいります。

以上です。

○議長

再質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

かなりの部分が前向きな答弁をいただきました。

それでも予算化した事業でありますから、就農者の募集をスムーズに継続的に行うためにも、もう一手だけではなく、新たな一手、二手、どんどんと進めていかなければならない、そのように思っています。

その点では、町長も専任アドバイザー等を採用しながらやってみるということでもありますから、ぜひそこら辺はお願いしたいと思っております。

大体、令和3年度で新規参入者といいますか、野菜だとか園芸作物だとか畜産だとか、そういう人が道内では約、毎年120名前後がおります。これは道の発表ではございましたけれど。

だから、いないわけではないのですね。迎え入れる体制をいかに取り入れていけるか、迎え入れる支度を練られるか、そういうことかと思っております。

そして、早々の設置は難しいということでもありますけれど、無理かと思ったら先には進めないということわざもございます。

ぜひ、そこら辺も頑張って、町長と、それから全町一丸となってこの問題は商工業にもかかわります。人口増というのは商工業にもかかわりまして、やっぱり商工業はもう一番の助成金は人であります。住民増であります。

それが商工業にも波及してくるので、再び町長のこの新規参入者といいますか、新規就農者といいますか、それをいかにさらに進めていくか、いま一度意思をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

激励といいますか、ハッパをかけていただいているお言葉だと思っております。

新規就農者の、就任してから本当に3年、にんにくの生産拡大も含めまして、何とかさまざまな作物で取り組んでいければという思いもあつての取り組みでございました。

今現在はミニトマトとにんにく等で何とか進めていけないかということで話をしているところでございます。

これまで札幌市で行われた新規就農者フェアにも出ておりましたけれど、やはり先行するといいますか、実績のある市町村でありますとか、あと十勝管内、例えば十勝のネームバリューもあつてのことだと思っておりますけれど、やはり人はそういうところにまず寄っていくというのも見させていただいたところでございます。

これから本当に目標としては、令和5年度内に採用していきたいという考えで、職員ともどもやっていくつもりではおりますけれど、本当に始めてみてわかったところでもありますけれど、農業の施策、支援策だけではないという部分、町そのものが見られるという部分も本当につくづく感じるころでもありますので、一度にというのはなかなか難しいかもしれませんが、本当に時間もかけながら、スピーディーに採用につなげていけるように職員と一緒に頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

再々質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）



耕地面積の小さい町ですが、きらりと光るものは、原材料はありますね。山にもあります。下の方の石狩川のふもとにもあります。米もおいしい、果樹もおいしい、すばらしいものがいっぱいあるんです。

それがなぜか私たちの町はうまく生かしていけない、そのように私は感じております。

ぜひ、そういうものを生かしながら、頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。答弁はよろしいです。

以上です。

○議 長

それでは、次に発言順位3番、中川清美議員。

中川議員。

○8番（中川清美君）

令和5年第1回定例会について、一般質問をさせていただきます。

3月13日、マスクも解除、個人の判断ということでございますので、私ちょっと眼鏡をかけておりました、一般質問の際に、ちょっと熱が入りますと曇ってしまいますので、マスクを外させていただいて質問させていただきたいと思います。

まず、浦臼町に本格的なアメダスの設置に関する質問といたしまして、2点ほど関連しておりますので、2点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

1点目については、農業における管理、また収穫作業の目安となる気象条件に本格的なアメダスが必要と考えているところであります。

関連して2点目としましても、防災マネージャーの採用に当たり、町独自の気象情報の取得が求められるか、その点についても関連しておりますので質問をさせていただきます。

今、浦臼町におけるアメダスは雨量しか観測できないもので、能力的に見てもアメダスといえるほどの情報が少ないものです。

本来のアメダスの機能としては、降水量、気温、風向、風速、相対湿度、積雪深、日照時間などが観測されています。

近隣市町では、本格的アメダス設置は美唄市と滝川市であり、ちょうど本町はその中間地帯であり、また本町は日本海からの気象を山越しに最初に影響のある位置となっており、他市町とは気象状況においては特異なものであると考えられます。

今現在においては、異常気象とも言われ、本町においてもゲリラ豪雨も過去においても発生していると考えられます。

直近においては、昨年12月17日の降雪でありましたが、厚田方面より本町に目がけ線状降雪帯が次々と発生し、私の私見でありますけれども、24時間降雪量は1メートルを超えたものではないかと思われました。このような鬼気迫る状況などが、確かな情報が求められると考えます。

気象において、最も影響を受けやすいのが農業ではないかと思えます。気象に左右されやすい環境のもと作業すべてにおいて的確な情報を必要としています。

最もその中で必要とされるものは、収穫の判断だと考えております。水稻の収穫

においては、現状として目視をし、さらに試験脱穀をして、刈り取りへととなりますが、近年温暖化の影響が予想よりも登熟が進み、刈り取り適期をおくらせてきていると思われる。

米の刈り取り適期の判断として、登熟積算温度がありますが、本町においては1,051度となっております。基本となるのが、恐らく滝川市のアメダスを参考にしていると思われる。米においては1年1作で特にミスは許されないものであります。

続いて、防災マネージャーの件についての質問となりますが、町長の公約に上げていきましたが、熱心な要請活動が成果を上げ、4月より本町に赴くとのことで、期待をしているところであります。

しかしながら、不安要素もありまして、防災マネージャーは何を基準として判断するのか疑問に思われます。

前段に申し上げたが、ゲリラ豪雨など本町のみ豪雨や強風被害が現実となっております。マネージャーの仕事としても、的確な情報があつてこそと考えます。

仕事の内容については、新規の仕事の内容となりますが、以前、町長の方からお聞きしましたが、避難訓練なども対象と聞いていますが、すべてにおいて想定の気象での行動でありながら、非常に大切なことだと思えます。

また、防災マネージャーの職務内容についても伺いたいと思えます。

川畑町政になって、各種農業に対する補助事業も対策され、大きな効果も出ているところと高く評価をするものであります。

残すところ町長の任期1年となり、また私の議員としての発言の機会も次期においては担保をされているものではなく、この機会において未来永劫安心・安全のためのアメダスの設置を求めます。

以上です。

#### ○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

#### ○町長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

1点目のアメダスについてですが、アメダスは集中豪雨や暴風・強風などの気象災害を防止・軽減するために、従来の気象観測網だけでは把握できない局地的な大気現象を監視する目的で気象庁が整備したものです。

降水量の観測地点は、全国で1,300地点、全国の17キロ四方に1地点の割合で設置されており、このうち約840地点では風向・風速・気温・日照時間の観測を行っております。

また、積雪地域については約280地点で積雪深も観測されています。

本町におきましては、陶芸センター横に設置されておりますが、こちらにつきましては、議員ご指摘のとおり降水量のみの観測となっております。

アメダスにつきましては、設置目的があくまでも気象災害の防止・軽減であり、

そのため災害に直結する降雨量が唯一の観測項目となっている地点が460地点あり、これは1979年に正式運用されてから基本的には変わっておりません。

そのため、近年多発する異常気象から未設置の市町村からは設置要望が上がり、また農業や漁業など多目的利用の声も高まっている状況です。

単独自治体としての要望にどこまで効果があるかは不明ですが、まずはアメダスを取り巻く全国的な動きや昨年一部で話題となった1キロメッシュでの気象情報の提供について情報収集に努めてまいります。

2点目の防災マネージャーの職務内容についてですが、今月末に滝川駐屯地を定年退官され、4月から防災マネージャーとして勤務していただくことをとても心強く感じております。

防災マネージャーは、内閣府の定める地域防災マネージャーの資格を有し、防災・危機管理における専門的な知識と災害時における対応など、今後起こり得る災害に対する備えや災害発生時の的確な判断など、防災業務を担う中心的な人材になると期待しております。

防災マネージャーの業務として、まずは地域と連携した防災体制の強化に努め、地域での避難訓練等の実施、数年後には全町挙げての防災訓練の企画・実施、避難所設置や運営における避難所運営マニュアルの策定などに取り組んでまいります。

また、防災計画をはじめとする各種計画の策定や見直しもあわせて進めてまいります。

また、出前講座などを通じまして、防災について町民に理解を深めていただくほか、いつ起こるかわからない自然災害に対応するため、町民皆様の命と暮らしを守り、安全・安心なまちづくりの推進に向けて、業務を遂行していただきます。

以上です。

○議長

再質問ございますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

再質問でありますけれども、まず米に関してなんですけれども、米の積算温度について申し上げたいと思いますが、前段言ったとおり、おおむね登熟温度は1,051度が必要でありまして、今浦臼町に作付されている主な米の品種としましては、ゆめぴりか、ななつぼし、ふっくりんこの3品種でありまして、その中において、ふっくりんこは道南の函館市の試験場で育種開発された米で、しっかり登熟温度の確保が求められています。

この米が一般に種子配布されるときに、ホクレンではふっくりんこサミットを形成し、その販売戦略を立ててきました。

この中において、作付条件として登熟温度が1,050度をクリアしている地帯であって、認められたJAは、きたそらち農協、たきかわ農協、ピンネ農協管内と適地指定された経過がありました。

何を言わんとするのは、しっかりと温度の確保ができる地帯での作付ということ

でありまして、反面平均温度も高いということにもとれることとなります。

登熟温度とは、稲の穂が出穂してから刈り取り適期までの期間の積算温度のことでありまして、平均、本町においては西に樺戸山がありまして、ほかの地区よりも積算温度が確保しやすいのかと思われます。

その影響なのか、ここ10年ぐらいは非常に温暖化によりまして、寒冷地栽培の特化した品種改良された米の作付しているわけなんです、近年の温暖化により、米の品質に影響があらわれてきていると思われます。

それは何かというと、刈り取り適期がおくれることによる米の胴割れの被害が急増してきています。

以前は農家の感覚で刈り取りをしていましたが、今現在においては適期判断として実際にもみ殻をむいて玄米判断をしておりますが、そのときにおいてはもう既に刈り取り適期を迎えた米が多く見られてきまして、ここおおむね10年ぐらいは刈り取り適期は9月中旬ごろであったわけなんです、ここ数年では9月初旬ということになってきておりまして、農家の経験と感覚での作業に見合わない営農計画が必要と考えられます。

胴割れ米は規格外米となり、価格においても大きな減額となりまして、農家経済においても大きな損害となってくると考えられます。

また、防災マネージャーに関してもですが、防災マネージャーの活動に対しても大きな期待をするものですが、防災の基準としてのものとして、まず第一にきめ細やかに報道される天気予報の活用ですね。

また、さらに現状に送ritつ天候状況の数値化、その結果に基づく情報のリアルタイムの発信、行動が求められると考えられます。

本町に設置されているアメダスでは、残念ながら統計不足が否めないものでありまして、最新の気象状況を把握するには美唄市、滝川市の情報でありまして、浦臼町からはおおむね20キロ以上離れた情報で、我が町の安全を担保できるのか、非常に危惧されるところであります。

今の気象現象の特徴でもありますが、線状降水帯や降雪帯、そしてゲリラ豪雨、突風など、今まで経験のない気象を想定しなければならないものでありまして、私も札建から河川の樋門の開閉作業を委託されておりますが、以前、1時間に100ミリの降水があったときがあったんですけれども、雨がやむと同時に河川の水が一気にふえまして、1時間足らずで内水に逆流するということがあったのを覚えております。

災害の規模、時期などで、大変予測できないものがありまして、それに対する適時に判断できる情報が何よりも必要ではないかと考えています。

アメダスの関係は気象庁であり、また国土交通省の外局であります、要望して今すぐ設置ということには時間はかかると考えられますが、今においては民間においてもアメダスの開発、販売がされています。

その名前はウェザーバケットということの製品であります。この製品の販売は札幌市にありまして、製品の性能としてはほぼアメダスと変わりありません。

設置においては三脚式で、電源はソーラー式と電池の両方で使うものであります。単価においては70万円ぐらいということで、私が感ずるには非常に安価ではないかなと思っております。

この場において、すぐ導入するとか、しないとか、そういうことにはなりません。しっかりとペーパーとして残しておきたいと思えます。

今ほど言ったことなんですが、しっかりと農家経済においてもアメダスの必要性は感じるところであります。

そしてまた、防災マネージャーの仕事に対する基準となるのが、やはり数値、情報でありますから、これはやはりよその町の情報をもとに浦臼町の危険情報を発するというようなことにはならない、やっぱり地元にしかりとした情報を求められるアメダスが必要になってくるのではないかなと考えますが、民間でもウェザーバケットというアメダスと同等のものも販売されておりますが、それについての必要性というものの考えも少し聞かせていただきたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

今回ご質問いただいてから、少し調べさせていただきました。

答弁の中にも一部記載しましたが、今現在、近隣でいえば奈井江町にも砂川市にもないという状況にあります。三笠市も岩見沢市以上の豪雪地帯だということで動いたという話も確認されているところでございます。

浦臼町におきましては、降水量しかないという現状ではございますけれど、それにしてもアメダス自体はあるという町の一つにカウントされているところでございまして、ないところがそれぞれ気象庁やら国交省、さらには先生方を通じてお願い、要請活動を続けているという状況も確認されたところでございます。

そんな中で、浦臼町が気象庁に行って要請したところで、数多くの中の一つという扱いにしか多分ならないのではないかなと思っております。

気象庁自体が拡充していこうという考え方にもなっているというのも事実ではあるようですけれど、まだ現実的には動いていないという状況となっております。

今後、答弁でもお答えいたしましたけれど、今現在降水量があるということで、それに温度と最低でも降雪量を加えていただくような、例えば部分的に拡充することができるのか、すべてをフルでセットしなければならないのか、単独で浦臼町だけが拡充していくような考え方になっていただけるのかを、まずは確認をさせていただきまして、全国的な動きとして今後拡充していくという計画があるのであれば、それも確認させていただきたいと思っております。

答弁の中でも、1キロメッシュという気象情報を今後提供していけるようにするというお話も去年でしたかあったかと思えますけれど、まだ全然具体的な話にもなっておりません。

それにしても、今言ったような機器を置いて、気温等を計測するというものでは

なく、衛星から類推、あるいはあるアメダスのデータを使って類推した情報ということのようでございますので、現地ではかった計測結果ではないとも聞いております。

本来であれば、最終的にはアメダスがフルで全市町村に設置されるというのが理想ではございますけれど、今現在そこまで話が行っていないようです。

まずは、アメダスの現状について確認をさせていただきまして、1キロメッシュで現地での計測ではないにしても、細かな数値が出てくるということであれば、それなりの価値はあろうかと思っておりますので、その気象情報の提供に関する全般的な情報をまず収集していきたいと考えております。

ウェザーバケットにつきましては、初めて製品名も聞いたところでございますので、現地でのデータが必要という意味では必要性は当然認めるところでございますけれども、その運用の細かなところがわかっておりません。

皆さんにどういう形でデータを知らせることができるのかということも含めまして、ちょっと情報不足ですので、今後ちょっと調査をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長

再々質問ございますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

ただいま、答弁の中で気象庁で1キロメッシュでの降水量もできるようになるということではありますが、これも本当に雨の情報のみでありまして、ほか温度から何か何までは見られないという状況でありまして、今のスマホにも結構雨雲の情報等入ってくるわけなんですけれど、それ以上にちょっと詳しくなったような情報だということも、私も以前、国会の先生の方から聞いてきたところでもあります。

それも利用しながらということなんですけど、今すぐアメダスということにもならないので、それはそれなりに利用して判断をしていただければと思っております。

先ほど言っていましたウェザーバケットなんですけれども、これについても三脚方式で希望のところへすぐ設置ができると。

そして、そこでまたしっかりと役場においても受信機を備えればその風向、風速からすべての状況をパソコンで逐次見られるという状況でありまして、パソコンでウェザーバケットとやっていたら、全部そこにつながって見られていきます。

この販売会社は札幌市にあるわけなんですけれども、これからでもいいですから、ちょっとそういうところにも目を配っていただければと思っております。

なかなかすぐ申請してもつくというものでもありませんが、空知管内、秩父別町においては昨年の10月31日から本格的なアメダスの設置をされて観測をしてきているということでありまして、秩父別町の状況でもありますけれども、秩父別町の近隣では深川町と石狩沼田町にアメダスがありまして、積雪も降水量も同じ1キ

口四方で推定する体制を整えるため、山間部と平野部の境界にある秩父別町に研究用の機器を設置したというのが気象庁でありまして、先ほど私も言ったように、浦臼町においてはすぐ日本海があって樺戸連山があって、そのすぐふもとという地理的条件で、東側には石狩川があって、その対岸に美唄市があります。これは当然気象状況は変わると思います。

さらには、滝川市においても本当に今度平野部の位置づけされているところでもありますので、山脈の方から相当離れているわけでありまして、しっかりと17キロメートル以上、間違いなく3地区は浦臼町から見ると離れてきていると。

当然そうなる、やはり気象も絶対一緒にはならないと考えているところでもありますので、その辺からかんがみても、的確な情報はやっぱり求められるものと。それを気象庁に行ったときでもいろいろ話していただければなとは思っております。

なかなかそう簡単には国を動かすということには難しいかと思っておりますけれども、やはり最初の第一歩をいつ踏むかということなんです。

これはやはり踏めるものであれば、すぐ踏んでいただきたいなと思っております。これはやはり踏めるものであれば、すぐ踏んでいただきたいなと思っております。これはやはり踏めるものであれば、すぐ踏んでいただきたいなと思っております。これはやはり踏めるものであれば、すぐ踏んでいただきたいなと思っております。

ただただ東京都経由で本山町に行くのではなしに、ちょっとそこで一足延ばしていただいて、そこで政治活動していただきたいなと思っております。

これは要望となりますけれども、首長は浦臼町のトップセールスでありますので、しっかりとそういう時間も有効に使いながら、今後話を進めていただきたいと、私の方から強く要望をしたいと思っております。

ちなみに、これは私の考えでもありましたけれども、一番動かしたのは町民の方の意見なんです。

私、あるところで会いまして、いや、実はこういうウェザーバケットというのがあるんだと。しっかりと本格的に浦臼町の農家においてもそういう情報が必要なのではないかということで、私も調べてきょうの質問とさせていただきます。

私も本当に今の任期中の最後の質問ということで、しっかりとこれは取り上げなければいかんという思いで今回の一般質問という形にさせていただきました。

今までちょっと言ってきましたけれども、十分踏まえていただきまして、町長の任期、あと1年ありますので、しっかりと確実な一歩を踏み出していきたいと思っております。要望として強く申し上げておきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長

答弁よろしいですか。

○8番（中川清美君）

よろしいです。

○議長

ただいまから、休憩とさせていただきます。  
11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時55分  
再開 午前11時02分

○議 長

全員がおそろいですので、休憩を閉じ、会議を再開させていただきたいと思いません。

発言順位4番、高田英利議員。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、令和5年第1回の定例会に当たりまして、質問をさせていただきます。まず、1点目といたしまして、マイナンバーカードの取得率と今後の対応についてということでご質問をさせていただきます。

政府は、3月末までにほぼ全国民のカード取得を掲げ、期日までに取得申請をすると特別ポイントを付与するなどということで、カードの普及推進を図っているところですが、

さらには、健康保険証としての機能を持たせ、既存の健康保険証は2024年秋には廃止の予定となっています。

本町でもカード取得の推進に当たり、臨時の窓口を設置して、申請交付のサポートを行っています。

政府は、取得率に応じ、地方交付税の上乗せ配分をする方針を示していますが、本町の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

一つ目として、3月末でのマイナンバーカード取得率の見通しについて。

二つ目として、マイナンバーカード未取得者の今後の対応について。

三つ目として、今後予想されるマイナンバーカードで受けられる行政サービスの対応についてお伺いをいたします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のマイナンバーカードの取得率の見通しにつきましては、令和5年2月末現在において申請件数で1,401人、85.4%となっております。

令和4年8月末時点では788人、47.6%でしたので、半年間で37.8%の増となっています。

昨年9月から住民課窓口で申請のサポートを積極的に進めたことや、土曜日の臨時窓口の開設により大幅な増加につながったところです。



また、出張窓口として、2月にゆうあいの郷で申請を受け付けており、同時期に予定していた晩生内ワークセンターはコロナ感染拡大のため延期となっておりますが、今年度中には実施する予定でございます。

最後に、3月末の見通しについては1,456人、88.9%、約9割に達すると見込んでおります。

2点目のマイナンバーカード未取得者の今後の対応につきましては、現在の住民課窓口でのサポート体制を引き続き実施するとともに、マイナンバーカードの利便性や必要性について啓発していく考えでございます。

3点目の今後予想されるマイナンバーカードで受けられる行政サービスの対応については、現在はオンラインによる住民の転入手続や健康保険証への利用が開始されていますが、本年4月からは子育てワンストップサービスにより児童手当の受給手続など15手続が、また介護関係においては認定申請など11の手続がオンラインで利用可能になります。

また、令和6年度末をめどにマイナンバーカードと運転免許証の一体化も進められる予定です。

これ以外にも先進自治体においては公共施設の予約や図書館カードのかわりの利用、コンビニなどで住民票などの公的な証明書を取得できるなど、さまざまな場面での利用が進められておりますので、今後も国や道、先進自治体の動向に注視し、本町においても担当部局を中心に行政手続のオンライン化を推進してまいります。

以上です。

#### ○議 長

再質問ございますか。

高田議員。

#### ○1番（高田英利君）

今町長のお話を伺いまして、本町における対応ということで、臨時の窓口や出張サービスということで、いろいろな対応をされてきたということをお伺いいたしました。

マイナンバーカードにつきましては、いろいろな情報があるわけですが、特定健診の情報だとか、あるいは確定申告における医療控除の手続の簡素化等についても情報があるわけですし、これらのサービスを受ける上で、先ほど町長からワンストップサービスの児童手当の受給だとか、あるいは介護関係の申請の11の手続が受けられるというお話がありました。

これらのサービスを始めるに当たりまして、国からの助成措置が受けられるのか、町単独での事業としてやらなければいけないのか、あるいは先ほど質問の答えの中に町長の答えがありませんでしたが、それらを地方交付税として網羅されるものなのか、その辺について1点お伺いをさせていただきたいと思います。

また、今話しました児童手当の15手続ということでお話がありました。その手続15について、もしわかる範囲であればお聞きさせていただきたい部分と、介護関係11ということでお話ありましたが、それらについてどういう内容のものなの

かわかる範囲で構いませんのでお聞きをしたいと思います。

まずは以上です。よろしく願いいたします。

○議 長

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

ワンストップ等、児童手当等の受給手続に関しての国の支援ということでございますが、これらを行うに当たりまして、システム改修が必要な部分につきましての改修費につきましては国からの補助があります。それ以外は交付税対応かなと思います。

続きまして、2点目の子育て関係の15手続ですけれども、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、二つ目が児童手当等の額の改定の請求及び届け出、三つ目が氏名変更、住所変更等の届け出、四つ目が受給事由消滅の届け出、五つ目が未払いの児童手当等の請求、児童手当等に係る寄付の申し出、児童手当に係る寄付変更等の申し出、受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等の申し出、受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等の変更等の申し出、児童手当等の現況届け、支給認定の申請、保育施設等の利用申し込み、保育施設等の現況届け、児童扶養手当の現況届けの事前送信、妊娠の届け出の以上15手続となっております。

以上です。

○議 長

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

介護関係につきましては、福祉課の方からご回答したいと思います。介護関係の11手続について順次申し上げてまいります。

1、要介護要支援の認定の申請。これは新規と更新の手続と区分変更の3種類がございます。それでまず三つになります。

次に、居宅介護予防サービス計画作成の依頼、3番目、負担割合証の再交付申請、4番目、被保険者証の再交付申請、5番目、高額介護サービス費の支給申請、6番目に介護保険負担限度額の認定申請、7番目に居宅介護福祉用具購入費の支給申請、8番目居宅介護住宅改修費の支給申請、9番目に住宅移転後の要介護要支援の認定申請、以上の11項目となっております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

いろいろご回答いただきまして、ありがとうございます。

これらのサービスにつきまして、マイナンバーカードから申請できるという話で

ありました。

子育て手続等であれば、当然お子さんの保護者の方が対応されて申請するものとも感じるのですが、介護申請となると当然介護を受けられる本人の方の申請というよりも家族の方だとか、あるいは行政のサポートの中で進めるものなのかなとは思いますが、それらについても十分サポートして申請できるようにしていただきたいと思います。

基本的なことなのですが、マイナンバーカードは任意のカードということで、当然強制されるものではないですし、中にはマイナンバーカードに対する情報漏えいの不安から取得しない方もおられるわけで、それらの方の対応についても十分していただきたいと思います。

公平にマイナンバーカードのサービスを受けられることが前提という限りではこの場合ないと私、思います。

必ず決められたことでやらなければならないということであれば当然なんだろうが、先ほども言いましたとおり、これはあくまでもマイナンバーカードについては任意の取り扱いということですので、マイナンバーカードを取得されている方と取得されていない方との行政サービスの差があってはならないと私は思っております。

そのことについても、今後十分サービスの差がないように当たっていただきたいなと思うところです。

以上で、私の方から再々質問とさせていただきます。

○議 長

答弁できますか。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

国の方で行政のオンライン手続を進めておりますが、担当大臣も言うておりますように、また今議員がおっしゃったとおり、マイナンバーカードの申請につきましては個人の判断によりますので、カードがない方についての行政サービスが持っている方との差がつかないように行政としても取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

それでは、次の質問でございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、2点目の質問ということで、太陽光発電施設の設置条例の制定についてということでご質問をさせていただきます。

3年に及ぶコロナ禍、また昨年からのロシアによるウクライナ侵攻、そして円安などを背景にエネルギー価格の高騰がとまらない状況となっております。

さらに、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、国、道は水力、風力、バイオマス、太陽光などの再生可能エネルギーの普及に取り組んでおります。

特に、太陽光発電設備は各地で設置工事が行われておりますが、工事に関してトラブルが発生していて、その要因は周辺住民とのトラブル、事業者の設置後の管理体制や事業退去後の放置により土地の所有者が対応に苦慮されていることとも報告されております。

そして、何より町の景観が損なわれることが危惧されております。

全国、全道の自治体も太陽光発電施設の設置条例を策定し、制定しています。

当町も数年前から数カ所、ソーラーパネルが設置されていますが、行政に対しての届け出の義務がなく、土地所有者と業者との間での契約が結ばれ、工事が行われているのが現状と認識しています。

町として、これらの起業、実施について設置及び管理について必要な事項を定め、指導、助言できるよう条例を制定してはいかがでしょうか。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目の太陽光発電施設の設置条例の制定についてお答えいたします。

太陽光発電施設につきましては、カーボンニュートラルの取り組みもあり、全国各地で活発に設置が進められており、一部の地域においては住民の生活環境や自然環境、景観保全などの問題となっていることは報道等で承知しておりますし、2年前には本町においても議論となったところでございます。

当該事業者と地域のトラブルを未然に防止し、共生を図るため、自然エネルギー庁から発行されております事業計画策定ガイドラインや他の自治体の事例を参考に、今後条例制定に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

再質問ございますか、

高田議員。

○1番（高田英利君）

平成26年1月に大分県で第1号の条例が制定されたと記録にあります。令和5年1月現在では、全国で224条例が制定されていることが確認されているようです。

道ではガイドラインは示されていますが、道での条例は当然ございません。道内の自治体では11町村が令和4年末現在で制定されているようです。私の調べなので、ひよっとすると前後しているかもしれませんが。

また、条例によっては幾つかタイプがあるようで、区域を設定したり禁止区域を設けたり、あるいは許可制にしたり同意制にしたり、あるいは協議制にしたりと、各自治体によってもそれぞれいろいろな条例を定めているようです。

どこの自治体にも設置にかかわる情報を取得できるような条例に変わりはないと

は私は思うのですが、先ほども申しましたとおり本町でも太陽光パネル、数カ所設置されております。

以前の定例会でも別の議員からこの問題については提案されたことも私も承知をしております。

ここ最近、雪が解けてきまして、太陽光パネルが雪の中から顔を出したときに、あちこち傷んだり曲がったりということも散見されている状況です。

そんな中で、この先、耐用年数が過ぎたり、あるいは故障したまま傷んだまま修繕されない状況が続いて放置されているような状況になった場合、当然景観も損なわれますし、今後その傷んだものについてどう対応していくのか、町としても全く情報がない中で、黙って見るしかないという状況になるのかなと思います。

そのような中から、やはりきちっとした条例を制定して、設置業者がどうなのか、あるいは土地の所有者なのか、あるいは所有者の親族が事業者と契約をしているのか、その辺しっかりと情報を入手する方法をやはりつくらなければならないのかなと、私は思っておりますし、今太陽光パネルを設置したからといって、町に特段利益があるわけでも今の状況ではないということも私も認識していますし、固定資産税が入るわけでもありませんし、事業税が当然入るわけでもないということも承知はしているのですが、やはり設置していることによって景観が損なわれることもしかりですし、設置しているものが耐用年数を過ぎたり、あるいは事業者によっては放置されていく可能性も十分あるわけで、それを防ぐための条例にはならないかもしれませんが、やはり設置業者がだれなのか、あるいはその業者と契約している方がどなたが契約をして設置を許可しているのか、やはりその辺については町はしっかり知る必要があると私は思います。

電力の買い取り価格が今低迷しているということで、急速に伸びるかどうかは私にはわからないところでありますが、やはり電力の高騰を受けている中で、再生可能エネルギーの持つポテンシャルは当然大きいわけですし、市場としては今後伸びる可能性も十分にあると思いますし、今後国の施策の中で太陽光パネルに対するまた助成措置が講じられれば、当然パネルの設置の数がふえることも想定されます。

そんな中で、やはり今後町のあり方として、そういうものを無尽蔵に許していいのかということもありますし、設置するにしてもやはり町がどういう方が設置をして、どういう事業者がそこにいるのかということはしっかり把握をしていかなければ今後ならないのかなと思います。町長の考え、いかがでしょうか。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問にお答えいたします。

1点だけ訂正させていただきます。固定資産税は金額は少ないかもしれませんが入っております。そこだけ訂正いたします。

太陽光パネル、全体的な動きとして、今お話にもありましたように、本当に買い取り価格が低迷といたしますか、下落しておりますして、事業として取り組むには、規

模にもよるのでしょうけれど、本当にメリットのない事業になってきていると考えております。

半面、東京都の小池知事が打ち出したように、新築の全戸には太陽光パネルをとという動きもありますので、個人設置についての動きが今後どのようにしていくか、個人消費という意味ではメリットがあると聞いておりますので、そちらの動きが今後出てくるのかなとも考えているところです。

通常の一一般の業者が事業目的として取り組む場合、本当に空き地を活用して監視しやすい、人の目にとまりやすいという意味で国道沿いが適地としてねらわれているという話も聞いておりますので、今後もそういうことがないとは限りません。

近場でいけば、長沼町が昨年だか一昨年条例化しておりますして、届け出制で地元との説明会を開催するよという内容での条例制定がなされておりますけれど、形としては先ほど言われましたように、禁止区域を設けるですとか、住民との同意をもらってくるですとか、中身についてはこれからちょっと検討いたしますけれど、条例化に向けて検討は前向きに進めてまいります。

○議 長

再々質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

浦臼町市街でもことしですか、大きな家が1軒取り壊されたということで、また空き地がふえてきているという状況です。

その辺にもしっかり目を配っていただきながら、対応していただければと思います。よろしく願いいたします。答弁は求めません。

以上です。

○議 長

それでは、発言順位5番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

令和5年第1回定例会におきまして、町長に2点の質問をいたします。

まず、1点目であります。

男女共同参画社会の実現に向けて。

統一地方選挙が近づき、北海道新聞は道内地方議会での女性議員の割合が一向に高まらないことについて、女性を阻む見えない壁があると、一面で報じました。私もそう感じております。

道内179市町村の地方議会のうち女性ゼロワン議会は104市町村もあり、浦臼町議会も村立以来、その状態が続いています。

人口構成を反映しない偏った議員構成は政策がゆがむおそれさえあり、議会への関心低下やなり手不足につながると北海道新聞では指摘されていますが、私も全く同感で、危機感を抱き、まさに議員懇談会でこの問題を提起させていただいたところでありまして、継続して話し合うことになりました。

議会だけでなく、JAや農業委員会、土地改良区などの組織でも、女性の組織運営参画の向上を目指していますが、社会全体の男女共同参画に対する機運が醸成しておらず、政府が目指す女性活躍時代とはほど遠いのが実態であります。

浦臼町では、管理職に女性を登用するなど男女共同参画には前向きに取り組んでいると拝察いたします。

1、浦臼町での管理職の女性登用についての考え方を伺いたいです。管理的職業の女性の割合について、数値目標は設定していますか。

2、私は特に政治の場で女性の参画が進んでいないと感じますが、その理由について町長のお考えはありますか。

3、少子高齢化の進展に伴い、将来の労働力不足が懸念されている中、女性の活躍推進は欠かせないことです。そのためにも議会や会社役員に女性の割合を一定数割り当てるクォーター制は有効と言われていますが、日本ではまだまだ進んでいないのが現状です。町長はクォーター制についてどう考えますか。

女性が活躍することは、多様性を認め合い、人権を尊重する社会の実現につながります。だれもが能力を発揮できる環境と自分らしく働くことができる社会づくりを目指そうという議論を促すため、町長の発するメッセージに期待を込めて伺います。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

折坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の管理職の女性登用についての考え方ではありますが、管理職に占める女性の割合の目標は設定しておりません。

本町の2022年の管理職に占める女性の割合は14.2%と全国平均から見ますと高目の水準ではありますが、政府が目指しております登用割合には届いていないのが現状です。

本町では、浦臼町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備を行っております。

具体的には、育児休業を取得しやすい環境の整備や男性職員の育児参加のための特別休暇の推進等、女性が長く働き活躍できる環境づくりを目標としております。

女性が長く働き活躍できる環境が整うことにより、今後は管理職に占める女性の割合も増加するものと認識しております。

2点目の女性の政治の場への進出が進まない理由についてのご質問にお答えいたします。

私自身専門家ではありませんので、通常認識しか持っておりませんが、一般論として、政治の場だけではなく日本社会全体に、いまだ男性優位の意識や風潮が根強く残っていること、今は共働きが普通になり以前に比べ薄まってきているかと思われませんが、育児や家事は女性の仕事という意識が今も残り、女性にとって両立しての活動が困難であること。

さらに、政治家のイメージは、今も男性中心であり、女性が政治家になることに対する社会的な偏見から、一步を踏み出すことにためらいを感じるケースもあるなど、複数の要因が重なった現状と考えられます。

いずれも意識や気持ちの持ち方など精神面に由来する部分が多いと感じますし、家を基本単位とした日本の伝統的な社会構造からいまだ残る意識が今の世界的な流れと乖離してしまっていると思います。

3点目として、クォーター制に対しての考えはとのことですが、特定の人種、性別、年齢、民族などの要素に基づいて、あらかじめ定められた割合の人数を確保するように規定する制度で、政治分野では女性の立候補を促すために有効とされています。

この制度の導入によって、多様性の促進や機会均等を実現することを目的に、多くの国で実施されていますが、一方で資格や能力よりも人種や性別に基づいて選ばれることが不公平だとの批判もあります。

議会の構成に対して私見を述べる立場にはありませんが、女性の社会進出全般に対する意見として申し上げれば、本制度のようなある程度の強制性を伴った対策をとらなければ、大きな変化は望めないと考えます。

世界的に見れば、採用する国は着実にふえており、日本においても一部の企業や団体では自主的に導入している例もあります。

全国的な活動の広がりや道内でも導入に向けた具体的な動きが始まるなど時間はかかったとしても世界的な潮流に沿った方向に今後向かうものと思います。

以上です。

○議長

再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

3月8日は国際女性デーでありました。ジェンダーギャップ指数の2022年版、日本は146カ国中116位、政治分野では146カ国中139位と、下から数えて8番目だったんです。

北海道は全国で行政と教育が最下位、政治は12位ですが、高橋知事の在職期間が長かったからで、女性ゼロ議会の数は40位ということでもあります。

浦臼町の場合の管理職に占める女性の割合についてお尋ねをしましたが、14.2%ということで、全国平均から見ると高目の水準とおっしゃっておりますが、北海道市区町村の女性管理職の割合も同じく14%ということですが、全国で見れば38位という不名誉な数字であります。

それで、浦臼町の場合は女性が長く働き活躍できる環境づくりを進めたから、女性が長く働き、今後は管理職に占める女性の割合も増加すると町長はおっしゃっていましたが、まず、女性が働きやすい環境になっているかどうかということをお聞きしたいと思っております。

ぐるっと見渡してもわかると思いますけれども、私も9人の議員の中で1人だけ



女性であります。2名の管理職の方が浦臼町におられますが、それもこの大勢の男性の方の中で2人であります。

それぞれ皆さん男性の方に申し上げたいのですが、想像をしていただきたいのですが、自分の周りほとんどが外国人、そういう環境の中で自分たった1人、そういう場合に発言がしにくい状況にあると感じませんか。

そういうことを私たち日々感じているんですけれども、働く環境は整えたかもしれないけれども、そういう部分の精神的な部分の配慮はいただけているかどうか、そこをまず1番ではお聞きしたいと思います。

政治の分野のジェンダーギャップの話になりますが、最近の新聞報道では、統一地方選挙が近づいていることを受けて、女性議員の比率が一向に高まらないことについて毎日のように報道されました。

多様性が求められる議会において、まちづくりとか暮らしとかに密接に結びついているはずの地方議会に女性は欠かせないと言われているんですけれども、道内の女性議員ゼロワン自治体と表現されていますが、北海道全体の57%というのは全国の38%を大きく上回っているということです。

これらの報道を見て、議場におられる皆さんはどのように感じていらっしゃるかと思います。

私が議会懇談会でこの問題を投げかけたときは、まだこの新聞報道の前でありました。

議会に対する町民の関心が薄れている、そのために議会改革をして、議会を見える化していかねばいけないのではないかという提案をいたしました。賛成の声を上げてくれた議員は1人しかいませんでした。

女性議員をふやすためにこの社会の仕組み自体を変えていかねばならないと訴えましたが、今でも差別はしていない、クォーター制については平等ではない、女性はゼロでも構わないという声もありました。ジェンダー平等に対する議会の理解も得られていないと私は感じました。

私は今まで女性1人という議会で15年間を務めてまいりましたが、女性としてではなく1人の議員として評価されたいという思いから、この種の発言は今までしてきませんでした。

しかし、無意識のうちの発言とは思いますが、議員の中で女性の1人枠という言葉が聞かれました。女性は1人いればいいという感覚だと思います。私はお飾りなのかと非常に悲しく憤慨もいたしました。

これが女性が阻まれている見えない壁なのです。見えない壁というのは、個人個人の認識にあると私は思っております。

ジェンダーギャップ指数2022での順位でわかるように、まだまだ政治は男のものという認識があるというのは町長もそのようにおっしゃっていただいたんですけれども、北海道でなぜこのように低いのか、女性の活躍ができないのかということでは、やはり第1次産業が昔から盛んであったということにも関係しているのか、男は外で働き女は家で家庭を守る、そういう明確な役割分担が慣習や家族観と

して残っているのではないかと私は思うのです。

けれども、町長もおっしゃったように、今はそんな時代ではありません。浦臼町もその傾向が顕著にあらわれているように、若い年代では共働きが多いです。子供をゼロから1歳児から保育所に預けて女性も働くのが一般的になっております。子育ても夫婦で協力してやっている家庭も多く見られます。

若い世代には女性議員に対する理解もあり、評価もしていただいているのですが、その上の年代が主となる議会や議員を支える後援会の役員の皆さんだとかは、いまだに昭和的な価値観をお持ちの方がまだまだ多いと私は思っております。

普通に一般の社会に男女が半々いるように、議員や組織の役員の中にも女性が半分いることが普通と思える社会の実現には、まず個人個人の意識改革から始めていかなないとだめだと思っております。

そして、多様な働き方ができる環境づくり、法整備へとつなげていかなければ少子化はなくなりません。

少子化が進み、労働人口が減っていけば国の存亡にもかかわると、かのイーロンマスク氏もおっしゃっております。その危機感を国民全体で共有する必要があると思っております。

上智大学の三浦まり教授は、人口の半分を占める女性が能力を発揮できないと地域の発展はないとまでおっしゃっております。

女性が活躍できない状態がこの浦臼町でも続けば、浦臼町は消滅するのではないかと、そのくらいの危機感を私は持っております。女性が活躍する場を整えるということは、多様性を認め合える大人の社会になるということなんです。

多様性の部分が町長のお言葉にはなかったので、そこについてお尋ねしたいです。

最後に、クォーター制についてであります。クォーター制について、げたを履かせるという言い方をよく使います。このことが不平等だという考えの方がいらっしゃるようですが、先ほど申し上げた役割分担の中で、女性は往々にして家事、育児、介護、農業であれば補助的な仕事や手作業を受け持つことが多いです。

それらをすべてこなして、こういう場に出てこなすてはいけないと思うと二の足を踏むということもおわかりにならないでしょうか。

今までだれもやったことがないことをやるのは勇気が要るでしょう。村社会で周りの人に何と言われるか気になるでしょう。クォーター制は現実的ではないでしょうか。そんな女性はいるわけないと思いでしょか。

私は、男性より女性が能力が落ちるとは1ミリも思っておりません。私が浦臼町で出会った女性は優秀でご自分の意見をはっきりおっしゃる方が多かったです。このような人材が議会にいたら議会も変わるのにと何度も思いました。同時に、でも議会に女性1人では何もできないということも感じております。

背広をクリーニングに出してもらい、ワイシャツにアイロンをかけてもらい、革靴を磨いてもらって、今までさんざんげたを履かせてもらっている男性と同じスタート地点に女性が立つために、女性にげたを履かせてもらって何が悪いのでしょうか。

ノルウェーでは、クォーター制を導入したことで女性の社会進出が一気に進んだということです。浦臼町もこうなればいいなと私は思うのですが、町長、どうでしょうか。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

一番最初の質問として、女性職員に女性に対する配慮ですとか環境づくりの面でどうかという問いかけをしたかというお話だったかと思えますけれど、すいません、私自身が直接そういうことはしておりません。

職員の女性、男性を問わずですけれど、昇格に当たりましては、当然クォーター制などは引いておりませんので、人事評価に基づいた上での書類のやりとりですとか、面談に応じて管理職として重責を果たせるかどうかの判断をさせていただいて決定しておりますので、そこには余り女性ですとか男性ですとかという判断は逆に入っていないところをごさいますて、もう一点、普通の社会であれば男女半々というのが基本的な割合ですけれど、役場は長い歴史の中で割合としては半々ということにもなっておりませんし、やはり途中で退職される方という女性の割合も多かったということもありまして、ある程度の年齢層に行く女性職員というのは本当に限られているというのが実態としてありますので、女性を優先的という考え方ありませんけれど、平等に能力として判断した場合は今の割合になっているというのが現状をごさいますて、女性に対して差別しているという感覚は一切ございません。

ただ、十分な配慮がなされた上での対応をしているかどうかにつきましては、すいません、対応している所管の方で把握しているかと思っております。

次に、2番目が多様性についてのお話だったかと思えますけれど、多様性という言葉、クォーター制の中で一言だけですけど書かせていただきまして、クォーター制の持つメリットといいますか、そのために進められているのだなという判断をしておりますけれど、当然多様性、日本は本当に単一種族民族ということで、女性、男性という多様性が問題にされていますけれど、多分外国ではもう少し人種ですとかもっと多様な中でのクォーター制というのもとり行われているところがあるかと思えますけれど、実際、女性の方がふえれば、こういう言い方がいいのかどうかわかりません。女性視点でのご意見という言い方をしているのかどうかわかりません。それが差別に当たるかどうか、ちょっとわかりませんが、やはり男性とは違った視点を持たれているなというのは思いとしてはありますので、そういう意味では多様性はあるべきだとは思っております。

町長、どう思われますかというのが、ちょっとどうお答えしていいのかわからないのですが、どうしても議会に対して物を言うという立場ではないと思っておりますので、一般論としては当然そういう社会に進んでいくべきだとは思っています。

ただ、なかなか日本では進んでいないなというのも現状としてはあると思ってい

るところです。

3番目がクォーター制についてのご質問でしたけれど、お答えしたとおり、当然強制力といいますか、強制性を伴った制度でありますので、これが一たん決まればそういう方向にもいやが応でも動いていくんだなという感覚はありますけれど、なかなか本当に一番上の政府がそういう感覚になかなかならないとは見ておりますので、言われたように下からの持ち上げといいますか、そういう機運というのがある初めて上が動かざるを得ないというところにならなければ、なかなか上は動かないのかなと現状は認識しています。

それから、多様性については、当然進めるべきだと思いますけれど、現状がなかなかそうならないというのが私の現在の見方です。

○議長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

下が動かなければ上はなかなか動かないとおっしゃるのは、ちょっと違うと思います。

やっぱり法整備を整えていかないとその機運がだんだん醸成されていかないのではないかと言っているの、クォーター制をとすることを私は申し上げているつもりなんですけれども、残念ですが、町長の考え方については私と同じ意見を持っていらっしゃるのかなということで安心はしておりますが、きょうの議論をもとに、例えば庁舎内でも、それから今統一選挙というところですので、町内でもそういう議論が活発になればいいなということで質問をさせていただいたところです。

私は立場は変わるかもしれませんが、4年後の議会に女性を二、三人立てることを企てたいと考えております。その機運が盛り上がるように浦臼町での男女共同参画計画が策定され、クォーター制を導入することで町長に後押しをしていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

クォーター制の導入というのは町という意味ですか。どの組織に対して。町という組織に対してということですか。

○5番（折坂美鈴君）

いいえ、町議会という組織に対して。

○町長（川畑智昭君）

私が直接配下にあるのは行政という組織ですけど。

○5番（折坂美鈴君）

お答えいただけませんか。

○町長（川畑智昭君）

お答えようがないので、質問の続きということで。

○議 長

正確な質問をお願いします。

どうぞ。

○5番（折坂美鈴君）

女性議員がふえているところの背景を見ますと、その市長とかがすごくそういうことに理解があって、そういう制度をつくり上げて、議長とともにですね、ふえたというような記事を見たことがあるので、そういう意味で申し上げました。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

この質問をいただいたときに、町として議会に対して何ができるのかというのはちょっと調べたところありますけれど、基本的には三権分立ということで行政と立法といいますか議会は独立した立場という意味でいえば、議員の構成について町がどうこうできるものではないなという認識でいました。

今おっしゃられた例は、公権力といいますか、そういう形ではなくて議長と共同歩調でというような意味合いなのかとは思いますが、それにつきましては、すいません、町として口を出せる分野ではないという認識でおりましたので、そのあたりは少しどういう経過があってそうなったのかを調べさせていただきたいと思えます。

○議 長

それでは、ただいまから昼食のために休憩といたしたいと思えます。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

折坂議員、2問目の質問からお願いいたします。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

令和5年第1回定例会におきまして、町長に2点目の質問をいたします。

コンサルタント業務委託について見直しを。

私は、近年浦臼町がコンサルタント会社への業務委託で失敗を繰り返している現状を憂えています。

最たるは、道の駅再整備の問題であります。

これまで幾度となく定例会や委員会で指摘してまいりましたが、産業観光推進ブランドデザイン事業では、コンサルタント会社に六千数百万円の委託料を支払いながら、結局計画は白紙に戻されました。

町民の血税がむだに使われたことについて、だれも責任をとろうとせず、しかも町民に何の説明もないまま町民は新聞報道でその内容を知ることになったのです。

令和4年は、庁舎内で検討すると、昨年での1定での町長答弁がありました。

議会には8月に官民連携方式へ方向転換することの説明は受けましたが、その後は新聞報道の数日前、2月の新年度予算の説明時によろやくこれまでの経過説明があり、深い議論はできませんでした。

令和5年度予算では、サウンディング応募に向けた事業手法の検討をコンサルタント会社に450万円で委託、さらに令和6年1月から3月の間にサウンディング応募を支援してくれるコンサルタント会社に1,090万円の委託料が予定されています。

しかし、そこで必ずしも企業とのマッチングが成立する保証はありません。民間委託が失敗した場合のB案はないので、失敗すれば委託料はまたむだになり、事業もまた路頭に迷うことになりませんか。

民間委託がかなったとしても、そこには今までランドデザイン検討委員会などで町民と積み上げてきた議論が反映されるかどうかかわからないと聞いています。

このようにすべてをコンサルタント会社にゆだねるやり方は、職員のやる気や成功体験の喜びを奪うことになり、優秀な人材は育たないと私は考えます。

コンサルタント会社に依存するのをやめて、その分を職員の研修費に回して、優秀な人材を育てることが長期的な視点から見ても浦臼町の発展につながると私は強くそう考えます。

コンサルタント依存体質からの脱却を目指すために、これまでコンサルタント会社がかかわってきた以下3件について詳細を伺います。

#### 1、道の駅再整備について。

令和4年度に引き続き5年度も町の姿勢や考え方が明確に示されていないことが問題であります。町の将来像が描けません。

令和5年度から準備が始まる令和7年度からの第5次総合振興計画には道の駅の再整備はどう反映されるのか伺います。

#### 2、多世代交流施設建設について。

令和5年度に多世代交流施設が建設されますが、その前提である基本設計、実施設計が3カ月という短期間に行われたことの説明を求めます。

#### 3、町立診療所建設について。

検討委員会開催をコンサルタント会社にゆだねていますが、4回の開催予定が大幅におくれている理由は何でしょうか。

#### ○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

#### ○町長（川畑智昭君）

2点目のコンサルト業務委託の見直しについてのご質問にお答えいたします。

初めに、浦臼町産業観光推進ランドデザイン事業につきましては、平成28年

度より浦臼町の交流拠点施設整備として、温泉施設と道の駅機能や農産物直売機能について、ハード・ソフトの両面からさまざまな検討を行い基本構想を策定いたしました。

道の駅再整備について、町の姿勢や考え方が明確に示されていないとのが問題であるとのこと指摘がありますが、町といたしましては当該事業を推進し、観光拠点として整備を進めるに当たり、事業効果はもちろんのこと、町の財政的負担を考慮し運営面でも安定した経営を続けられることが必須であると考えます。

そのため、浦臼町産業観光推進ランドデザイン事業計画を基本とし、民間事業者の有するアイデアやノウハウを活用し、コロナ禍の対応を含め最新の観光トレンドを取り入れ、十分な集客を確保できる機能を備えた拠点施設を建設するために望ましい事業方式、運営方法を選定する事業手法の検討調査を行う旨の方針についてお示ししたところでございます。

道の駅の再整備について、令和7年度から第5次総合振興計画にどう反映されるかのご質問ですが、前段でも説明いたしましたように、施設整備・管理運営を一体的に実施するPFI方式、DBO方式、官民連携運営手法など令和5年度に事業手法の方向性を決定し、事業を進めてまいりますので、その結果を後に策定いたします第5次総合振興計画に登載し、魅力あふれる観光拠点づくりを目指してまいります。

次に、2点目の多世代交流施設建設につきましては、基本・実施設計業務委託の契約期間につきましては、令和4年5月25日から令和5年2月17日までの9カ月間となっております。

委託業務の検討経過につきましては、基本設計において、測量や地質調査、また建物の規模感や予算等について、庁舎内やコンサルタント業者と協議してまいりました。

その成果を11月14日に開催いたしました全員協議会でご説明させていただき、設備や構造計算等の詳細について検討する実施設計へと進んでまいりました。

また、2月17日に開催しました全員協議会では、実施設計の成果であります平面図、立面図、配置図を提示してご説明させていただいております。

以上の段階を経まして進めてきたところであり、当初のスケジュールから大きく外れたものではないと認識しております。

3点目の診療所建設検討委員会がおくれている理由につきましては、昨年12月にコンサル担当者がコロナに感染し、作業がおくれたこと、またことし1月には町担当者がけがのため長期不在になったことにより、コンサルと町の間意思疎通がうまく図れなかったことにより、委員会の開催について調整がおくれたことが主な原因でございます。

しかし、現在まで2回の検討委員会を開催し、新しい診療所施設に求められる機能や運用面を考慮した各部屋の面積や配置などについて協議しており、年度内に計画を策定できるよう進めているところでございます。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

この質問のテーマは、自主性、主体性ということにしたいと思います。

町の主体性があるのか、町民、職員の自主性は育っているのかというテーマに沿って質問していきたいと思っています。

第4次総合振興計画で、町の重要施策であったはずの道の駅なんですけれども、これが前の計画から数えて10年の間、結果的にほったらかしの状態になっているのが今の状態であります。いつの間にか温泉が道の駅に変わっているのです。

町の説明によると、町単独での建設が無理なので、官民連携の道を探るということだったんですが、そこには町の主体性が見られないと私は考えています。

懲りずにまたコンサル委託に進む姿が垣間見えまして、大変な危険性を感じるわけでございます。

町民にも何の説明もないので、町民の関心も薄れ、道の駅はもう建たないのではないかと、町民にもあきらめられているのではないかと、私は考えるわけです。

サウンディングということでご紹介しましたけれども、サウンディングというのは対話型市場調査ということだそうで、町が持っている資産を事業者にアイデアを提案してもらうということだと皆さんに理解していただきたいと思うのですけれども、これだと町の主体性がないと相手の思うようにやられるのではないかなという非常に怖い思いをしています。

ランドデザインを白紙に戻すという言い方を町長がしたと私は聞いております。ここでもう六千数百万円のコンサル料をむだにしたわけです。でも、だれも謝ろうとしない。説明さえしない。

町長は、副町長の時代からすべてにかかわってこられました。現在は町長として、なぜこうなったのかの説明を議会だけではなく、ご自分の言葉で町民にするべきだと、これはもう今までもさんざん言ってきたので、今回は違う視点からの質問にしたいと思いますが、官民連携がうまくいかなかった場合のB案、これを示すように私はずっと言ってきたんですけれども、それありません。

令和7年度からの総合振興計画に第4次総合振興計画では重要施策であったんですけれども、道の駅は第5次振興計画においては重要な町の顔になっているかということをお聞きしたかったんですけれども、町長の答弁では最新の観光トレンドを取り入れるとか、管理運営方式はPFIとかDBO方式でやるよという説明をされたんですけれども、私が聞いているのは中身の話でありまして、どのような道の駅を建てたいと思っらっしゃるのか、町長の思い、これを聞いてみたいなと思っら質問したので、そこでそのことについて町長の思いをもう一度聞かせてください。

官民連携がうまくいかなかったら、またコンサル料がむだになるのではないかと、このことを心配していると申し上げましたが、果たしてこの官民連携がうまくいったら、万々歳なんではないでしょうか。



観光客が喜ぶ道の駅であっても、その利益が企業だけでなく町民にも還元され、町民が道の駅ができてよかった、私たち幸せになったねと、そう感じられる道の駅ができるのでしょうか。心配なんですよ。

大きな施設ができて、お客さんいっぱい来るなどなったとしても、維持管理コストに後々苦しむことにはならないでしょうか。そういう心配もあります。

それよりも、前の斉藤町長が、身の丈に合った道の駅というのをよくおっしゃっていましたが、そういうのを検討してはどうかと私は思うわけで、今でもキャンプ場をこんなふうに変えたらお客さんがたくさん来るようになるんじゃないか、そういうことを工夫しながら、考えながら行動している職員もいるし、古い施設だけれども、お客さんに気持ちよく使っていただきたいということで、丁寧に清掃をし、笑顔で接客をする、そういう町民もいます。新鮮な野菜を毎日苦労して育て、お客さんに喜んでもらうように出荷している農家の皆さんもいます。

10年の間に私たちは大分高齢化してきたし、力も落ちてきました。でも、今からでも遅くないと思います。

その人たちの考えやアイデアを生かした道の駅を目指した方がいいのではないかと私は思うわけでありまして、たとえ小さな道の駅であっても、みんなで考えた道の駅にお客さんが集まってくれたら、結果が出たらうれしいものでありますし、そこで町民の理解が得られれば、地域外の人材とか組織の手をかりるのもいいかもしれないです。

コンサルを頼るやり方は、町民や職員の自主性をつぶしてしまうのではないかと、そういう心配があります。そして町民のまちづくりへの関心も薄まります。

町民に何も知らされず、町は信頼を失う、そういう弊害もあると思っています。それが道の駅に関する私の考えですし、町長の考えをお聞かせいただきたいのが1番です。

2番の多世代交流施設についてでございます。

私は、予算審査委員会で、町長が基本方針の中でゼロカーボンシティに向けて令和5年度から取り組むとおっしゃっていながら、令和6年5月に開設予定の新築の多世代交流施設で再生可能エネルギーを活用した施設になっていない、これはどうしたことだと指摘をさせていただきました。

電気代がこれほど高騰しているのに、国の補助金もあるはずなのに、今後のランニングコストを抑えることにもつながるはずなのに、大変残念だと申し上げました。

このことについては検討したはずなんですけど、やらなかった。どうしてでしょう。計画段階で、町長の強い意思でゼロカーボンに取り組むのだと、そういうことでやっていたら、補助金申請の準備もできたのではないですか。

私が指摘している基本設計、実施設計が短期間に進められたことにこの理由があるのかなと私は考えました。いかがですか。

それから、3番目は町立診療所の建設にかかわる検討委員会にコンサルを立てましたね。220万円です。

ある記事を見たんですけれども、自治体が計画を立てる際の話し合いに向けた資

料作成、これやアンケート調査の集計など外部業者に委託するやり方は補助金でも認められつつあると、全国農業会議所の専門相談員である澤畑さんという方が書いた記事の中にありました。

ああ、それで補助金があるから、そんな簡単に委託するんだなと私は思ったんですけども、その記事の続きには、これをやると会計検査への対応が煩雑になるので活用したくないという市町村も少なくないということが書いてありました。

ファシリテーションを活用したワークショップで合意形成を図るやり方で十分ではないかと提案されていました。

コンサルに委託して、完璧な資料を作成し、それをたたき台として町民に見てもらって話し合いを始める、こういう行政の提案型というのを今までもやってこられたのでしょけれども、これをずっとやっていたら、職員も町民も自主性が育たなくなるのではないのでしょうか。考えなくなるのではないのでしょうか。そういう懸念を私は感じました。

地方行政の人手不足が深刻になっているのに、今地域計画とか本当にたくさんものを立てなければいけない時代です。そのたびに何名もの検討委員を集めてこういうことをやっている、5年後の会計検査が入るかもしれないと心配して、かえって膨大な事務に追われるのではないかと。

これでは、このままでは自治体職員がつぶされてしまうとその記事は書いてありました。私もそう思います。

220万円の委託料を払って、本来の業務ではなくて、その補助金をもらうための事務作業に追われるのだとしたら、職員を育てることにもならないし、本末転倒ではないかと私は思いました。

もし、浦臼町は違うというのであれば、どうぞ、反論、お願いします。

220万円の委託料、これ自分のところでやっていたら、このお金があれば、私がいつも求めている町内会の街路灯維持費ぐらい簡単にらせるのではないかと、私はそう思いました。答弁お願いします。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、1点目のランドデザインにつきましては、1点、前町長の話もちらっと出ましたので、最初の計画のときに身の丈に合ったということで事業を進めていたという記憶はございます。

最初の部分につきましては、ああいう経過をたどりまして、結果的にはそこで話は切れているわけですけど、ランドデザインというものに進んでいった中では、特にそういう最初に縛りはなかったと私は記憶しておりますし、29年に発注してからほぼ3年目あたりに金額的なものも正確な形で出てきたとっておりますけれども、そのときに15億円という金額が出てきておりましたので、私は町長としてはその時点から引き継いだという認識でございます。

ただ、私が引き継いだ時点で、その15億円という金額が、それこそ私たちの町

の身の丈に合ったものではないという判断をさせていただきましたので、グランドデザイン自体は進めていく考えには変わりはありませんでしたけれど、いかにその事業費を圧縮するか、実現可能なものにしていこうかという考えで令和2年、3年という期間を委託料もいただきながら検討した経過がございます。

令和4年度につきましては内部で検討させていただきたいということで予算化を一たん取り下げたところでございます。

結果としては、2月14日に皆さんに予算説明の折に、ざっとしたものでしたけれど、検討した結果をお示したところでございます。

去年の9月でしたか、サウンディングにつきまして、初めてそのあたりの説明をさせていただきまして、11月には国交省が主催するサウンディングに手を挙げたいということで進めてきたところでございます。

それ自体で事業者が決まるものではなくて、それによっていろいろなこうしたらいいとかというアドバイスをいただくという意味では実りのあったサウンディングになったかと思っております。

その次の段階が町として中身を組み立てて、本格的なサウンディングにつないでいくかという流れになりますので、先ほどお話ありました四百数十万円の委託料を組ませていただきまして、町として、あのときもご説明いたしましたけれど、あくまでも基本的な構想としてはグランドデザインをベースにするという形になりますけれど、あれも最終的な詰めを行ったものではなく、あくまでも構想という段階でございますので、サウンディングを行って、それに対して当然民間のノウハウ、スキルを生かした中で組み立てていくという流れということで考えておりますので、議員の皆さんにはそういう形で進めさせていただきたいという話をさせていただいたところです。

町長として、どのような道の駅にといいますか、あの辺の開発をしていきたいと考えているのかということですが、今ここに至った経過の中核的な部分になりますけれど、どうしても素人といいますか、役場の考えを重視されるお考えを先ほどからいただいておりますけれど、それはそれで当然大事なんですけど、私が一般的な周りの道の駅を見ていると、明らかにもうビジネス化されていると見えておまして、当然素人だけの感覚、考えだけでは、利益を生まないまでも、経営が成り立つようなところまでは行けないのではないかという思いはずっとありました。

そのために、民間の知恵なり資本を投じた形で、当然町の意見も一切入らないということはないと考えておりますので、町の意見も組み入れた中でそういう形で事業を進めていければという思いでご説明をさせていただいておりますので、一番はやはり将来に悔いを残すような事業はしたくないという思いがあります。

今、執行方針でも申し上げましたけれど、今後、今回のコロナやウクライナが終息した時点で、国の地方に対する財政支援が本当にどうなっていくかわからないというのが、どの町もどの首長も今心配しているところでもありますのでそういう意味で将来、5年後、10年後かわかりませんが、交付税がいきなり大幅にカツ

トされるような事態も想定した中で大きな事業というのには取り組んでいかなければならないと考えておりますので、一番心配といいますか、懸念しているところはそのあたりになりますので、決して大きな赤字、大きな負担というようなことにはならないような事業がまずそういう形で進めるべきだと考えております。

すいません、足りなければまた補足しますけれど、次につきましては多世代の関係ですけれど、今回、執行方針の中でゼロカーボンの話をされたということと結びついてお話をさせていただいているんですけれど、基本的には令和5年4月1日からの宣言と考えておりますので、あれと直接的な結びつきではないということでご理解いただきたいと思います。

令和5年度から設計を組む、実際に建てるという施設につきましては、当然考え方の中で進めていくことになりますけれど、多世代はもう既に設計が開始されておりましたので、多世代と直接的な結びつきではお話は私の中ではちょっと違うという考えでいます。

最後、町立診療所なんですけれど、これは多分全体的な話で、職員の自主性がどこにどう反映されるんだというところなんですけれど、当然職員も一緒になって行動するわけです。

ただ、医療的な面ですとか、病院の中身的なものになりますと、どうしても職員では足りないところが出てきますので、それを補うという意味での、もともとそういう足りない部分を補ってもらうのがコンサルという考え方でこれまでもやってきておまして、今回もそういう形で進めさせていただいておりますので、職員が全くかかわらない、全くその場にはいないということではないということをご理解いただきまして、職員のスキルアップにもつながっているものと考えています。

以上です。

○議長

再々質問ございますか。あと7分ぐらいですか。

○5番（折坂美鈴君）

道の駅の件ですけれども、私はほかの道の駅はどうでもいいんですよ。道の駅、ビジネス化されているから、最近はというお答えでしたけれども、私はいかに町民にお金が落ちるかということのみを検討してほしいと。ほかはどうでもいいです。

理事者にはいつも言っていますけれど、夢を語ってほしいんですけれども。前もそういう質問をしたと思うのですけれど、自分はこんな道の駅をつくりたいんだよなと、そういうところをお聞きしたくていつもそういう振りをするんですけれども、なかなか、やはりどんな中身の道の駅が建つのかという、そういうところのお話が聞けず残念でした。

それから、多世代施設については苦しい答弁だったと思います。令和5年4月からゼロカーボンシティに向けて取り組むと、急に思いついたわけではないですよ。

その前からきちんとそういう準備をされて執行方針されると思うのですけれども、5年4月からやるからその前に設計をした分、多世代交流施設ではやらないと

いうお答えだったんですけれども、それはちょっと違うかなと思いました。

私の15年間の議会の中で質問させていただいて、理事者とは対立することが多かったんですけれども、浦臼町の発展とか活性化というのを目的とした議論、そういう立場は違えども思いは一緒のはずなんですよね。

町長は、対話を得意とする、そういう方であると私は思いますので、これからはもっと、一定の人とするのではなく、たくさんの町民の方と対話をさせていただいて、住民協働のまちづくりに向かって邁進していただきたいというエールの気持ちを込めていつも質問しています。そのことで何か反論あれば、どうぞ。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

私もそういう受けとめ方をしております。

道の駅というのは本当に難しいところです。

ただ、お金を落とす方策を考えほしいと言いますけれど、そのお金を落とす方策がなかなか職員なり素人では難しいというところがあるというのは、私はそう思っています。

そういう意味では、コンサルの力もかりるべきだという考えはしていますけれど、空港のある町に代表されるように、やはり民間ですから当然そのときそのときに応じて変わることもあるでしょうし、難しい部分も当然出てくるのかなという思いはありますけれど、実際に浦臼町、本当にたくさんの資源があるというのは思っております。

それは多分皆さん同じかと思えますけれど、農業にしても自然にしても歴史的なものにしても、本当に多くの資源がありますので、道の駅にそれらをすべてつなぐというのは難しいことかもしれませんが、その宝といいますか、資源を生かせるようなランドデザインというか地域振興といいますか、観光につなげていければという思いはありますので、まだばらばらに動いていますけれど、少しずつそういうものがつないでいければとは思っております。

それはランドデザインにとどまらない話ですけれど、もう少し広げた形で観光化とか地域振興につなげていければという思いはあって進めているところもございます。

あとゼロカーボンについて、苦しいといいますか、急遽思いついたわけではありませんけれど、当然時代としては取り組んでいかなければならない課題ということで、数年前から国の方も動いていますし、町としても検討していかなければならないということで、ただそんな急に思いついたわけではありませんけれど、宣言自体は去年の4月から考えていたというほど古いものではありませんので、タイミング的には既に設計に向けてある程度の方針を決めて動いていたというタイミングでは間違いなくありましたので、今回の宣言に間に合ったか、間に合わないかと言われると、間に合わなかったと考えています。よろしいですか。

○議 長

それでは、発言順位6番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

令和5年第1回定例会において、私は町長に質問をさせていただきたいと思いません。

私の今回の質問は、先日の町長の町政執行方針に伺った中で、今後の町政についてお伺いするものであります。

今、農業は大きな波の中にあって、翻弄されているような状況であります。水田活用の直接支払交付金の見直しは、農業者にとっては大変大きな判断を迫られている状況であります。

将来、米の需要はさらに落ち込んでいくことが見込まれ、しかしながら水張り面積は確保していきたい。今後農業者の高齢化がさらに進んでいく心配もあり、地域保全、農地保全の面からも将来に不安な要素であります。

町長は、にんにく作付の振興と新規就農の業者受け入れの取り組みを重点施策としていますが、質問の一つ目として、本町農業の水田や他作物を含めた将来に向けての方向性を、あるいは町としての振興策をどのように考えていますか。

二つ目として、にんにく作付の振興策では面積、あるいは売り上げにおいてどのような目標を持って取り組んでいるのかお伺いします。

3番目として、新規就農対策について、受け入れ協議会的な組織体制をつくって、各分野ごとのサポート体制を安心の持てるものにすることが大切と考えるが、いかがでしょうか。

次の質問ですが、町内には歴史的、文化的な建造物があり、調査研究は今後も進めていただきたいと思いますと考えます。町としても文化財に対する姿勢、考え方も前向きであってほしいと思います。

そこで質問ですが、旧友成邸や旧晩生内郵便局であった佐藤邸は歴史的文化的に貴重な資料とともに調査研究し、後世にその価値を残していくべきと考えますが、いかがですか。

次に、晩生内周辺のJR跡地については、一部を除いて撤去が進んでいますが、コミセン前の踏切については以前のままの道幅となっています。町政懇談会の町民からの要望の中にもありましたから、そこで質問です。

相対する道道美唄線との交差の面で、安全対策の面でも道幅を同じ幅にさせていただきたい。さらに過去何度も要請している赤外線感知対応の信号機の設置を再度求めたいと思います。

次の質問項目ですが、多世代交流センターについては、住民の交流、にぎわいづくりを目的として建設に着手するとしています。町長はそのにぎわいをどのような方法をもって、その交流を推進していこうと考えていますか。

一つ目の質問として、晩生内地区や鶴沼地区の特に高齢者の方々は簡単に施設には行けません。すべての世代の皆さんが親しみをもち、喜んで訪れる施設とするために、交通手段であったり、イベントなどの開催であったり、どのような策を考え

ていらっしゃるでしょうか、お伺いします。

次の質問として、絵画展示はどのような頻度で開催を考えていますか。

以上、7項目について質問します。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

議員のご質問の中にありますとおり、現在、農業者は水田活用の直接支払交付金制度の見直し、それに伴う畑地化促進事業の創設により難しい選択を迫られており、これに追い打ちをかけるように、ロシアによるウクライナ侵攻等によってエネルギー価格が上昇し、肥料や飼料、資機材など農業経営に欠かせないあらゆるものの高騰を招き、営農に大きな影響が生じている状況にあります。

ご質問の1点目につきまして、現在、食料・農業・農村基本法の見直しが行われており、20年後の米の消費量が約30%も減少すると試算されている中、同じタイミングで水活の改変が断行され、本町はもちろん水田農業を主としてきたすべての市町村にとって、今後の農業行政の方向性、振興策を判断する上で非常に難しい局面にあると認識しています。

本町といたしましては、基本姿勢として浦臼町農業経営基盤強化促進基本構想に定めるとおり、あくまでも水稻を中心に据え、にんにく、ミニトマト等高収益作物との経営の複合化により収益性が高く安定的な農業経営の実現を目指してまいります。

同時に、農業者の高齢化による担い手不足や農地の受け手不足に対しては、農業経営の法人化を推進するため働きかけを強めてまいります。

また、農業の省力化と経費削減を図るため、新年度にドローンによる水稻播種の実証試験を行います。今後ともスマート農業の実用化に向け取り組んでまいります。

さらに、新規就農者対策の推進により高収益作物を中心に農業者の確保に努め、いずれは水稻栽培への就農を受け入れられるよう条件整備や環境づくりに努めてまいります。

2点目のご質問のにんにく作付振興の目標につきましては、目標年を10年後の令和14年とし、販売目標金額を1億円、作付面積を30ヘクタールとしています。

3点目のご質問につきましては、当分の間は産業課農政係が新規就農者の受け入れ窓口となり、昨年設立しました浦臼町営農対策協議会全体でサポートする考えでいます。

営対協内で新規新規就農者受け入れに向けての意思確認と役割分担を明確にして進めてまいります。ご指摘のとおり新規就農者に対する確固たる支援体制は不可欠であり、今後とも情報収集、調査を続け、兼任組織では不足と判断した場合は速やかに専門組織を設置してまいります。

続きまして、歴史的建造物の維持保全についてのご質問ですが、まずは事前にい

ただいた通告書にあります旧晩生内郵便局佐藤邸につきましては、今現在町史記載程度の知識しかございませんので、今後歴史的な経緯等を確認させていただきます。

今年度から札幌市立大学との共同研究事業として取り組みを開始しておりますが、初年度は市街地の建物を中心に現地及び資料調査や老朽度診断、商工会関係者とのワーキングや広報への紹介記事の掲載などを行っています。

内容としては、建物そのもののハードとしての調査が主となりましたが、新年度においては利活用の可能性を検討していくこととなります。

歴史的建築物の利用には「残す」と「活かす」の大きく二つの目的に分かれますが、今回の共同研究は歴史的な財産であるこれらの建築物を市街地の活性化のために活用できないか、その可能性を探ることを研究目的としたものです。

そのため、歴史的、構造的に特色ある建築物を、単に維持保全していただくだけではなく、民間による商用利用も含めた中で、議員のおっしゃる後世に価値を残し「活かす」活用を図っていきたいと考えています。

ただ、それぞれに所有者の意向もあると思われまして、現在店舗として使用されているものもあります。

また、古いものですので、現在の基準への改修も必要になる場合もあると思っておりますので、さまざまな条件を見きわめながら進めてまいりたいと思っております。

次に、晩生内地区コミュニティーセンター横交差点のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国道275号線をまたぐ形で連結する道道美唄浦臼線と町道中村西7線につきましては、町道側が2車線であるのに対し、道道側は右折レーンがあることから、3車線分の幅員となっており、道道側から町道に直進した場合、道路中央側にすり寄るように進入しなくてはならない状況となっております。

晩生内地区の中心部であり、地域住民の皆様の安全性の向上を図る必要があることから、JR踏切部の道路改良にあわせて対策を講じる考えでおりますが、国道を管理しております北海道開発局との協議や他の町道改良事業計画との調整も出てくることから、町道補修の優先度や予算との兼ね合い等を精査し、可能な限り早期に着手できるよう検討してまいります。

また、信号機の設置につきましては、これまでも北海道警察に要望した経過があり、昨年町政懇談会でもお答えさせていただきましたが、設置基準の目安となっております交通量が少ないとの理由で要望にこたえていただけない状況ではありますが、引き続き要望してまいります。

続いて、多世代交流施設関連の質問ですが、アクセス手段につきましては、バス待合所の機能も有しておりますので、町営バスを含めた定期路線バスや町内を運行しております乗り合いタクシーをご利用いただきたいと思います。

土日祝日につきましては、新規に交通手段を運行する考えはありませんが、イベント等催事の際には臨時運行の形で対応していききたいと思います。

絵画展につきましては、町が主催するものとしまして、原則年1回の開催を予定しており、企画内容や他の利用も考慮して最長30日間の期間内での開催を想定しているところでございます。



以上です。

○議長

再質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

今回の質問、先日の町長の町政執行方針を大まかに質問項目を上げたものですから、多岐にわたってしまいました。

再質問でも項目ごとに区切ると質問が1回になるので、トータル的にいきますので、再度お願いしたいと思います。

まず、農業関連からいきたいと思います。

13、14、15と本町の転作の申し込みが農協でありまして、私も長年施設園芸をやっているものですから、そこら辺で対象農地として相談をさせていただきました。

申し上げたとおり、すべての農業者、今後どうしたらいいんだろうという岐路に立たされていると思います。私もそう思います。

今回、本町でほぼ取りまとめた数字が水活として畑地化に申し込む可能性のある面積はおよそ40ヘクタールぐらいとお聞きしました。

当初、希望の段階では、ピンネ農協全体で新十津川町、浦臼町合わせて40ぐらいではないだろうかという推察だったものですから、ふえてしまっています。

農協にその後、調査をお願いしまして、空知管内の畑地化を申し込んでいる面積を調べていただきました。およそ空知全体で4,000ヘクタールを超えるだろうということだそうです。

昨年、全国でこの水活で畑地化を申請したのは300ヘクタールだったのです。ことし、このように水活の国が方針を変えてきたということで、今回空知だけでおよそ4,000ヘクタールを超すだろうと。

やはり、空知の南の方が多いのですけれど、栗山町、由仁町だけで1,200ヘクタール、月形町で335ヘクタール、新砂川農協管内で160ヘクタール、北空知で905ヘクタール、岩見沢市で300ヘクタール、それぞれの積み合わせがおよそ4,000を超すということなんですけれども、空知と同様に上川も畑地化の申請が多いだろうと。

幌加内町がソバをつくっていますけれども、あそこを畑地化の申請をするのだろうと言われていきますので、全道でおよそ2万ヘクタールになるのではないかとということです。

今回、国が示している補助金の額をその2万ヘクタールに掛け算するとおよそ500億円なんです。それで今回国が示している予算は250億円なので、明らかにもう足りないですね。

今回、このような質問をしたのは、町長の考えの中ににんにくを振興していきたいのだということもあるんですけれども、そこでそのにんにくに対してどのように将来町は進めていくのかということで目標額をお聞きしたんです。

では、にんにくが今回の水活の関係で水田作付の転作作物として対象としていったときに可能かどうかと考えたときに、にんにくでは無理だと思うんですよ。面積要件的にね。

確かに、高品質な作物ですから、対象としては振興策の一つとしてはいいと思うのです。ですけど、例えば長沼町ですとか、今回の南空知が多い面積の条件の内容的には大豆、小麦ですよ。今回幌加内町が出たのはソバ、面積的にカバーできる。

今、月形町が330ヘクタールと出してきたのは、これは私と同じような施設園芸をやっている方々がいらっしゃる高収益作物としての面積が結構占めていると思うのです。

では、将来、農業はどうなっていくかなと考えときに、二極化だと思うのですよ。

転作の国の政策が始まって、もう50年経過しているのですけれども、当時、昭和50年ごろですか、転作が結構条件的によかった時代があって、そのときにも二極化なんですね。規模拡大の農家、施設園芸で高収益作物をつくろうとする農家に分かれていった。その典型の花でやりましょうといったのが月形町だったりしたわけですよ。

だから、今の農業政策で自分らがどう考えいかなければいけないかとなったときに、また二極化するのだと、これは私見ですけど、思うんですね。

ですから、ではその面積的に農業収入をカバーしていこうと考える農家と高収益的に単位面積で物を上げられる作物をつくってカバーしていこうと考えていく農家がいる。

今回、新規就農として高収益作物でトマトに取り組んでくださいという条件はいいと思うんですね。でも余り一つに絞らない方がいいというのが考えです。

自分のことを言って申しわけないのですけれども、当時、昭和52年過ぎから施設園芸で各市町村で始まったときに二極化していったときに、自分は花として始めたんですけども、今は売り上げが落ちていますが、ほかの町村にまで生産者を求め、とにかく生産額を伸ばそうということで、1品目1億円という目標を掲げました。達成しました。カーネーション1億円、カスミ1億円、バラ以外で1億5,000万円で3億5,000万円。当時メロンでも浦臼町は2億5,000万円です。単品だけで。

そのように、それだけ町も伸びていったのですけれども、いわゆるバブルが終わって、高所得のものがだめになったときにみんなが面積に走っていったんですということだと思うんです。

今どういう状況かといいますと、円安になったので、再び花を振興しろとは言わないのですけれど、再び花が伸びているんですよ。

どういうことかといったら、バブルが終わって円高になって八十何円まで1ドル行ったときに、もう花は輸入品でいだろうという時代までなった。

それでもしがみついてつくってきたのが今の生産者なんですが、今130円を越す相場の際に、花というのは関税がかかりませんから、輸入業者が採算合わなく

なってきたんです。

今、生産が足りないんです。結局輸入しても合わない、生産者が高齢化になってきて、生産量が落ちてきているものですから、東京都あたりの花が足りない。

先日も私の個人的には東京からこの花をつくってくれという要望があるぐらい東京都が花が足りない時代になっている。

だから、トマトもいいんですよ。花みたいな高収益作物でもっと選択の幅を広げて新規就農の対象者とやっていってもいいのだろうなという考えです。

今回、先ほど3億5,000万円上げたときに、新篠津村も3億5,000万円上げました。

当時、町が力を入れて生産に取り組みということで施設を建てて、いろいろ伸ばしたのが当別町だったり新篠津村だったり深川農協。

その応援があって、昨年の売上げが深川市が16億5,000万円という花の売上げは過去最高なんですね。全道一なんです。それだけ今伸びているということも、新規就農の範囲の中として考えてもらってもいいなど。

新規就農来て、今回も担当は頑張っていると思うのですがけれども、昨年浦臼町で新規就農したいと頑張っていた方がいらっしゃって、浦臼町で土地を探さなければいけない。

そのときに役場の担当の方は、新十津川町、奈井江町といろいろ動いて頑張ってみましたが、やはり1人の行動範囲って限られるわけですから、だからあのときの担当には僕も助言したんですけれど、組織としてやって、それぞれ仕事を分担して、家を買いたい人の担当をサポートしていけばもっといいのではないのという言い方をしたんですね。

だから、今回組織的なものはありますとは言うのですが、もっと表立って農業士会、普及所、農協などと組織立ったものとして確固とした組織をつくって、浦臼町に農業体験に来ませんかということの大切さをわかってほしいなと思うんです。

その組織をつくる、どうですか、ゴーサインを町長、どう思いますかということのを再質問の一つにさせていただきます。

それから、にんにくの補助金なんですけれど、ことしも種のにんにくに対して補助金を出して、機械も出すんですよ。

現在、浦臼町が生産者がにんにくだけで13人ぐらい、新十津川町で五、六人ぐらいだと思うんです。話によると、滝川市の方も、僕もにんにくつくりたいと、グループに入れてくれと来そうな方もいらっしゃると聞きましたよ。

そこなんです。前回もどこかの質問で出たのかな、同じ機械を浦臼町が助成して買ったものを浦臼町が生産者は幾らでやるんですか。では新十津川町の組合の入った人は同じ機械を助成金をもらった町の人と新十津川町の人では使用料が違うという雰囲気になりそうなんですけれど、どうもそれ違うと思うんですよ。

だから、やっぱり同じものをつくって、同じ機械を使うのであれば、やっぱりどの生産者も同じ使用料でやりたいと思うのが当然な話のわけですから、新十津川町

も例えば10年後に1億円を目指しますよといったら、約40人の生産者が必要なんですよ。にんにくの場合、多分。

だって、清水町が23町で18人ですからね。あの清水町でさえそんなに規模拡大できないですよ。一番つくっている人で2町です。

ただ、ちょっと話それるんですけど、新篠津村に行くのにんにくで4町つくっている人がいるそうですけれど、これはちょっと話、置いておきます。

やっぱり、町長の町政のやり方として、今回の助成金もそうなんですけれど、農業者はピンネ農協で入っているんですよ。両町のまたがっているわけですよ。組合員というのはピンネ農協組合員という一つになっちゃっている。

そうしたら、助成金がこっちの町は出て、こっちは出ないというのは、組合員として非常にやりづらい。組合としてもやりづらい。

だから、新十津川町と一緒ににんにく応援の助成をしませんかという声かけを町長、しませんか。

それで、例えば基金みたいなのをつくって、もう新十津川町も浦臼町も農協も一緒になってにんにく振興していこうという気持ちになると思うのですよ。

そうしたら、例えば同じ機械を買っても生産者がだれが来ても同じ使用料で使えるという世界が来ると思うんですよ。

ですから、これは例えば担当が行って、いや、お願いしますという世界ではないと思うんですよ。

やはり、理事者が行って、うちの町は今の水活の関係でにんにくを振興していきたいのだという気持ちをぶつけて、一緒に基金的なものをつくって、応援しませんかということを経営者、やっていたきたいと思うのですけれど、それどうですかということで二つ目。

大学の先生が来て、浦臼町の歴史的なものを調査しているというお話があって、今回、私の質問では旧友成邸、それから旧晩生内郵便局という表現をさせていただいたんですけど、実はこれある高齢者の方から指摘されました。

友成さんの友成邸というのは本当に自分も何度も入って、本当にすばらしい後世に残る建物だなと思って拝見していました。

ここで晩生内郵便局と出してきたのはなぜかといいますと、晩生内住民組合ってあるんですけども、明治29年、ほぼ浦臼町の歴史と同じ歴史を持っているんですけども、その晩生内の歴史をつくった方々がいらっしゃいます。佐藤さん、松本さん、関矢さん、岩村さんというような方々なんですけれど、その後世の方がつくったのが晩生内の郵便局で局長をやられた方なんです。

それで、ある方がその家を求めようとしたんですけども、残念ながらその所有者が町外なものですから、いろいろあって、所有はできなかったんですけども、その中には歴史的なものがあるはずといったらおかしいんですけど、必ずあると思うんですよ。

だから、うちの町には文芸員というんですか、そういう方がいらっしゃらないので、例えば歴史のものを調査するといってもなかなかできないのが実情なんですけ

れど、例えば今家屋を取り壊すような状態になったときに、ぜひその内容の歴史調査を忘れずにしてほしいんですよ。

結局、もう片づけてしまっていて、行ったらもうすべてなかったでは残念なので、ぜひそのときに町が許可をもらって、歴史的なものを調査する機会を与えてほしいという時間を持ってほしいということです。それをお願いしたいということになります。

踏切についてはよろしくをお願いします。

それから、多世代交流センターの関係なんですけれど、先ほども折坂議員のさまざまな質問の中にもあったわけなんですけれども、建てました、さあ、皆さん使ってくださいで終わってはほしくないんですよ。

やっぱり、町長がその思いで建てましたと。何とか浦臼町ににぎわいを持ってほしいんだという熱意のもとに今回短い期間の中でここまで来たのだと思うんです。

であるならば、その後ですよ、建った後、皆さん、僕は建てましたよ、あとは自由に使ってくださいではいけないと思いますよ。

やはり、町長の思い、にぎわいを持たせるためのどんな思いでいらっしゃるのですかというのが今回の質問だったんです。

もし、その点で言い足りなかったという部分があれば答えていただければと思います。

再質問は以上です。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

1点目によろしいですか、農業の関係でお答えいたします。

最初の質問としては、組織の設置のことでよろしいのでしょうか。専門の組織の設置につきましては、当然考えていなかったわけではありません。

ただ、去年営対協という組織を立ち上げた段階でも新規就農者の対応は営対協でという思いもありましたので、専門とは言いませんけれど、そういう思いでも設立したという考えではあります。

今回、来年度に向けて、さまざま予算も組ませていただいたんですけど、まず本当にスタートを切りたかったというのが本音でございます。私も4年目を迎えることになりましたけれど、新規就農者というのを大きな施策の一つに上げてきた中で、この4年間で何もアクションを起こせないということだけは、まず避けたいという思いもありましたので、まずは募集に向けての最低限の体制なり予算を整えた中でスタートを切らせていただきたいという思いがあります。

先ほど、野崎議員のご質問にもありましたけれど、役場内での組織というか問題もありますし、広い意味での組織という形もこれから整えていかなければならないという考えではありますけれど、何もかもいつとときにということがちょっと人員的にも時間的にも難しかったものですから、今回はそこまでには至っておりませんけれ

ど、先ほど言われた中に農業士さんという名前も出ておりました。

農業士さんは営対協の中には入っておりませんので、そういう方を含めた中での専門組織についても、そんなに遠くない先には考えていきたいと思っています。

にんにくの新十津川町への声かけということですが、なかなかそれぞれ、例えばホオズキですとか、新十津川町さんは新十津川町さんで独自におやりになられているというのは新聞等でも知っておりましたけれど、声をかけていただいたような経過もございませんので、それぞれがそれぞれの特色を出していくというのも決して間違いではないかと思えますけれど、先ほど議員が言われたのは、多分ロットといいますか、やっぱり地域としての一定量を確保するというのもその産地化という意味では大きな部分でもございますので、浦臼町だけではなくて、新十津川町も同じように力を入れていけば、ピンネ管内としてある程度の量は確保できるという意味合いでのお話でもあろうかとは思いますが、そういう意味では新十津川町さんの方でもふえていただければ、それは地域としてピンネブランドというのか、そういう意味では価値のあることとなりますので、もう少ししたら新十津川町さんともお話をさせていただきたいと思えます。

あと、歴史的建造物につきましては、すいません、答弁でもお答えしたように、佐藤邸というのがちょっと認識もありません。あのあたり通ってみたのですが、どれかというものははっきり、大体の歴史的建造物というのは見たらわかるのですが、ちょっとわかりかねる部分で、後ではこれだと聞きましたので、今は承知しておりますけれど、多分建物的には特に歴史があるものではないのかな。

町史を読みますと、1908年に晩生内郵便局が開設しているのですが、多分そのときのものではないということだと思えるのですが、どうなんだろうね。ちょっとぱっと見にはわからなかったのですが、そのあたりは建物は別としてというお話ですので、中身については郵便局として活用されていた時代のものがあるのではないかということですね。実際にそれを見られた方がいらっしゃるかどうかというのは、ちょっと確認とれておりませんが、とりあえずは調べさせて、どうするかを決めていきたいと思えます。

あとは多世代につきましては、本当に余り時間のない中ということで進めさせていただいたところはありますけれど、まずは足の話から出たものですから、こういうお答えになりましたけれど、最低限、平日につきましては足の確保はできているのかなという意味で、そちらを使っていたら、土日につきましては絵画展等も含めてイベントなり催事があったときには巡回バス等も考えていきたいとお答えをさせていただきました。

先ほど言われたのは、足の話だけではないということかなと思えますけれど、これまでもお話ししてきたとおり、本当に例えば農村センターのカラオケ等、場所が悪い、2階で歩くのが大変というようなお話もありましたので、本当にそういう分散しているものを中央に集めて、人が常にとは言いませんけれど、常時いてくれるような建物にしていきたいという思いがあります。

そのために、カラオケする部分ですとか、皆さんが集ってお話をする部屋を分け

た構造にしているとかも考えておりますし、特に石づくりにつきましてはミニコンサート等を企画してできる、小さいですけど、そういう施設にもなっておりますので、多くの皆さんにそういう部分を訴えていければ、訴えていって、利用の拡大を図っていきたいと思います。

今まで、例えば役場の3階でやっていたものはそこでというような場所が変わるだけになるかもしれないのですが、本当に場所を町の人が集まる中心としていくような、既存のものも含めてあそこに寄せていきたいという考えでいます。

本当に全く新しいものというのはなかなか難しいかもしれませんが、本を置いて、お母さんと子供さんが寄ってくるような、特別なことをしなくても寄ってきていただけるような気楽な施設にしていきたいと考えています。

とりあえず、以上です。

#### ○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

#### ○3番（柴田典男君）

晩生内の郵便局については、建造物というより文化財ですよ。文化的な資料として歴史書があるのではないかという予測のもとに、ぜひ簡単な解体ではなく、残す方法を、内部調査的なものが学芸員がいるわけではないので、もしできるのであれば、町としてやってほしいというのが希望です。

こういう歴史的文化的なメモリアルということになりますと、駅前改装のときに、私、町長に駅のホームを残す必要がありますかと質問したんですよ。町長はメモリアルとして残したいのだというお考えで、私もそのときは、ああ、そうなのかと。でいうのであれば、今の歴史として町長は後世に残したいのだという気持ちですよ。

ですから、友成邸であったり、歴史的なものがやはり後世として同じ気持ちになるべきだと思うんですよ。町長が駅のホームを後世に私として残していきたいのだという気持ちは昔の人だってあったわけですよ。

だから、浦臼町に明治24年に友成一族が徳島で来ました。鶴沼一帯を開発しました。今鶴沼の中に六つの記念碑があるのを知っていますか。それはすべて徳島開発の人たちなんですよ。

徳島の碑というのは、一般に自分たちが立てる碑とは違うんですよ。形が。だから見たらわかるはずなんですけれど、それだけ結局昔の人だってメモリアルとして残したいからその碑を残したんですよ。後世の人に私たちはここに来て開発したんだ。後世の人にわかってほしいんだということで碑を残したのがその徳島県人たちの六つの碑ですよ。同じだと思うんですよ。町長がホームを残したい。違いますかね。同じだと思うんですよ。

だから、町長の答弁にありましたよね。歴史的なものは使うのか残すのかどっちかだと思いますというのはあるんですけど、やっぱりそういうものを大事にしながら次の世代につなげていくというんですか、温故知新ですか。そういうことだと

思うんですよね。

だから、友成邸についてはただ例えば今回の札幌大学の西川教授ですか、ビデオに残してこんな立派なものが建ったんだではなくて、ぜひ、もし本当に町長の考えで使えるのであれば使えるようにして欲しいなと思います。

あと大卒の質問なので、通告の細部には載っていないのですが、先ほどの折坂議員の答弁の中で、私も同様の考えがあるものですから、再々質問でさせていただきたいのですが、グランドデザインの450万円の関係で、これは町長の執行方針の中でも述べられているので、そんなに離れていないと思うので、再々質問で、もしずれていると思ったら答弁しないで結構です。

グランドデザインの450万円の今回のコンサルへの使い道なんですけれど、実は私も折坂議員と似たような考えです。

サウンディングというのは、サウンディング事業とはいわないで、サウンディング調査、サウンディング市場調査という表現を使うはずなんですよ。

それは何かと云ったら、今回の道の駅に置きかえた場合、町長の考えは道の駅、休養村、温泉、公園、キャンプ場を一体としてやってくれる業者をお願いしたいというのが本心だと思うんですよ。それを一つの会社に全部やってくれるなら、そこをお願いしたいというのが本心なのかな。それで今までずっと進めてきた。

今回、昨年にサウンディング調査ということで8社といろいろ話すことによって勉強になったというんですけれど、昨年9月も自分、似たような質問をしたときに、町長は浦臼づくり会社という表現をしたんですよ。

それは何ですかと云ったら、公民と一体となった会社をつくって、あの公園一帯をお任せしたいのだということだったんですね。

では、今回実際に役場としてサウンディングをやっているわけですよ、8社と。それをどんどん役場として生かしていけばいいんですよ。

コンサルにそのサウンディングの業者設定までやってもらうというのは丸投げと一緒にですよ。

だから、折坂議員も、町長、主体性を持ってくださいと言ったんですけれど、僕もそう思います。

だから、町長なり、やはりこうしていくんだ、こうしたいんだという一つの柱を持って、それに枝葉つけていくのが職員ですから、だからそのサウンディングをやって、あなたどう思いますか、どうやったらうまくいくのでしょうかという1社1社と相談していったら、それを全部コンサルに任せるということ自体がどうも違うと思うんですよ。

それはしっかりと町長の考えを持った意思をついだ職員が1社1社とどう思いますか、どう思いますかという相談をかけるのがサウンディングだと思うんですよね。

だって、すべてを私全部やりますという会社は出てこないと思いますよ。私はキャンプが得意だから、キャンプの部分だけは請け負います。私は宿泊部門が得意だから、宿泊部門の助言はできますよという会社ばかりになるような気がしますよ。



だから、それをコンサル会社が1社1社聞いて、どうなんでしょうねと判断する方がおかしい。

町長がこうしたいという気持ちを持った意思をついだ職員が1社1社とやはりそれぞれ面談しながら町の方向性とすり合う業者はどこなんだろうということをやっているのがサウンディングだと思うんです。

だから、今回450万円の計上があるんですけども、そこら辺はしっかりと主体性を持って、僕も同じです、やっていただきたいと思っています。これは細かい通告をしなかったのです。

○議 長

それでは、再々質問の答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

友成邸を初めとしてですね、幾つか対象を上げて調査しているところです。気持ちとしては、本当にホームと一緒にところもあります。全部残したいというのが本音ではありますけれど、いかんせん、友成邸で130年、笹島邸でも100年ほどたっておりますので、当然そのまま使うことにはなりません。

残すにしても、使うにしても大きな経費をかけて改修しなければ、今後残っていないという現状はもうはっきりしておりますので、そのあたりをもう少し調べた段階で、ちょっと皆さんに資料を出してご意見を伺う機会を持ちたいと思っておりますので、本当にすべて残したい気持ちはやまやまですけれど、残し方もちょっと考えなければいけないのかなと考えています。

基本的には、商用利用も含めて活用していきたいという考えでいます。

最後につきましては、ご意見お伺いいたしましたので、よろしくお願いします。

○議 長

それでは、ただいまから休憩とさせていただきます。

再開時間を3時ちょうどにしたいと思います。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時00分

○議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位7番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

令和5年第1回定例会に当たり、町長に1点、質問を起こしたいと思います。

前段ありましたように、執行方針に当初照らして、その質問を起こそうと、そう思っていたのですが、係る案件にかかわって、かなりの時間が経過する中で、基本的な視点を今回の議論の土台と考えたところであります。私も今回の質問は丁寧に優

しくやりたいなど、そう思っています。

議題については、町が条例で定めます浦臼町高齢者世帯等除雪費助成事業の改善についてであります。このことについて、大きく3点にわたって現状と、それから今後の対策、それからこのことをどう見ていくのか提案、意見を含めて議論したいと思えます。

本事業にあっては、令和3年度、83戸、281万5,000円の規模となっているところであります。

令和4年度については、今年度どのような戸数、そして予算規模になるのかお尋ねをしたいと思えます。

本事業にあっては、町民ニーズにしっかりとこたえた施策であると考えています。と同時に、この制度の進歩、それから発展をさせるべきだとも思うところであります。

私はこの規則(2)で、身体障害者福祉法での区分対象とされていますが、精神障害者保健福祉手帳交付者にあっては、この規則には入っておりません。このことについて明文化を求めるものであります。

係るこの案件については、全体としては3回しか議会でのやりとりはできませんので、早い時点での加えをさせていただきますが、これらについてきのう当事者から大変喜びの声とあわせて、対象になることになりましたと、役場の方からお伝えがあったことを、私はきのう税務署の方に税務申告に行ってきました。その帰りに車の中でその受信をしたところであります。私も車をとめながら、よかったなと思えました。

ですから、このこともあわせて、そうであった事実を含めた答弁をいただければうれしいと思えます。

既に町民から町に問い合わせされた件が、私は改めて町民からの問い合わせ、昨年の10月ないし11月のことだったと伺うけれども、私が伺ったのは、年明けの1月初旬であります。

この件で要請、検討内容について後日どういう形になるか内容で私にも経過については伝えてほしいと懇談をしたところであります。

その後、何らの回答がない中で、私は4年度の第2回定例会、昨年度の6月ですが、住民の見守りサービスについて提案をしたことがありますので、この問答に照らしてどう理解されているのか、これが二つ目であります。

三つ目については、意見もあわせてですが、町民からの問いには正確に答える、それは私であっても、私は今ここに立場を持って立っていますけれども、それは同じように町民に対しても正確に答える。意見には内部協議をしていく、それが基本だと思えます。

ですから、こう時間がかかったのは案件の特殊性もありましようけれども、忙しいのか町の対応は丁寧でない。率直にそう言わざるを得ません。

こうしたことが、私は平成の大合併が議論されて以降、町職員の採用をかなりの間セーブした、少なくした、採用しなかったことがその職員の全体像、全体の位置

に弊害が今生まれているのではないかと考えております。

以上、3点についてお答えをいただきながら、2回、3回と問答したいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和4年度の予算についてお答えいたします。

当初予算では、近年の実績を勘案し、1件当たりの平均額を3万5,000円とし、100世帯分の350万円を計上しておりましたが、燃料費の高騰や大雪により屋根雪おろしをする回数が増加していること等を考慮し、今定例会の一般会計補正予算において、1世帯当たりの除雪代金の上昇や申請件数の増加を見込み、1件当たりの上限額を5万円とし、事前申請100世帯分の150万円を追加したところでございます。

合計で500万円の予算となっております。今月より助成申請書の受け付けを開始しており、3月末日が締め切りとなっているため、実績はまだ算出できておりません。

次に、この助成事業の対象者については、浦臼町高齢者世帯等除雪費助成事業に関する規則第2条に規定するとおりでございますが、同条第1項第6号に規定する「その他特別に町長が認める世帯」の運用について補足をさせていただきますと、住民基本台帳において、この規則に定めた対象者外の世帯構成者がいる場合でも、その方が重度心身障がい者の場合、長期入院、入所している等の場合は、事実上、第1号から第5号に該当すると判断し、助成の対象としているところでございます。

現在、一部とはなりますが、精神障害者保健福祉手帳所持者も助成対象とした運用が行われており、身体状況等実情に即した適正な対象者の設定が図られていると考えておりますことから、現行規則にて対応してまいりたいと思えます。

議員が担当職員との本件懇談後に内部協議の結果をお知らせできていないことは丁寧さを欠くとのこと指摘を受けても致し方のない対応を言わざるを得ません。大変申しわけありませんでした。

令和4年第2回定例会における議員のご質問に対し、若年の精神障がい者への見守り等について、多方面からの情報にアンテナを張り、柔軟な方法により接する機会を設けて支援してまいりたいという趣旨の答弁を担当課長よりさせていただきました。

議員ご指摘のとおり、職員の採用を抑制した時期が一定期間あったことを考慮し、近年は社会人採用も活用しながら、職員数の確保、年齢構成の平準化に努めているところでございますが、昨今の行政需要の多様化や複雑化に伴う業務量の増加によって、多忙となる部署があることも承知しているところでございます。

議員ご指摘の弊害があったとしても、これを理由として町民へのサービス低下につながってはならないことは言うまでもございません。

町といたしましては、今後とも業務の効率化を図り、各種職員研修や人事評価制度などを活用し、職員の資質向上に努めることにより、支援を必要とする方に対し、親身な相談対応や訪問などを通じたきめ細かな支援が提供できるよう一層努めてまいります。

以上でございます。

○議長

それでは、再質問ございますか。牧島議員。

○7番（牧島良和君）

再質問をさせていただきます。

まず、ご答弁いただいた内容からの確認でございますが、お答えいただいた中で、今回の案件が住民基本台帳において、これら規則に定めた対象外の云々とありますけれども、そういうことではないですよ。町民ですよ。

なのに、ここでこの答弁が入ってくるというのは、何か特別理由があるのかどうなのか、それが1点目。

それから、1号から5号に該当すると、そういう対象でなるという判断になっているわけですが、私は明文化を求めているわけで、そのところのお答えが、する、しないはないですが、面談を私がしたときには、精神障がい1級の方は既にこの対象としていると。

だけれども、2級、3級にあっては、その対象でないから外れているんですよという説明でした。

ですから、そのところがどういう作業を通して対象になったのかというところはこれではわからないんですよ。

ですから、私は明文化してほしいというのは第1段階なんだけれども、結局精神障がい2級であっても、今回の事例は明らかに高齢者世帯とその障がいを持っていることで、機会を持ちながらも作業ができないと。

その実態をしっかりと見て、そしてその上でその検討をしてほしいと、することが町としてのこの仕組みの合理性にかなうものだと思うし、だからこそ今回今年度に限りは認めたと、そういうことだと思うんですね。そのところがまだお答えの中では正確でないんですね。ですから、そこをまずお答えをいただきたいと思います。

前段申し上げたように、本当に問題としては町民からの1件の問題です。だけどこのケースにあっては、まだまだいろんな課題を抱えながらも除雪のこの不便さを持っている方がおるかもしれない。

そうした人たちの町の施策がやっぱりそこで生活するための意義と、それから自信につながっていくという制度に町もしなければならぬ。貴重な僕は例だと、実態だと思うわけです。

それで、よく私が理解すれば、明文化しなくても、町長の裁量でそういう実質的な案件があって、できないことが、そうだねとわかったときに、これを加えるんだと、そういうところで、私は今良心的に理解しますけれども、それが明文化になるのか、今の条文の特に認めることとするのか、その点で正確にお答えいただきたい

と思います。

また、今回、私は町職員の年齢と、それから在職年数といかないまでも、役場に奉職してから何年目の人が何人いるだろうかということをお尋ねをしました。

それから、あわせて町が今年度、それから来年度も予定している、ここずっと予定している自治体職員の国が行っている、自治省が行っているのかな、そこでの自治大学への研修の方々のお名前とあわせていただきました。

そこでは、町職員56名の構成表であります、皆さんとともに社会福祉協議会や民生委員、あるいは町内会長さんを含めて、やっぱり町は自治として組織されているわけです。

今回、改めて、私はこのいただいた職員の皆さん方の年齢と、それから人数の表をつくってみました。アナログで。コンピューターだったらパーンと出るんだけどね。アナログでつくったの。

そうしたら、ここには町長、ここには副町長、特別職だけれどもね、ここに課長さんがいるなどね、書いたんですね。18歳から59歳まで。

一番多い年齢層で6人の方がいらっしゃいます。一番少ないときはゼロ、その次はお1人というところもあります。

私の表分けの中には女性は赤、それから男性は青色でかいているところなんです、かいたのは右手の棒グラフで横グラフで、左側の方はその合成した人数です。

それで、点々で記しているのは途中採用で、社会人枠でもって町が補充、あるいは必要な方々のお一人お一人として示したのが点々であります。

1センチお1人で3センチなら3人、先に6人と申し上げたから6人の6センチの棒グラフが示してあります。

私のこのグラフには、町職員でいらっしゃる皆さん方が一番若い人から55歳までお名前を入れてあります。私の図面にはね。

改めて、この図面を見ると、40歳までの人が24名、40歳以上の方が32名、特に40歳から49歳の方が27名いらっしゃいます。職員全体の実に48%です。計算が間違いでなければ。30歳までの人で11人、19%です。

この図をどう見るのかというのが、私の課題と同時にこうやってアナログでかいてみて、改めて思ったんですね。僕はやっぱりいびつだなと。

この図を見て、町長もお答えをいただきました。一時期採用しない期間があつて、そのことが弊害の一つとも考えられると。

私は、今回の議案で、国は合併化を一方向的に推し進めて、そして地方財源を削り、軍事費にどんどんどんどん金をつっ込んでいく姿が、もうありありと見えている。

そういう中で、本当に地方自治体が与えられた仕事をこなしていくのに、もう仕事の量が偏ってきているね。

そして、介護保険制度や、それから国民健康保険制度のあらゆる改革がどんどん進んで、一方ではその全体を通して建設課もそれから総務課も仕事のボリューム、物すごく多くなっている。本当に大変だと思います

56人の皆さん方がそのボリュームの仕事を1人2役、3役でこなしていかなけ

ればならない。これは本当に大変。僕はその一部の細々したところまでは見られませんが、本当にそう思うんですね。

ですから、その点での職員への仕事の偏り、一時的に偏ることはあるけれども、恒常的に偏っているのではないのかと、私はそう思っているんですね。

それで、2回目のところで質問したいのは、示したグラフをより掘り下げて、今私が申し述べたことでどうなのか、それから1回目に町長が答弁いただいたことに対して、私がいまいちわからないとしたところの2点について、再度正確にお答えいただきたいと。

○議長

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

牧島議員のご質問にお答えさせていただきます。

今案件につきましては、議員のご指摘のとおりかなり検討するのに時間を要しました。

町の高齢者世帯等除雪費助成事業に関する規則、議員もごらんになったと思いますが、今回この事例に関しましては、その第2条の6号に当たるということで判断をし、ことしは6号ということで助成を決定いたしましたということをご家族にお二方にそれぞれ説明を申し上げ、時間がかかったことのおわびを申し上げ、現状の体調についての確認も含めて全部させていただきました。

それで、基本的には身体障がい者の2級の方、3級の方、町内にはいらっしゃいますけれども、精神障がいがあっても日常生活や社会生活に援助を必要とされている方と、それが全く必要なくて就業もされている方もいらっしゃいます。なので、手帳所持イコール助成とはすぐには考えられないということがございます。

もちろん、本人ができていて、できそうなことを行政の制度、規則があるからといって奪ってしまうとか、遮ってしまうというのは、これは自立支援の観点からちょっと違うなと私は判断したので、職員にちょっと待ってという話もしました。

それで、ちょっと時間をかけて、かかわっている関係機関、相談事業者、医療機関の方々のそれぞれの立場での体調に関するご意見、今後の生活に関するご意見、今助成の作業に係る可能かどうかという部分の細部にわたるまで確認をいたしました。

その結果、遅くなりましたがということで連絡をさせていただいたということになります。

とてもこの疾患自体が見た目はわからないという疾患ですので、非常に理解されがたい部分であるということも含め、ご本人ともきょうお話ししましたけれども、今後ゴールは除雪の案件ではなくて、将来のことですよということもひっくるめて、今後またゆっくり関係機関も含めてお話しさせていただきたいとお話し申し上げたところで、了解を得たところでございます。

それから、明文化につきましては、重度心身障がい者に関しましては、第6号の中に含むとしておりますので、その重度心身受給者証をお持ちの方、その中には精

神の1級も入るんですけれども、その方々はこういう検討の期間を経ないでも助成対象ですよということで決定を下しているという経過がございますので、それもあわせて報告させていただきます。

以上でございます。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目でよろしいでしょうか。

職員構成のいびつといいますか、正常な状態ではないのではないかというご指摘をいただいております。

私も40年近く役場におりまして、そういう経過といいますか、見てきているわけですけど、いつかは本当に70人近い職員がいたときもありました。

その後、9年ほどですか、ほぼ職員の新規採用をとらないという時期が間にありまして、そこからまた再度とり出したという経過をしております。

もともとそれ以前からもいびつなところがありまして、退職者が出たら採用するという形で続けてきた経過がありまして、その間は結局はそのいびつな部分をもう一度いびつにしているというところがあったという記憶もございまして、さらに行財政改革でとらなかった時期も重なりまして、現在にあります。

さらに、現在の社会性といいますか、採用してもなかなか根づかないで退職される方も一定数いるという状況も加わりまして、現在の状況にあるという部分があります。

採用しても退職するということが少し繰り返されまして、現在の形になっているわけですけど、やはり一定数、過去の70人近いというところまでは持っていきるとは思っておりませんが、やはりいびつな部分というのは少しずつでも解消していかなければ、いつまでもいびつということが続きますので、ことしは採用には至っておりませんが、来年は1人でも2人でも適材が受験していただければ採用していこうと考えておりますし、それは今後も続けていきたいと考えております。

○議長

それでは、再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ここまでは少し優しく、3回で最後だからね。

経過はこれ、相手が人であるだけに時間がかかります。

ただ、当初述べたように、私は改めて聞きに行っているわけだから、こういう経過になりますよと、そうであれば私もまたご相談いただいた方にこういう経過なんですよという話ができるわけですよ。

当事者が11月だったか、そういうお話をしながら、私も1月13日にご相談を受けて、そして役場には1月17日にお邪魔しているんですね。それから優に2カ

月です。

これがあつたから、できる、できないということではない、それぞれの事情の中ですから、中間的にでもこうなんですという話があつてよかつたかなと。

だけど、できないことが、やっぱり過重、過密な中での仕事、保健センター、夜電気ついてないことないんですよ、これ。役場の庁舎前も時期にあつては忙しいとき、9時まで電気ついているんですよ。町民やっぱりみんな見ていると思います。

だから、大変な中で職員の方々も時間を惜しんでやられている、その実態を見ながらも、だからいいという町長のお答えではないですけども、そういうことではないというお言葉もいただいております。

今回の除雪の助成に関しての内容は昨年12月広報、それからことしに入つての1月の広報、そして3月の広報、それからペーパー、それから防災無線、それから23、24かな、鶴沼、晩生内での現地での申請の受け付けと、非常にきめ細かくやられているんですね。

今広報の関係でかぶりますが、一方で防災無線でも、それからペーパーでも除雪をする方は町道、歩道に除雪しないでくださいと。これまた何回も言うんだね。なして、こんな何回も言うんだらうと思つてね、私不思議だつた初めね。

そしたらね、町道に除雪する人いるんですよ。だから町は歩道に、町道に除雪しないでくださいと言うんですね。

除雪センターは、監視の人を含めて、きょうは降るか、降るまいかと窓の外の雪を見ながら、あるいはとある方法でもって察知しながら招集かけて、もう4時といつたらエンジンかかつて出動しているんですよ。3時半からもう出動している。私のところもばんばん通るから。

そうしたらね、私、軽トラで何回も町内を見て歩いたんだね。そうしたら除雪車来る前に町道に除雪するんですね。知ってる、町長。知らないの。

私が言いたいのは、それが決まりとして、町民の誓い、決まりを守りみんなで助け合ひましょうと皆さん復唱するんですね。決まりを守る。決まりなんです。出さないでくださいと広報は言っているんです。でも出ているんです。

僕はこれを取っかえ引っかえで、そこで出してるから、今回の問題で除外すべきものも制度がえだからといって一方的にけつているとは思わないけれども、一方では自分ところの雪を除雪車来る前に出して持つていつてもらつて、は一、きれいになつたと言っているわけですよ。

だけど、一方では15メートルも30メートルもある自分ところの敷地の雪を精神障がいのある助成金も使えない状態にあるこの現実を訴えているのに何だつて。

町道に除雪していることを合理化せい、認めろとは私、言いませんけれども、でも一方ではそういう人がいて、私はその人にどうこう言う立場はないですよ。町が言えればいい話だから。

だけど、そういうものも横目で見ながら、町民の切なる思いを聞いてくださいと年前から言っているのが、何で聞き入れられなかつたのかと、私はそこが残念でたまらない。



これは今回の問題に限らず、いろんなことでいろんな町民の皆さん方が悩みや意見を持っている。それにやっぱり町は正面切ってこたえていく必要があると思うんです。

この点について、その実態があるということの認識とどうとられるのか、これはやっぱり町長、考えてほしいな。お答え後でいただきたい。

私は今回の事例について、本当に1件。だけど私、よく町民に言うんです。1,700人の町で不妊治療を初め学校給食、就学援助、まだまだいっぱいありますよ。数え切れないぐらいうちの町で頑張ってるってやることがある。

それは今回の事例は1,700人で一つかもしれないけれども、1万7,000人の町だったら10軒の人たちがそのことで平均的におしなべて助かるんですよ。ああ、この町にいてよかったなと思うんですよ。

そういう視点で僕はとらえてもらいたいと思うんです。そこに皆さん方の仕事の領域があるし、その仕事に誇りを持って自治体職員として頑張ってもらいたいと。

もっと辛く言えば、道の駅の問題でコンサルには6,600万円使うけれども、町長が就任したときに、現状道の駅の駐車場、そこにつくるのがいいのか、いやいや、鶴沼の小学校跡地も考えられるのではないかとって、400万円だったか500万円だったか調査費につけた。

だけど、形には結果的には、またもとのところに議論が行ったわけでしょう。6,600万円、500万円と使いながら、平均3万5,000円の除雪費の援助に対して真剣に向き合えないということは、これはやっぱり残念ですよ。

それは事業、事業だから、こっちはこっちのお金ということになるけれども、やっぱりそういうところの常々の対比がこれからの自治をおさめる上で大事ではないのかと思うわけです。

それで、だから皆さん方は私も思うのだけれども、先ほどお答えもいただいたけれども、いびつな職員の増員、これはうちの町が頑張ってるってやっっている個々の施策、地域から上級機関にどんどん発信しないと押しつぶされてしまう。

だから、自信を持って、やっぱりやっっている仕事に制度、仕組みの先端と言っているもの、国は保育料の問題だとか、学校給食の問題だとか今やっと考えているわけでしょう。

地域が頑張ったから、やっぱり今この形になっているんだと思うんだね。そこに僕は自信を持ってほしい。

かぶさるけれども、そういう視点から見たときにどう考えるのか。

また、自治大学校に行った人、私、名簿の上に緑色の丸印をつけたんですよ。そうしたら49歳ぐらいまでみんな行っているんだな。

女性の方への自治大学は今のところゼロ。それに乗れる環境があるかないかということもあるから、大変だとは思いますが、町長が自治大学に行ったのは42か43のときでしょう。20年前、早いね。

中間抜けとは言わないけれども、これから頑張ってもらえる人、やっぱりそこに力をつけてもらう。

もっと言えば、社会人枠で入った人たちに今後担ってもらわなければいけないわけだ。そういう人にもしっかりと向けて頑張ってもらおうと。

それから、もっと言えば、自治大学、ことしも行っている、そうした人たちの半年間の分、1日で報告せいなどということにはならないけれども、これ内部でやっているんですかね。ことしの自治大学の研修の中でやっぱり一番肝はここだったとか、ここに今後課題があるとか、そういう内部での職員の中での協議、検討、資質を高めていく、スキルを高めていく、そういうことも僕ね、やっていなければ提案したい。

そうでなければ、今本当に少ない中でどう乗り切るか、これは私は今ここでそう思うんです。

ああ、そうだ、町長、42歳で受講していると書いてあったわ。

やっぱり、そして共有化していくことが大事だと思います。

先ほど合併の話もしたけれども、今回ちょっと多岐にわたるけれど、質問、それから意見も含めて、平成の合併では村では568あったのが184になって、そして町でも1,994あったのが757になって、本当に半減しているわけですよ。

だから、そういう意味で皆さん方、自治体労働者としての自覚と責任をまだまだ鼓舞しながら頑張っていかなければならないのではないかなと思います。

今2点ほどになりますけれども、町長からもお答えをいただきたいと思います。

私は、最後に浦臼町には小松氏や小田切氏の絵画が佐藤博氏からの寄付であります。

私は、その絵の一つ一つをどう見るのかというのは難しい反面、そういう視点からも見てみたいなと思っています。

多目的センターでは意見も言いますが、そういう機会があればぜひしっかりともう一回見てみたい。1回、2回、見てみたいと思います。

そこで、私は今回NHKテレビで坂本直行さんの取り扱いが2回あったかと思えます。おもしろかったね。元気が出たね。

札幌市で坂本直行の絵の展示会がありました。私もどうしても行きたくて行ってきました。そこで2時間いました。

そしてすぐ帰ってきたんですが、浦臼町は高知県、そして先日行った本山町、龍馬の語りもしながら過ぎた時間、そして直行と坂本家をくぐることの一つとしてもどうしても行って見たかった。

先日、あちこちの話になるけれども、奈井江町議会が議会広報を出していて、そこに移住者の声が載せられています。

樺戸連峰を見るとすごくきれいだ。いいところだと。奈井江町に移住してよかったと。樺戸連峰見えるからという記事が載っていましたが、改めて私も小さいときから樺戸山を見ると、町長、こういうの、山の形がね、どこも大きな括弧でくくっているように山々が並んでいるんですよ。樺戸山、浦臼山、クマネシリまでは見えないけれども、これは於札内の沢からも、それから札的の沢からも久々津の沢からもよくよく見える。とりわけ今は真っ白になって、大変きれいです。

私は、このおわんを伏せたこの形、大きな大括弧にくくって見えるんですね。

町長にあっては、町民を抱え込むようにしっかりせいと、町は町民を守っているからと。制度、仕組みはこたえていくと、そういう視点であの山々が大きく町民をくくっているように見える。

直行さんの山の絵を見たからそう思うのかもしれないし、山を見たときに小さいときから見える山だから、なお私にはそう映るのかもしれない。

だけど、町もそういうくくりであってほしいな、あっていていただきたい。

町長にあっては、町民の個々の問いにしっかり耳を傾けて、一つ一つの事案に問答を繰り返し、対処していただきたい。このことを最後の問いとし、質問を終わります。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

どこからお答えしたらいいかというところですが、まず今回の除雪に対する支援制度と町道に雪を排出される方がいられると、そちらには目をつぶって、目をつぶっているわけでは当然ないんですけど、片や除排雪に苦勞されている方がいらっしゃるということに対する、町長としてどういう見方をしているのだという最初の問いではなかったかと思うのですけれど、当然すべてを監視しているわけにもいきませんし、当然すべてを見ていられないというのはご理解いただきたいと思います。

ただ、精神の2級だった方を拾うという対応を今回はとらせていただきましたけれど、今回よくよく、やはり調べさせますと、結果的には数字では縛れない決め切れないところがあるというのは、全く知らなかったわけではありませんけれど、役場の仕事として、どうしても数字でどこかに線を引くというのはやむを得ないという思いはあります。

それは今でもありますけれど、そのぎりぎりのところに乗っている方というのをどうするかというのは、多分自治体にとっての大きな問題になっていくといえますか、ただ私たちの町は本当に1,700を切るような人口になってしまいましたけれど、やはりそういう意味ではまだ一人一人が見えているのかなという部分はあります。

これまでも担当の方でも、結果的にはそういう対応をしてこなかったわけですが、話し合いというのは相談も受けているような経過はそれまでもあったとは聞いておりますし、ただやはり公務という意味では数字に乗っていないという部分がありまして、そういう対応をしてこなかったわけですが、すべてにそういう対応ができるかどうかというのはお約束できかねるところはありますけれど、そのライン上の方をどうしていくかという視点は今後とも職員の方にはそういう見方をするように話はしていきたいと思います。

100点は多分とれないと思いますけれど、それに向けて取り組んでいくように話をしていきたいと思います。

もう一点、自治体、帰還後の報告といいますか、何らかの上に対するものなのか職員に対するものなのか、ちょっとまだ考えておりませんが、そういう発表の場というのですか、そういうことをおっしゃられたのではないかと思いますけれど。

○7番（牧島良和君）

共有する場。

○町長（川畑智昭君）

それは形はどうあれということなのかもしれませんが、以前からそういう話があったのは確かですが、長い歴史の中で実現してこなかったというところがありますので、再度ちょっと所管の方に検討するように伝えます。

最後に、樺戸山の話が出ましたけれど、なかなかああいう大きく傘になるような町になっていければとは思いますが、小さな町ですから、千六百何十人、大きな町より目の届く町ではあると思いますので、先ほどと同じ話になりますけれど、細かなところに目配り、気配りができるような姿勢で仕事に当たるように今後とも努めてまいります。

○7番（牧島良和君）

ありがとうございました。

○議長

これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、休憩とさせていただきます。

休憩時間を4時ちょうどといたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時59分

○議長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第10号～日程第6 議案第14号（一括議題）

○議長

お諮りします。

日程第2、議案第10号から日程第6、議案第14号までの5件については、関連がありますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第11号 令和5年度浦臼町一般会計予算、日程第4、議案第12号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第5、議案第13号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議

案第14号 令和5年度浦臼町下水道事業会計予算については、一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を、中川予算審査特別委員長に求めます。

中川委員長。

○予算審査特別委員長（中川清美君）

ただいま議題となっております、議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、ほか4件について、特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

3月3日に開会された本会議で、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、5件の議案が付託され、去る3月9日及び10日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審議をしたところであります。

その結果は、別紙のとおり報告書に記載しておりますので、内容については省略しますが、本委員会はいずれも原案可決すべきものと決定しましたので報告します。

以上、報告を終わります。

○議長

ただいま、予算審査特別委員長より報告がありました。

お諮りします。

議案第10号から議案第14号までの5件については、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託した審査案件であります。

この際、討論は省略し、予算審査特別委員長報告のとおり可決することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長

異議ありますので、初めに議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立全員です。

したがって、議案第10号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和5年度浦臼町一般会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私は、令和5年度浦臼町一般会計予算に反対する立場から討論いたします。

多世代交流施設は、計画当初から議会でもいろいろな意見が交わられていました。ほかに類似する施設があるのに、それらの改修ではなくて新築にする必要があるのか、鶴沼や晩生内の町民も来やすい交通手段が用意されているか、町立診療所や駅を活用して交流の場をつくれなかなど意見はさまざまでしたが、それらの意見が反映されることはありませんでした。

町長は、町の中心部ににぎわいを創出する目的で建設に意欲を見せられ、計画はそのまま進みました。

途中で石づくり倉庫を活用することになりましたが、かえってホールはミニコンサートをするにも狭く、食事の提供もできない簡易なキッチンとなったのは残念です。

一つに、町民との合意形成のありようがもっと多様な意見を踏まえたものになっていけばという思いがあります。

とはいえ、たくさんの皆さんの期待を受けて建設される多世代交流施設が町のにぎわいを取り戻すようたくさんの方に利用いただけることを私は心から望むものであります。

しかしながら、もう一つ納得がいかないのが、令和6年5月に完成すれば話題を集めるであろう新施設が、町長が新年度から取り組むとおっしゃっているゼロカーボンシティの象徴となるべきであったのにそうになっていないことです。

近年、世界的に脱炭素社会に向けた動きが加速しており、地球環境に対して負荷の少ない再生可能エネルギーの導入は一般的になりつつあります。

既に多くの自治体がゼロカーボンシティ宣言をしています。再生可能エネルギーの導入は建設時に多くの費用を費やすかもしれませんが、ランニングコストの削減につながるので、長期的な視点から見れば投資の回収は短期的に行われるものです。エネルギーの自給自足は防災の観点からも目指すべきことと、私は思います。

計画段階で十分に審議されるべきことが審議されてこなかったことを問題としたいと思います。

また、道の駅再整備については、町が主体性を持って取り組んでいないことが、職員や町民に不安を与えています。今後の町政運営にも大きく影響を及ぼす事態と懸念するものです。

よって、令和5年度の浦臼町一般会計予算を反対といたします。

○議長

次に、賛成討論の発言を許します。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

私は、令和5年度一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和5年度の浦臼町の予算編成については、町民がこの町で暮らしていく上で基礎となる公共交通、医療、教育などの社会インフラを確保し、持続可能な財政運営と地域や産業の振興に資する取り組みをスタートさせるものとなっております。

公共事業では、市街地の活性化などを目的とする多世代交流施設の建設、町立診療所の建てかえに向けた設計への着手、JR札沼線軌道撤去と鉄橋の解体が予定されています。

また、近年、気候変動の影響による気象災害の激変化などは顕著であり、これら対策として令和4年度に引き続き支浦臼内川護岸改修工事や懸案事項であるトレシップタウンシナイ川河床整備工事なども予定されており、評価するものであります。

令和5年度予算は、過去最大の予算規模であり、令和6年度以降も財政運営には注視する必要があると考えますが、各事業が適正に執行されることを期待し、私の賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私は、一般会計に反対する立場から反対討論をいたします。

端的に言って、道の駅含めたランドデザインにあってではありますが、やっぱり閉塞的なところに陥り、せっかくお金をかけていただいたコンサルのその膨大な資料といますか内容を基本的に町民に伝わっていない、そうしたことが今の状況を生み出していると思います。

町長は、金銭面での膨大な点を指摘されますが、それは時間との経過の中で結果としてそうなっていることでもありますけれども、その内容の実情について、町民はほとんど知らない、わからない、そういう執行のしようではなりません。

今回、予算化していることについても、それ以上の私は内容が出てくるとは思っていませんので、反対をいたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

私は、賛成の立場からの討論とさせていただきたいと思います。

今年度予算においては41億円と、今までにない大型予算となっております。

しかし、これについてもこれからコロナが終息後ということでもありまして、いろいろこれからまた浦臼町においても大きな形で前進をしていかなければならない、それは必要な予算ではないかなと思っております。

また、その中収入においても、地方交付税や町債、または繰入金等でしっかりと充当されておりまして、適正な予算執行が認められるものと考え、私の立場から賛成の討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第11号 令和5年度浦臼町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第12号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長



起立全員です。

したがって、議案第13号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和5年度浦臼町下水道事業会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第14号 令和5年度浦臼町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

ただいま、川畑町長から、報告第1号 専決処分した事件の報告についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1号として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 報告第1号

○議 長

追加日程第1、報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

報告第1号 専決処分した事件の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、令和4年9月13日開催の令和4年第3回浦臼町議会定例会において議決いただきました、議案第31号 工事請負契約の締結について（令和4年度道路メンテナンス補助中央線・浦臼内川橋補修工事）におきまして、変更契約を締結する必要が生じ、その変更契約金額が当初契約金額の10%以内であるため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について、第3項の規定により、専決処分とさせていただきますので、その内容について報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決事項、工事請負変更契約の締結について（令和4年度道路メンテナンス補助中央線・浦臼内川橋補修工事）に係るものでございます。

契約金額、当初契約金額5,698万円を第1回変更5,704万6,000円に6万6,000円の増額による変更契約をしたものでございます。

変更の要因としましては、処分料の概数の確定により変更するものでございます。

令和5年3月8日

浦臼町長 川畑智昭

以上、報告第1号 専決処分した事件の報告についての報告説明でございます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

処分料の変更ということですが、以前にあったのは塗料等の変更で、こうした案件があったかと思うのですが、今回の処分料とは何を指しますか。

○議 長

竹田技術長。

○建設課技術長（竹田圭一君）

質問にお答えします。

コンクリートがらの概数の確定によるものになります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第1号 専決処分した事件の報告については報告済みといたします。

◎日程第7 議案第15号

○議 長

日程第7、議案第15号 浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の19ページをお開き願います。

議案第15号 浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和5年3月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正され、町独自の保護措置を加えつつ法で委任された事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては、次のページをお開き願います。

浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。

まず、第1条は趣旨の規定であります。法の施行に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、定義の規定でございます。

第1項は、実施機関を定めるものでございます。

第2項は、条例で使用いたします用語の例を定めるものでございます。

次に、第3条は開示決定等の期限に関する特例の規定でございます。条文にあります法83条は開示決定等の期限で、請求から決定までの期間「30日以内」から「14日以内」とするものでございます。

次に、法第84条は開示決定等の期限の特例で、「60日以内」から「30日以内」とするものでございます。

次に、第4条は開示請求に係る手数料等の規定でございます。手数料の額は無料とするものでございます。

次に、第2項は写しの作成及び送付の費用は請求者の負担とするものでございます。

第5条は、審査会への諮問の規定でございます。実施期間は個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは浦臼町個人情報保護審査会に諮問することができることを定めているものでございます。

最後に、附則でございます。

附則第1条では、条例の施行日を令和5年4月1日からとするものでございます。

次に、附則第2条では、浦臼町個人情報保護条例を廃止するものでございます。

次に、附則第3条では、浦臼町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置で、職務上

知り得た情報を他人や不当な目的に使用してはいけないことなどの守秘義務を守ることを定めるものでございます。

次に、第1号では実施機関等に課せられた義務、第2号では指定管理者を指定した実施機関に課せられた義務、第2項では本条例の施行の日前に旧条例に基づき請求、開示等の中止については従前の例によるものと定めるものでございます。

次は、別冊参考資料により説明をいたしますので、資料の9ページをお開き願います。

附則第4条では、浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部でございます。

条例第8条第2項第7号につきましては、国の法律改正に基づきまして、それぞれ必要な文言等を加えるものでございます。

また、12条第1項におきましても、国の法律改正に基づきまして、それぞれ必要な文言等を修正してございます。

議案書の21ページにお戻り願います。

次に、附則第5条でございますが、浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、課せられている義務につきましては、本条例施行後も従前の例によるものでございます。

すいません、次、同じく別冊参考資料10ページをお開き願います。

附則第6条の浦臼町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、法律施行の条例の制定に伴いまして、文言の修正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

附則第7条、浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部でございますが、これにつきましても法律施行条例の制定に伴いまして、文言の修正を行うものでございます。

以上が、議案第15号 浦臼町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第15号 浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第16号

○議 長

日程第8、議案第16号 浦臼町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長(明日見将幸君)

議案書の23ページをお開き願います。

議案第16号 浦臼町個人情報保護審査会条例の制定について。

浦臼町個人情報保護審査会条例を次のとおり制定する。

令和5年3月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、浦臼町個人情報保護条例が廃止されることに伴いまして、所要の制定を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町個人情報保護審査会条例でございます。

内容につきましては、条例を章立てにする制定でございますして、目次及び章名を付するものでございます。

最初に第1章、総則でございますが、第1条で趣旨の規定であります本条例の手續について必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2章、設置及び組織でございますが、第2条では設置の規定でございます。諮問に応じ審査請求を調査審議するため審査会を置くことを定めるものでございます。

次に、第3条では、組織の規定でございます。委員3人以内とするものでございます。

次に、第4条では、委員の任期の規定でございます。任期を2年以内とするものでございます。

第5条では、会長の規定でございます。互選によるものでございます。

第3章ですが、調査審議の手續でございます。

第6条では、定義の規定であります。この章で示す諮問庁というのは町の機関であるとするものでございます。

第7条では、審査会の調査権限の規定でございます。必要があると認めるときは、

諮問庁に対し個人情報の提示を求めることを定めるものでございます。

次に、第8条では、提出資料の写しの送付等に関する規定でございます。行政不服審査法における主張書面等の提出があったときは、その写しを主張書面等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することを定めるものでございます。

第9条では、行政不服審査法の適用の規定でございます。

第4章でございますが、雑則でございます。

第10条では、調査審議手続の非公開の規定で、調査審議の手続は公開しないことを定めるものでございます。

次に、第11条では、規則への委任の規定でございます。

第12条では、罰則規定であります委員の守秘義務に反した者に対する罰則を定めるものでございます。

最後に、附則でございます。

附則第1条は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

附則第2条は、旧審査会の廃止に伴う経過措置でございます。

第1項は、制定前の条例の規定による旧審査会の委員は施行日に委嘱を受けたものとみなすものでございます。

第2項は、前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなす委員の任期は、旧審査会の委員としての任期の残任期間とするものでございます。

第3項では、施行日前に旧審査会にされた不服申し立て等の諮問は審査会に諮問されたものとみなすものでございます。

次に、第4項は、旧審査会の委員の守秘義務を定めるものでございます。

以上が、議案第16号 浦臼町個人情報保護審査会条例の制定についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

1点だけ。

第1章の総則の組織の第3条のところに、審査会は委員3人以内をもって組織するというのがあるんですが、先ほどの審査会の説明の中の部分で、これは旧だからなのかちょっとわからないのですが、審査会は委員3名をもって組織すると、こっちは3名と規定をしている、こっちは3人以内をもってとなっているんですが、これは何か違うもの。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

前段、全員協議会で説明させていただきました資料の中で3名となっているんです

けれども、この条例が3名以内となっておりでございますので、先ほどの資料、「以内」が正しいので訂正をさせていただきたいと思っておりますので、この条例、3名以内ということで間違いありませんので、お願いしたいと思っております。大変申しわけございませんでした。すいません。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第16号 浦臼町個人情報保護審査会条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第17号

○議長

日程第9、議案第17号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長(上嶋俊文君)

議案書27ページをお開きください。

議案第17号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年3月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案の理由につきましては、昭和39年浦臼町条例第16号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものでございます。

1、契約の目的、令和4年度社会資本整備総合交付金事業ひばり団地(I棟外)建築工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札(最低制限価格適用)でございます。

3、契約の金額2億4,200万円(うち消費税額2,200万円)。

4、契約の相手方、三鈺・今田経常建設共同企業体。代表者、砂川市東1条南18丁目1番31号、三鈺建設株式会社、代表取締役社長西長親男氏。構成員につきましては、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地112、株式会社今田建設、代表取締役今田厚子氏でございます。

本件は、令和5年2月14日開催の令和5年第1回浦臼町議会臨時会議案第1号で予算の議決並びに令和5年度への繰り越しの承認をいただいた事業でございます。

本工事は、ひばり団地整備事業の最終年でありまして、公営住宅木造平屋建1棟4戸、地域優良賃貸住宅木造2階建1棟4戸を整備するものでございます。

以上が、議案第17号 工事請負契約の締結についての説明です。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第17号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 同意第1号

○議 長

日程第10、同意第1号 監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時35分

○議 長

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。



○町長（川畑智昭君）

同意第1号 監査委員の選任の同意を求めることについて。

監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年3月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の349、氏名は笹木政廣、生年月日は昭和25年5月29日、選任理由につきましては現笹木政廣委員の任期が本年5月9日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするものでございます。

以上が、同意第1号の内容でございます。十分ご審議いただきまして、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 監査委員の選任の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時37分

○議 長

会議を再開いたします。

◎日程第11 同意第2号

○議 長

日程第11、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めること

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年3月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、樺戸郡浦臼町字キナウスナイ189番地の14、氏名は則本洋希、生年月日は昭和47年12月28日、提案理由といたしまして、現則本洋希委員の任期が本年5月6日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするものでございます。

以上が、同意第2号の内容でございます。十分ご審議いただきまして、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第12 発議第1号

○議長

日程第12、発議第1号 浦臼町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

発議第1号 浦臼町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布され、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正が行われたところであります。

しかし、議会が保有する個人情報については適用が除外となることから、共通ルールに沿った個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続や取り扱いを定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長 長

起立全員です。

したがって、発議第1号 浦臼町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 所管事務調査

○議長 長

日程第13、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉

会中の調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
したがって、令和5年第1回浦臼町議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時42分